

令和7年第2回（6月）坂城町議会定例会会期日程

令和7年6月9日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	6月 9日	月	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 ・人事案等質疑 討論 採決
2	6月10日	火		○休 会 （一般質問通告午前11時まで）
3	6月11日	水		○休 会
4	6月12日	木		○休 会
5	6月13日	金		○休 会
6	6月14日	土		○休 会
7	6月15日	日		○休 会
8	6月16日	月	午前 9時	○本会議 ・一般質問
9	6月17日	火	午前 9時	○本会議 ・一般質問
10	6月18日	水	午前 9時	○本会議 ・一般質問 ○委員会 （総務産業、社会文教）
11	6月19日	木		○休 会
12	6月20日	金	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等 質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

6月9日上程

議案第28号	坂城町教育委員会委員の任命について	6月9日	同意
議案第29号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	6月20日	可決
議案第30号	坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例について	6月20日	可決
議案第31号	令和7年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について	6月20日	可決

6月20日上程

議案第32号	令和7年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について	6月20日	可決
発議第2号	米政策を抜本的に転換し、米を安定供給することを求める意見書について	6月20日	可決

令和7年第2回坂城町議会定例会

目 次

第1日 6月9日（月）

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○町長招集あいさつ	3
○議案第28号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	9
○議案第29号～議案第31号の上程、提案理由の説明	9

第2日 6月16日（月）

○議事日程	14
○一般質問 山城 峻一 議員	14
中村 忠靖 議員	24
大森 茂彦 議員	31

第3日 6月17日（火）

○議事日程	46
○一般質問 宮入 健誠 議員	46
朝倉 国勝 議員	55
水出 康成 議員	66

第4日 6月18日（水）

○議事日程	80
○一般質問 星 哲夫 議員	80
大日向進也 議員	86

第5日 6月20日（金）

○議事日程	96
○議案第29号～議案第31号の質疑、討論、採決	96
○追加議案上程、趣旨説明	100
○議案第32号及び発議第2号の質疑、討論、採決	102

○閉会中の委員会継続審査申し出について	1 0 5
○町長閉会あいさつ	1 0 5

令和7年第2回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和7年6月9日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 6月9日 午前10時00分
4. 応招議員 13名

1 番議員	中 嶋 登 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	大日向 進 也 君	9 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	祢 津 明 子 君
4 〃	水 出 康 成 君	11 〃	朝 倉 国 勝 君
5 〃	宮 入 健 誠 君	12 〃	滝 沢 幸 映 君
6 〃	中 村 忠 靖 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	星 哲 夫 君		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 12名
7. 欠席議員 12番議員 滝 沢 幸 映 君
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	北 沢 明 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	川 島 徳 夫 君
企 画 調 整 係 長	橋 本 直 紀 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	
子 ども 支 援 室 長	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 議案第28号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 第 6 議案第29号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 7 議案第30号 坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第31号 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について

11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、12番 滝沢幸映議員から欠席の届出がなされております。

また、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は、理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（中嶋君） 会議規則第127条の規定により、8番 玉川清史議員、9番 山城峻一議員、10番 柁津明子議員を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（中嶋君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの12日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月20日までの12日間とすることに決定いたしました。

一般質問の通告は明日１０日の午前１１時までといたします。質問時間は答弁を含め１人１時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会で決定をいたしましたとおりであります。

なお、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により、午前９時といたします。

◎日程第３「町長招集あいさつ」

議長（中嶋君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和７年第２回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき、開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、５月２４日から昨日までの１６日間にわたり開催いたしました「第２０回ばら祭り」につきましては、県内外の多くの皆様にご来園いただく中、大変好評のうちに閉幕することができました。

初日の２４日には、議員各位をはじめとする来賓の皆様にご出席をいただく中、２０回目の節目となる開祭式に続き、町のオリジナルローズである「さかきの輝」の記念植樹を行いました。

今年は比較的寒い日が多く、開花状況も心配されましたが、期間を通してバラを楽しむことができました。

また、期間中は千曲川河川事務所のご協力をいただき、河川敷内の駐車場を活用させていただいたほか、複数回にわたるテレビ中継や新聞各社などのマスメディアによる情報発信に加え、新たにウェブ広告を取り入れるなど集客に努め、週末の悪天候が続いたものの、ばら祭りの期間中で、前回は上回る３万人以上ものお客様にご来園いただきました。

また、ばら祭り期間中は、モンキーパフォーマンスやサクソコンサート、バルーンショー、ジャグリングショーといったイベントの充実に加え、キッチンカーや町の特産品の販売など出店者が増えたこともあり、ご来園いただいた大勢の皆様に、ばら祭りを楽しんでいただくことができたものと感じております。

これもひとえに、ばら祭り実行委員会の皆様をはじめ、日頃から丹精込めて管理していただいた「薔薇人の会」の皆様、各種イベントなど盛り上げていただいた皆様、また販売ブースでお客様のおもてなしをしていただいた各種販売店の皆様のおかげと、心から敬意を表するとともに、深く感謝申し上げますところであります。

また、ばら祭り期間中の今月１日には、坂城駅前の多目的広場を会場に、町内外のワイナリーと飲食店が多数出店する「坂城駅前葡萄酒祭２０２５」が開催されました。

当日は、ばら祭りとの相乗効果もあり、昨年上回る約２，８００人の方にご来場いただき、

大盛況の一日となりました。会場では、坂城中学校吹奏楽部によるオープニングを皮切りに、町出身のサクソフォン奏者やピアニストによるコンサートもあり、来場された皆さんは、心地よい音楽が奏でられる中、お好みのワインや食事を楽しみながら、初夏のひとときを過ごされていました。

こうしたイベントを通じて、町におけるワイン文化の推進とともに、交流人口や関係人口の創出に大いに期待するところであります。

また、ばら祭りの開催に先立ち、色あせ等により見えにくくなっておりました、国道18号田町交差点付近に設置している町PR看板をリニューアルいたしました。

三つの盤面は、「ばらと日本刀」、「村上義清生誕の地」、「ものづくりの町」を新たなデザインでPRしており、町の認知度向上とイメージアップにつながるものと考えております。

このほかにも、新年度に入り、様々な行事やイベントが実施されております。

4月20日には、坂城ライオンズクラブとの共催により、第25回千曲川クリーンキャンペーンを実施いたしました。

今年も昨年同様、埴科用水頭首工付近、大望橋周辺、鼠マレットゴルフ場付近の3会場とし、町民の皆様にも参加を呼びかける中、3会場で200人を超える方にご参加いただきました。

町のシンボルである千曲川を後世に残すため、引き続き千曲川の美しい景観の保全に努めてまいります。

また、4月23日には、びんぐし山の町有林におきまして町植樹祭を開催し、村上小学校6年生の児童29名をはじめ、町内外から約100名の方々にご参加いただき、アカマツ600本の植樹に汗を流していただきました。

継続して森を育てることの大切さを実感していただくとともに、健全な森林づくりが災害防止、健康保養、自然教育など地域社会にとって不可欠な社会的・文化的価値を有していることをご理解いただけたものと考えております。

5月に入りまして、11日には、坂城ライオンズクラブ主催の「第3回さかきっずフェスタ」がびんぐしの里公園で開催され、快晴の爽やかな天候の中、子どもたちやその家族など大沿いの皆さんでにぎわいました。

当日は、町内企業や警察、消防の協力もいただく中で、乗り物試乗やじゃんけん大会、足場展望台のほか、ステージ発表やワークショップ体験、模擬店など多くの催しが行われ、子どもたちの貴重な体験や学びの機会になったものと考えております。

また、18日には、「春のスポーツ大会」が開催され、昨年度より多い15分館30チーム、約300人の皆様がソフトボールとビーチボールに汗を流しました。

今後も、このような機会を通じて、多くの皆さんがスポーツに親しみ、親睦と融和を深める機会にしていいただければと考えております。

さて、世界の経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカでは、1～3月期の実質GDP成長率は前期比年率マイナス0.3%と、3年ぶりのマイナス成長となっており、先行きについても、関税措置に伴うアメリカ国内の物価上昇を通じて、個人消費や設備投資が下押しされる見込みで、経済政策をめぐる不確実性や不透明感の高まりにより景気は減速すると予想されております。

また、中国におきましても、景気対策による内需の押し上げにより消費・投資ともに増加したものの、アメリカの関税措置による影響で内外需とも大幅に悪化する見通しで、2025年通年の成長率は低下すると予想されております。

一方、ヨーロッパにおきましては、1～3月期の実質GDP成長率は前期比年率プラス1.4%で、主要国のドイツやフランスはプラス成長に転化しており、イギリスの景気回復は足踏み状態とされているものの、ユーロ圏全体の先行きは、インフレ率が低下基調で推移する見込みとなっております。

こうした中、国内の状況であります。内閣府による5月の「月例経済報告」では、「景気は緩やかに回復しているが、アメリカの通商政策等による不透明感がみられる」としており、先行きにつきましては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される一方、アメリカの通商政策の影響による景気の下振れリスクの高まりや物価上昇の継続による消費者マインドの下振れ等が景気を下押しするリスクとなっており、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある」としております。

また、長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が5月に発表しました「長野県の金融経済動向」によりますと、個人消費は緩やかに増加しており、設備投資も堅調に推移しているほか、公共投資や住宅投資は横ばい圏内とし、生産についても横ばい圏内で、雇用・所得は緩やかに改善していることから、総論として、「長野県経済は、持ち直している」としております。

また、長野財務事務所における県内経済情勢におきましても、個人消費は緩やかに回復しつつあり、生産活動は持ち直しつつあるとの観測で、総括判断として「県内経済は、持ち直している」としているところであります。

当町におきまして、4月に実施いたしました町内の主な製造業20社の1～3月期経営状況調査の結果では、3か月前との比較で、生産量プラスとした企業は前回調査時と同じ8社で、売上げをプラスとした企業は9社から8社に減少はしたものの、前回調査時に1～3月期の生産量及び売上げの見込みをプラスと回答した企業数をそれぞれ上回る結果となっております。

また、雇用につきましては、調査した20社の本年4月の新卒採用は総計132人となっており、来春、令和8年4月の雇用につきましても、5社が増員予定で、10社が減員分の補充等を予定するなど、国や県の観測と同様に「持ち直し」の動きがうかがえる状況となっております。

ます。

今後、アメリカの関税措置による影響が懸念されることから、町といたしましても、その動向を注視する中で、情報収集などに努めてまいりたいと考えております。

このように、刻々と変化する世界情勢の中では、様々な場面において国際感覚を持った人材の育成が大変重要になっており、町では、昨年度末の3月22日から27日にかけてアメリカ合衆国サンフランシスコ・シリコンバレーへの中学生海外派遣事業を、また、3月23日から27日にかけて高校生のタイ国研修事業を実施し、中学生8名と高校生8名がそれぞれの研修に参加いたしました。

先月21日には、海外研修に参加した中学生8名が報告書を手渡しに来庁され、研修で経験したことや感じたことなどを報告いただきました。秋に行われる大峰祭では、この貴重な体験を全校生徒に向けて発表いただく予定とお聞きしております。

また、同日の夜には、高校生タイ国研修事業の報告会が行われ、参加した高校生からは、日本では体験することができない貴重な経験をし、多くの刺激と感動を受けたことなどの報告がありました。

多感な時期にある中学生・高校生が海外に赴き、異国の人や言葉、文化などを直接肌で感じたことは、これからの人生を歩む上で大変貴重な体験になったものと考えております。

続きまして、新年度に入り取組を進めている主な事業について申し上げます。

将来のまちづくりの指針であり、町の最上位計画であります「坂城町第6次長期総合計画」の前期基本計画が今年度末に計画期間の終了を迎えることから、今年度、計画期間を同じくする「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を統合した形で、後期基本計画を策定してまいります。

策定にあたりましては、前期計画の事業検証と町民アンケートを実施するとともに、町の将来像である「輝く未来を奏でるまち」を目指すこれまでの取組を継承しつつ、計画の素案づくりを行い、審議会等にお示ししながら策定作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、新複合施設につきましては、昨年度の基本設計を踏まえ、さらに詳細な実施設計に現在着手しており、各部屋の設備や備品等の配置など、各部門とのヒアリングを進めているところであります。

並行して、施設建設に係る補助等につきましても、国・県と協議をしながら、令和8年度の事業要望の申請準備を進めているほか、関係機関との協議や調整を進めております。

また、今年度第1回目の新複合施設建設委員会につきましては、7月中旬頃をめどに開催する予定としており、各部門のヒアリングの内容を反映した実施設計の途中経過等についてご説明をしてまいりたいと考えております。

本事業もいよいよ実施設計の段階に入り、施設建設もより具体的な姿が見えてまいります。多様な人が集い新たな交流を創出する場として、基本構想に掲げております「すべての人が安

心できる居場所になると共に、人がつながり、笑顔がつながる、w e l l b e i n g の実現空間」となるよう、引き続き取組を進めてまいります。

続いて、町のD X（デジタルトランスフォーメーション）の推進に向けましては、昨年度から新たに組織した「D X推進室」を中心に進めているところであり、今年度におきまして国の「デジタル田園都市国家構想」に基づき、4月に「新しい地域経済・生活環境創生交付金」の交付決定をいただく中で、地域の課題解決や魅力向上の実現に向けてデジタル実装を進めているところでもあります。

具体的には、これまで町民の皆様にご利用いただいております各種サービスやアプリを集約した入り口となるソフトウェアとして「自治体統合アプリ」を構築・提供するほか、公共施設利用者の利便性向上を目指し、窓口に出向いての鍵の受渡しが必要になる「スマートロックシステム」の導入を予定しているところであり、今年度中の運用開始に向けて現在事業を進めているところでもあります。

また、国の令和6年度補正予算に伴う繰越事業として実施しております物価高騰対応重点支援給付金事業につきましては、エネルギーや食費等の物価高騰による、低所得世帯への影響が大きいことから、その実情を踏まえた生活支援を行うことを目的に、住民税均等割非課税世帯を対象に一律3万円を、また、対象世帯の子ども1人につき2万円の加算給付を開始しており、これまでに1,242世帯、子ども97人分の支給が完了しております。

さらに、国の支援制度の対象とならない住民税所得割非課税世帯を対象に、一律2万円を、同対象世帯の子ども1人につき2万円の加算給付を、県の支援策として、今後実施してまいります。給付金の対象となる世帯へは、5月下旬に通知を送付したところであり、順次給付を行ってまいります。

次に、松くい虫被害防止対策につきましては、引き続き、松枯れ被害が発生していることから、伐倒駆除を中心に、空中散布、枯損木処理、樹幹注入、松の植樹など総合的な防除対策を講じてまいります。地形が急峻な葛尾城風致地区と自在山風致地区につきましては、4月16日に住民説明会を開催し、住民の健康に対する配慮を図る中で、今月18日に空中散布の実施を予定しております。

また、苅屋原地区におきましては、同日及び7月9日に無人ヘリコプターによる地上散布を実施し、人家に近く有人ヘリでは散布できない急峻な地区における予防対策を実施してまいります。

続いて、町消防団では、5月25日に団幹部を対象に、能登半島地震等の経験を通じて、自然災害時に消防団に求められる役割について、消防署職員による講習会を実施するとともに、26日からの4日間は、各分団が千曲坂城消防本部へ出向き、基本的な機械操作や安全な放水方法などについて、消防本部職員から指導いただきました。安心安全のまちづくりに向けて、

引き続き様々な訓練に取り組んでまいります。

また、葛尾組合では、製品プラスチックの収集に対応した新リサイクルセンターの建設を進めているところでありますが、4月21日には起工式を挙行し、令和9年3月の完成に向けて建設工事がスタートいたしました。

昨年7月から進めてまいりました旧焼却施設の解体撤去及び整地工事につきましては、5月末をもって終了し、現在は、資源物搬入ルートの擁壁工事に着手したところであります。

町といたしましても、引き続きごみの排出量の削減や分別の徹底によるごみの減量化に努めるとともに、葛尾組合及び千曲市と連携しながら、資源循環の推進に向け、適正なごみ処理システムやリサイクルシステムの構築を図ってまいりたいと考えております。

最後に、6月補正予算の主な内容について申し上げます。

国における「デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援」の一環として、昨年、令和6年分の所得税、個人住民税所得割額の定額減税及び調整給付金支給を約2,600人に対し実施いたしましたが、令和6年分所得が確定し、当初の調整給付支給額に不足額が発生した方に対して、定額減税補足給付金事業を実施するため、給付費及び事務費について所要の予算を計上したところであります。

また、福祉分野におきましては、町の第6次長期総合計画に定める「子育てにやさしいまちづくり」をさらに推進するため、子どもの福祉医療費について、8月1日以降の診療分より、医療機関や薬局の窓口においてご負担いただいている500円をゼロ円とする窓口無料化を開始し、子育て世帯の経済的負担のさらなる軽減を支援してまいります。

窓口無料化の実施にあたり、町が新たに負担する医療費分のほか、システム改修費など、必要な経費について予算を計上いたしました。

また、昨年度から定期接種に位置づけられました高齢者の新型コロナウイルス感染症の予防接種につきましては、65歳以上の高齢者の方と、60歳から64歳までの一定の障がいを持つ方を対象に、10月から来年3月までを接種期間として実施を予定しており、接種に係る委託料等の必要経費について計上いたしました。

その他、市町村振興協会の地域活動助成金を活用しての消防団第3分団の小型動力ポンプ更新費用などにつきまして計上しております。

以上、令和7年度の主な事業の進捗状況並びに6月補正予算の概略について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、人事案件が1件、条例の制定が1件、条例の一部改正が1件、一般会計補正予算の計4件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

議長（中嶋君） 町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度坂城町一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告がありました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、坂城町土地開発公社から令和7年3月31日現在の経営状況報告書の提出がございました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

議長（中嶋君） 日程第5「議案第28号 坂城町教育委員会委員の任命について」を議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（中嶋君） 朗読が終わりました。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、議案第28号「坂城町教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、6月30日をもって中島 敏委員の4年間の任期満了にあたり、その後任として、中学校での勤務経験があり、町スポーツ推進委員としてもご活躍されるなど、識見高く、広く教育活動を実践されておられます小熊奈々氏が適任と存じ、任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は令和7年7月1日から4年間であります。

中島氏には2期8年間にわたりご尽力いただきましたことに、心より感謝と御礼を申し上げます。

議長（中嶋君） 提案理由の説明が終わりました。ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時27分～再開 午前10時37分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

◎日程第5「議案第28号 坂城町教育委員会委員の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

議長（中嶋君） 次に、日程第6「議案第29号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」から日程第8「議案第31号 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」までの

3件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（中嶋君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、議案第29号から31号までご説明申し上げます。

まず、議案第29号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の改正に伴い、用語を定義する項番号が変更されたことから、町の関係する条例について、一括して必要な改正を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、各条例において、用語の定義にあたり、法の条項を引用している箇所について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第30号「坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、エネルギーや原材料などの価格高騰及び人件費の増加が町温泉施設の運営に大きな影響を与えていることから、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容といたしましては、指定管理者が町長の承認を得て定める利用料の上限額について、びんぐし湯さん館の1回券、回数券、特別利用券の金額をそれぞれ引き上げるものであります。

最後に、議案第31号「令和7年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,680万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を75億5,680万5千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、国庫支出金2,430万5千円、財政調整基金繰入金3,057万7千円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、定額減税調整給付事業費2,411万6千円、こども福祉医療費窓口負担無償化に係る経費684万2千円、新型コロナウイルス予防接種に係る経費1,014万3千円、道路維持工事費330万円、小型動力ポンプ更新等、消防施設に係る経費243万円をそれぞれ増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中嶋君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日１０日から６月１５日までの６日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。

よって、明日１０日から６月１５日までの６日間は、議案調査等のため休会とすることに決定をいたしました。

次回は６月１６日、午前９時より会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

(散会 午前１０時４６分)

6月16日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 12名

1 番議員	中 嶋 登 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	大日向 進 也 君	9 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	祢 津 明 子 君
4 〃	水 出 康 成 君	11 〃	朝 倉 国 勝 君
5 〃	宮 入 健 誠 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
6 〃	中 村 忠 靖 君		
7 〃	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 12番議員 滝 沢 幸 映 君

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	北 沢 明 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	宮 原 卓 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	川 島 徳 夫 君
子 ども 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

5. 開 議 午前9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 国道18号バイパス建設についてほか | 山城峻一 議員 |
| (2) 住宅の耐震対策についてほか | 中村忠靖 議員 |
| (3) 誰もが差別を受けないためにほか | 大森茂彦 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、12番 滝沢幸映議員から欠席の届出がなされております。

また、会議に入る前に、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（中嶋君） 質問者は、お手元に配付したとおり8名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に9番 山城峻一議員の質問を許します。

9番（山城君） 改めまして、おはようございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をこれからいたします。

今回は、国道18号バイパス建設について、また、びんぐし湯さん館についての大きな問題二つについての質問をいたします。

早速、1. 国道18号バイパス建設についてということです。質問内容としては進捗状況、また今後の取組ということになります。その進捗状況ですが、最初の質問は国道18号バイパス、先ほど述べたとおりになりますが、イとしまして進捗状況ということです。

これまでに、私自身も18号バイパス建設については二度ほど質問をしております。また、私が議員になってからですけれども、同僚議員もこれまで何度も質問しておりますが、最後の質問は2年前となっているので、昨年も含めて、その前も含めてですけれども、この間の状況を聞いていきたいと思います。

ちなみにですけれども、2019年、1期目の当選の翌年2020年、これは令和2年の

6月に私が一般質問した際の買収率の状況なんですけれども、これが78%。これは2019年度時点です。だから、2020年に行った前年のデータによると、そのときは78%が買収済みということを答弁で話されていました。そこから5年が経過するわけなんですけれども、一体買収率はどこまで伸びているのかということをもっと最初にお聞きしたいと思っております。

町の皆さんもそうですし、町民の皆さんからも見えるような形で建設工事が進んでおります。例えばつい先日ですと、たまたま家に帰る前ですけれども、埋蔵文化財発掘調査をやった箇所の除草作業を担当の方がやっていらっしゃったりだとか、あと特に大きなものと、月見区に人道ボックスが設置されて、多くの方がいよいよここを通るんだねという形で見える形になってきたというのは、皆さんもご承知のとおりだと思います。

そこで、今も少し申し上げましたとおり、現時点での買収状況、これは買収率という形でいいと思うんですけれども、お伺いしたいと思います。また、冒頭でも少し述べましたとおり、近年の工事内容を併せてお聞きいたします。

次に、ロの今後の取り組みについてお伺いします。

国のほうでも新年度予算が決まって、4月、5月、そして今6月になっていますけれども、国道18号バイパスは十分承知はしておりますが、国の事業であり、工事の主体は国であります。つまり、町として表立って何かすることは基本的にないわけなんですけれども、つまり、町として関わることは少ないと承知はしておりますが、しかしながら、早期の供用開始、町内区間3.8キロの供用開始に向けて、町としてできることはどんなことがあって、これからどういう予定であるかというのを質問いたします。

その一つ目として、今年度の事業全体の予算及び工事内容、そして、毎年、町としても取り組める事業というか、ことがあると思うんですけれども、国道18号バイパス建設を促進するための町の取り組み、これについて二つ、イ、ロという形で早速ですが、ご質問いたします。お願いします。

建設課長（高橋君） 1. 国道18号バイパス建設についてのご質問に、順次お答えいたします。

国道18号バイパス坂城更埴バイパスの坂城町区間3.8キロメートルにつきましては、平成23年度に国の直轄事業として事業化され、平成27年度には、関係する地元区長との打合せや、地権者の皆様との個別相談会に加えまして、地元説明会を行うなど、具体的に事業が動き出し、これまでに、測量・地質調査、設計、用地買収、埋蔵文化財調査、各種工事等、順次事業が実施されてきたところであります。

ご質問いただきましたイの進捗状況についてでございますが、現在の用地買収の状況につきましては、坂城町区間における全地権者数約200件、用地取得予定面積約16万平方メートルのうち、令和6年度末現在の未契約の地権者数が20件、未取得の用地面積が約2万平方

メートルで、進捗率にすると約８９％とお聞きしております。

未取得用地等の現在の状況であります。企業・事務所が所有する事業予定地につきましては、移転先の確保ですとか、建物等補償、相手先のスケジュールなどの都合もあり、補償額の算定にも時間を要するなどの理由から、契約には至っていないケースや、個人が所有する事業予定地の中には相続に時間がかかるケースなど、様々な理由がございますが、用地交渉には誠意努力していると伺っております。

また、近年実施された工事内容についてであります。令和５年度は、網掛地区におきまして道路土工、カルバート工、排水構造土工及び側道舗装工などの工事のほか、地盤支持力の増加を目的といたしました地盤改良工事等が行われたところであります。

また、昨年度につきましては、網掛地区の２工区におきまして、やはり道路土工、排水構造土工、地盤改良工とともに、ご質問にもございましたが、人道ボックスなどの工事が行われまして、道路としての姿が着実に見えてきたと感じているところであります。

なお、これまでと同様に、必要に応じて長野国道事務所と施工業者による工事説明会を開催するなど、地元関係者の皆様との調整を図り、円滑な工事進捗に努めていただくとともに、工事における安全面の配慮として、近隣にお住まいの方や、児童・生徒などの通学者、一般通行車両の安全確保のため、交通誘導員の配置や、看板の設置、工事車両の安全運行の徹底と併せ、回覧板などによる地域住民の方々への丁寧な情報提供を行っていただいているところであります。

町といたしましても、長野国道事務所、施工業者及び地元区等との調整機能を果たすことで、工事の円滑な進捗に努めるとともに、長野国道事務所及び施工業者に対して、引き続き安全面の配慮を徹底していただくよう要請してまいります。

続きまして、ロ．今後の取り組みについてであります。令和７年度の事業全体の予算及び工事内容につきましては、網掛地区・上五明地区等の盛土・排水構造物などの改良工事が予定され、工事費として約３億１千万円、測量設計費として約１億５千万円のほか、用地費及び補償費として約４億４千万円が計上されており、全体で約９億円の事業費を予定していると伺っております。

また、建設促進への取組といたしましては、町で設置しております坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会の活動として、令和５年度に財務省及び国土交通省道路局長への要望活動を実施しているほか、当町及び長野市、千曲市、上田市で構成する新国道上田・篠ノ井間建設促進期成同盟会におきましても、昨年に引き続き、長野国道事務所、県建設部、財務省及び国土交通省などに対して、早期実現に向けた要望活動を計画しており、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えているところであります。

国道１８号バイパスの整備につきましては、町内の交通混雑の緩和による利便性の向上をは

じめ、当町の産業・経済の発展や、地域の活性化に不可欠なものであるとともに、防災面からも非常に重要な取組であることから、今後も地域や企業、近隣自治体とも協力する中で、関係機関と連携し、早期供用開始に向けた活動に取り組んでまいりたいと考えております。

9 番（山城君） バイパス建設について、担当課長から今ご答弁をいただきました。買収率が 89%、あと 11%のところまで今買収が進んでいるということは、確実に前には進んでいると、答弁でもよくわかりました。

また、私も先ほど言った人道ボックス、ちょうど月見区と上五明区が通学路として使っている辺りにもなりますので、安全面にも配慮した上でということも、今課長から。もちろん、国等から話を聞いた上での今の答弁に至っているということは十分わかっておりますが、そこは、町としても事故等はないのが基本ではありますが、しっかりとその安全面に町も協力体制を取って、建設をしっかりと前に進めていただきたい。私も含めて、町民一丸となってではないですけれども、建設を進めていってほしいというのは、率直な感想ではあります。

要望活動を今年度も予定されているということで、まだ具体的には日程は多分わからないと思うんですけれども、2年ほど前ですかね、町長がある町政懇談会だったと思うんですけれども、10年以内の開通を望むと。もちろん、これには根拠と言ったら失礼ですけれども、前向きにやっぱりやっていきたいという気持ちの表れでおっしゃったと思うんですけれども、そこから2年たっていて8年。個人的なことを言うと、もちろん前には進めなければいけないと思うんですが、残り8年もしくは10年以内。買収が全て順調にいけば、そこからの建設が早く進むというのは、私も率直にそれは思っておりますが、ただ、現下のこれだけの物価高、様々なものが値上がったり、台風などの災害がある状況下で順調に進むかというのは、望んではいますが、かなり厳しい部分もあるのではないかという危機感も持っております。ただ、いずれにせよ、私も町議会議員の1人として、先ほどの要望活動はしっかりと後押ししていかなければいけないかなと思っているところであります。

ここについての再質問はございませんけれども、日程と要望活動、また様々な期成同盟会の日程等が決まった暁には細かく報告をしていただくとともに、後ろにも同僚議員がいますけれども、先ほど申し上げましたとおりですけれども、しっかりと前へ進めるための協力体制は、私も1人の議員としてはしっかりとやっていきたいと思っているところでありますので、その辺はよろしくお願いいたします。

ということで、次の2のびんぐし湯さん館についてに移らせていただきます。2のびんぐし湯さん館ですが、イとして、温泉施設条例の利用料上限額の改定についてというところに移ります。

3年前の一般質問にて同様の質問をした際に、町長からヘビーユーザーの山城議員と言っていたことに実は敬意を表しております。ありがとうございます。ただ、最近はその頃よ

りほんの僅かですが、利用回数は減っています。ただ、今回も一利用者という立場として、利用者の皆さんからも様々な声を聞く中で、この質問をするに至ったわけであります。

先ほどのバイパス建設もそうですけれども、様々なものの値段や価格が上昇し、また人件費も高騰している一方、賃金が上がらないのが今の日本社会。嘆きの声を聞く機会が増えているような気がしています。

そんな中、びんぐし湯さん館で近隣の市町村の温泉施設、これは主に公営ですかね。入館料値上げの話が話題となっていました。そのときに、利用者の何人かの方が、本当にたまたまですけれども、ほかは上がったけど、湯さん館は値段は上がるのかいとか、いつ上がるのかという声も様々な実は出ておりました。これは3月、2月ぐらいでしたかね。春先だったと思うんですけれども、そんな話をたまたま耳にしました。

確かに、こういう話があったときには、当然ですけれども、町からは温泉施設の利用料上限額の改定、もっと言えば利用料が上がるよなんて話は、正確にはもちろんなかったわけではありますけれども、今議会、6月議会に温泉施設条例の利用料上限額の改定の議案が上程されております。本議会に上程されているわけです。

今回出された条例については、あくまでも利用料の上限額の改定。上限額の改定ということですので、入館料の改定ではない。これは私も議員として重々承知はしております。つまり、入館料の改定自体は、改定するのはあくまでも指定管理者、運営管理者である坂城町振興公社であり、それを条例の範囲内で料金を決定するということはよくわかっております。

しかしながら、先月、お隣の千曲市にある白鳥園のホームページに、こんな記載がありました。一部を読み上げます。信濃毎日新聞朝刊にて、千曲市営の入浴施設の利用料金引上げについて、こんな掲載がされていたということで、その記事が、「当園について、大人料金600円から950円」という記載があったわけです。ただ、この950円というのは、町もそうですけれども、上限額が記載されていたわけです。実際の金額は、もちろん坂城と同様だと思うんですが、今後、千曲市と指定管理者で協議し決定する予定ですと。改定後の料金につきましては、正式に決まった際にお知らせしますという案内が白鳥園のホームページにされていました。

つまりは、仮に今回上程されている議案が議案どおり議決した場合には、上限額だけが独り歩きしないように、上限額が利用料の決定かのようにされないようにすることが当然望ましいというか、あるべき姿だと思っております。つまり、注意が必要だと思われます。

そこで、今後、株式会社町振興公社において、正式に利用料が改定されると思うが、その周知方法はということでお聞きいたします。

ちなみに、ちょっとここ何年かを振り返れば、新型コロナウイルス感染症の流行があり、そして、コロナ禍の中でしたけど、びんぐし湯さん館のリニューアル工事は2022年でしたか

ね、3年ほど前になりますが、あって今に至るわけです。

2019年、これは、私の1期目の最初の一般質問の際に答弁された入館者数のデータによると、2016年、これは大分前ですけど、9年ほど前ですけど、平成28年には26万3,912人、そして2017年、これは平成29年ですが、25万3,762人、2018年、平成30年ですが、これは25万3,933人と、年間の利用者数がおおむね25万人以上になっています。

では一体、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変わった2023年、令和5年の直前、2022年から昨年2024年、令和6年までのコロナ明け直前から昨年までの利用者数の推移はどうなっているのか。これは一応見ておかなければいけないデータですので、質問としてお願いします。

そして、この項目の最後の質問ですけれども、仮に上限額の改定案が可決した場合、利用の上限は一体いくらまで上がるのか。本当のというか、実際の金額がどうなるのかというのは、かなり今の湯さん館の利用者からも関心が高いわけでありますけれども、上限額の議案が可決した場合、利用者をさらに増やすための今後の取組というのも、ここでお聞きしたいと思います。

もし、町振興公社が正式に料金改定、つまり、料金を上げる場合、恐らく一時的に利用者は減ると思われます。減る可能性があると言っておいたほうがいいんでしょうか。と思っ

ているわけですが、利用者を増やす取組もそうですけれども、利用者を増やすための策が必要だと当然考えているわけです。その辺についても併せて答弁をお願いいたします。以上です。

町長（山村君） ただいま、山城議員さんからびんぐし湯さん館について、また、温泉施設条例の利用料上限額改定についてご質問をいただきました。先ほど議員さんがおっしゃいましたけれども、びんぐし湯さん館のヘビーユーザーとして、また再度質問していただけるということで、ありがたく思っております。今のご質問について、逐次お答え申し上げます。

まず、2番目の質問として、びんぐし湯さん館について、イとして温泉施設条例の利用料上限額改定についてのご質問にお答えいたします。

びんぐし湯さん館は、平成14年4月の開館以来、町内外から多くの皆様にご利用いただいております。泉質の良さや眺望のすばらしさ、そして自然豊かな環境の中で、五感を通してくつろぎやゆったりとした時間を提供してまいりました。

また、町民の皆様の心身の健康促進やコミュニティ活動の場、地域活性化の拠点として、さらには観光に訪れた方にも親しまれる、多面的な機能を担う施設として運営されております。

今年で開館23年目を迎える本施設は、開館当初より株式会社坂城町振興公社が運営しており、地域の皆様に親しまれ、愛される施設づくりを目指して、サービス向上に努めてきたところであります。

さて、ご質問にありました、本議会において改定案を上程させていただきました温泉施設条例の利用料上限額改定の経緯であります、びんぐし湯さん館の運営につきましては、令和元年10月の消費税率引上げに伴う値上げ後も、新型コロナウイルス感染症の影響や、ロシアによるウクライナ侵攻を契機としたエネルギー・原材料価格の高騰など、経営環境は大変厳しい状況が続いております。

このような中で、坂城町振興公社におきましては、町や国・県の支援制度の活用、固定費の見直し、コスト削減等、様々な経営努力を重ねてまいりましたが、近年は人件費の上昇も加わり、現行の料金体系では持続的な運営が困難な状況との報告も受けております。

こうした状況を踏まえまして、町といたしましても、今後の安定的な経営と施設の維持管理を図るため、条例に定める利用料の上限額の見直しについて、本議会に改正案をお諮りすることとしたものであります。

次に、指定管理者であります坂城町振興公社において決定されることとなる新たな利用料の周知方法のご質問であります、新たな利用料につきましては、湯さん館のホームページ、あるいはフェイスブック、施設内での掲示物やチラシ等により、幅広く利用者への周知を図っていくものと伺っております。

また、町といたしましても、町ホームページや広報誌にて料金改定の内容を掲載し、町民をはじめ多くの方に周知できるよう取り組んでまいります。

次に、びんぐし湯さん館の直近3か年の利用者数についてでございますが、令和4年度（2022年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響や、20周年記念リニューアル工事に伴う休館により、16万3,483人、令和5年度（2023年度）は、感染症法上の位置づけが5類感染症に移行されたこと、また、施設リニューアルに伴い、より使いやすく魅力的な施設となった相乗効果などにより、21万4,840人と前年から大幅に増加いたしました。

また、令和6年度（2024年度）は、22万2,224人で、コロナ禍前、令和元年23万7,212人の利用者数に徐々に戻りつつあります。

最後に、利用者増加に向けた今後の取組といたしましては、坂城町振興公社によるこれまでの取組に加え、季節やイベントに応じた新たな企画の実施、情報発信の強化など、さらなる利用促進策を実施していくと伺っております。

具体的には、既に実施しております町民割引優待券の定期配布、いい風呂の日割引（毎月11日と26日）、年始のお年玉割引券の配布、JAF会員・消防団員・子育て家庭優待パスポート利用者への割引や、毎年好評を博しております「ばら祭り」の開催に合わせて企画した、入浴と食事をセットにした「さかきばら祭りセット」など、多様な集客施策を継続し、館内では音楽やダンスイベントの開催など、温泉利用以外の魅力の向上にも力を入れております。先日も、びんぐし公園でハワイアンフェスティバルがあり、その次の日、湯さん館でもフラダン

スをやっていたきました。

また、令和6年度末時点で、累計来館者数が約581万人、正確には580万8,343名となりました。このペースで推移しますと、今年度中には来館者数が600万人を達成する見込みでありますので、達成を記念した600万人目の方への記念品の贈呈なども考えているところでございます。

加えて、今年10月には、ステキさかき観光協会が主体となって「坂城版ONSEN・ガストロノミーウォーキング」の開催が予定されております。

食や自然、歴史文化、温泉など、その土地ならではの魅力を総合的に体験するこのイベントは、びんぐし湯さん館をイベントのゴール地点として計画されており、町外からの来訪者の増加や認知度向上も期待されるところであります。

さらに、館内ロビーでは、地元の野菜・果物・山菜、駄菓子コーナーの充実など、地域や季節を感じられる売場づくりにも努め、施設の付加価値を高めております。

また、施設運営といたしましては、利用される皆様の声に耳を傾けながら、地域の憩いの場として、末永くご利用いただけるよう、努力を重ねております。

今後も、数多くある温泉施設の中から選ばれる施設であるために、泉質の良さや眺望のすばらしさを最大限に生かし、坂城町振興公社と連携して、施設の魅力とサービス向上に一層努めてまいりたいと考えております。

9番（山城君） ただいまびんぐし湯さん館について、町長から答弁がありました。私が率直に思ったことをまず申し上げますと、今年中に累計入館者数が600万人に到達する予想であると。それに向けてのイベント、何か策も考えていらっしゃるということなので、それには私も期待をして、またさらなる利用者増、イベントとしてやられれば発信にもつながると思うので期待をしております。

そして、「坂城版ONSEN・ガストロノミーウォーキング」も、以前、町長からご提案があったとおりで、このイベントも秋頃ということで、当然ながら新しい企画であり、これには私も注目と期待をしているところであります。

今、町長から答弁があった町民割引券、これについて再質問。まだ具体的には決まらないと思うんですけども、これの割引額というか、今は金額が決まっていますけれども、価格が上がった場合、上がった場合という例えばの話になってしまいますが、これ自体どうなるのかというのは、一つちょっと再質問としてお願いいたします。

企画政策課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。

湯さん館の割引券につきましてですけれども、今回、上限額が改正された後、湯さん館の取締役会等で新たな料金が決まります。その際に、併せて優待券ですとか割引券等についても振興公社で検討がされることとなります。

9 番（山城君） 担当課長、答弁をありがとうございました。答弁いただきました。これも振興公社が、あくまでこれは条例案で改定が決定した後の話ですし、また、金額がいくらになるかというのもまだ決まっていないわけですから、その辺は答弁が難しいのは承知していましたが、当然正式な金額がどこまで上がるかというか、どこまでになるかによっては割引額も変わってくるのは、そのとおりかなと思います。

ただ、この点についてもやっぱり町民の中では、町民というか、町内にお住まいの利用者さんからはちょっとお問合せがあったので、町長の答弁もありましたので再質問させていただきました。

そして、これまでびんぐし湯さん館については、3 回一般質問を行っております。そして、その中で、以前ですけれども、例えばソーラーパネル、太陽光発電の設置についてだとか、あとまた年間券、半年券の自動受付機の導入など、これも以前一般質問で提案をしましたが、その当時は難しいということでしたけれども、これも導入、もちろん以前から計画されていたかもしれないけれども、導入に至っています。

また、以前の質問等で答弁にもありましたけれども、駄菓子子の販売だとか、誘客のための様々な施策が打たれておりますが、子どもにもそういったものは好評ということも聞いております。なお、当然のことですけれども、びんぐし湯さん館、温泉の運営に関しては、町の職員の皆さんや、坂城町振興公社のスタッフの皆さんのご努力には大変敬意を表しております。

しかしながら、課題があるとすれば、これは町に。一般質問としてはあまり適さないのも承知はしておりますけれども、一方で接遇面、つまりマナーの部分については課題が残されていると私も感じております。今申し上げたとおり、施設の運営自体は坂城町振興公社であり、町ではない。それは十分理解はしております。

接遇面についてなんですけれども、ちょっとこれは私も言いにくい発言なんです、従業員には言えない、言っても仕方がない。直接言えないから、議員である山城君お願い。こんなことをたまに言われるんですよ。もちろん、これまでの担当課長や担当係長には伝えておりました。そしたら、当時の課長、係長からは、そういったことはやっぱり議場ではなく、個々に伝えてほしい。十分にわかっています。ただ、ここまで私が言わなきゃいけないのかというのは、ちょっとどうなのかなと思ったので、ここで述べさせていただきます。

そこで、2023 年、2 年前に同様の質問ですね、接遇面に関する質問をした際、当時の担当課長からはこんな答弁がありました。「施設の運営については、町振興公社ということでもありますけれども、施設自体は町の施設ということでもありますので、ただいまのご意見については、町振興公社とともに今後の課題として研究させていただきたいと、そんなふうに考えているところでございます。」と当時の担当課長はおっしゃいました。

では、どんな研究がなされたのか。これは関連質問だと思っているので、私も再質問いたし

ますが、利用者の声を聞く、もしくはそれを聞いた上でどうするかということは、研究の結果どうだったのかというのは、びんぐし湯さん館、温泉施設ということで、関連質問だと思っていますので再質問させていただきます。

また、利用者を増やすための方策、これは私のほうでも一つ提案をしなければいけないと思いますので申し上げますが、例えばこんなことを言う方がいました。企業向けの団体券みたいなものがあればいいのにね、こんな話も実はありました。もちろん、これは企業さんごとの事情もあるとは思いますが、こうした声もある以上、団体券などの導入も検討してみてはいかがでしょうかということでもあります。福利厚生観点から、また、今は個人で利用しているが、実は同じ会社の中で複数人が利用している場合というのも存在しております。そういうことから、今申し上げましたとおり、団体券のような複数人で利用できるような券の創設について、再々質問になりますが、二つお聞きいたします。

企画政策課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。

振興公社の接遇などのことに関しましてのご質問でございますけれども、様々なご意見につきまして、社員一同の共通認識といたしまして、振興公社の従業員への接遇研修など、各種研修等を実施するなど、利用者の満足度の向上に向けて努めてまいりたいと考えております。

また、企業などの団体券などの導入につきましては、企業の皆さんのご意見などを踏まえ、また、議員さんからいただいたご意見も踏まえて、振興公社とともに検討してまいりたいと考えております。

9番（山城君） ただいま担当課長からご答弁いただきました。何でこんなことを言わなきゃいけないかというのは、先ほど私も恥ずかしながら言いましたが、山城くんと言わなきゃ駄目だと言われちゃうと、それじゃ駄目だというのは、もう誰が聞いてもそう思うんですね。つまり、施設自体は町である以上、その指定管理者に対して、ちゃんとやっているよねということには常に連絡、報・連・相をなされていると思いますが、なかなかその声が届いていないという現状に対して、やはり、それを今私が申し上げましたとおり、町振興公社としても、取締役の皆さんですかね、今ちゃんとやっているのということは言ってほしいですし、町としてもちゃんと聞いているよねと。問題ないよね、あるのということは、やっぱり町の指定管理者として業務を果たしているかどうかのチェックをやったりしてほしいと思いますし、していったら満足度が上がると思っております。

ちょっと余談ですけど申し上げてしまった。社長が町長ですので、町長の山村 弘さんに対して伺っているわけではないですけども、やはりその辺、本当に施設がすごくいい施設、そして従業員の皆さんも大変ご苦労され、鋭意努力されているのは、私も先ほど申し上げましたとおり、よく承知しています。ただ、一事が万事ではないですけども、いい施設なのに、なのという言葉が本当につくたびに私も残念だなと思うし、それぐらいできるだろうと思うと

ころは率直にあります。

若干失礼なことを申し上げましたけれども、やはり私もこの施設をよりよくしてほしい。もちろん、町内のほかの施設も同様によりよくしてほしいということもありまして、少々場違いな部分もあったかもしれませんが、この点については、強く皆さんに、特に町側の皆さんには申し上げたくてお伝えしました。

若干のまとめにはなりますけれども、今回は、国道１８号バイパス建設、そしてびんぐし湯さん館についての大きく二つについて質問をいたしました。バイパスについては、答弁もありましたので、若干触れさせていただきますと、あと１０年、数年以内にはしっかりと供用ができるよう、国にもしっかりと意見をするとともに、びんぐし湯さん館については、利用料がもし改定となった場合には、誘客・集客についての取組を振興公社としてやるのはもちろんですが、町側のバックアップもしっかり整えていただいて、よりよい施設になっていただけたらということを重ねて申し上げて、私の一般質問とさせていただきました。以上です。

議長（中嶋君） ここで１０分間、休憩いたします。

（休憩 午前 ９時４４分～再開 午前 ９時５４分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、６番 中村忠靖議員の質問を許します。

６番（中村君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

今回の質問では、一つ目に住宅の耐震対策について、３点、そして、二つ目には、旧家の久保家住宅について、３点質問させていただきます。それでは、順次質問に移ります。

１．住宅の耐震対策について

近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震、首都直下型地震など大規模地震の切迫していること等に鑑み、政府全体として防災・減災、国土強靱化に関する取組が強化されております。

今年の３月には、文部科学省と気象庁は、日本の気候変動について、最近の観測結果や科学的知見を取り入れた「日本の気候変動２０２５－大気と陸・海洋に関する予測評価－」を公表しました。本報告書は、様々な分野における日本の気候変動対策の効果的な推進に役立てることを目的に取りまとめ、公表するものです。

令和２年１２月４日に公表した「日本の気候変動２０２０」に新たな科学的知見と最新データを反映し、次のような新たな情報や最新の評価結果を追記しています。

一つ目に、日本における極端な大雨の発生頻度や強度の変化では、工業化以前に１００年に１回現れていた大雨は、世界平均気温が２度上昇した場合、１００年に約２．８回、４度上昇した場合に約５．３回に増えると予測。これは全国平均です。

二つ目に、日本における極端な高温の発生頻度や強度の変化では、工業化以前に100年に1回現れていた高温は、世界平均気温が2度上昇した場合、100年に約67回、4度上昇した場合に約99回に増えると予測されております。

三つ目に、日本近海海域における地球温暖化の進行具合を示す溶存酸素量の長期変化では、溶存酸素量の長期的な減少が日本南方海域にて世界と同程度かそれ以上の速さで進行。

四つ目に、日本における平均気温の1898年から2024年の間に、100年当たり1.4度の割合で上昇などであります。

昨年、2024年の1月1日に発災した能登半島地震は、記憶に新しい大規模地震として認知されております。この災害では、輪島市と志賀町で震度7、七尾市や珠洲市で震度6強の地震が観測されました。

この地震により341人の方々が亡くなられ、多くの古い木造家屋などが倒壊し、6,273棟の家が全壊しました。特に被害の大きかった輪島市では、観光名所である朝市を中心に大規模な火災が発災し、6日に鎮火するまで約300棟の家を焼き尽くすなど、甚大な被害を受けました。

また、2025年1月17日は、阪神・淡路大震災から30年となります。この30年、各地で様々な災害に見舞われてきました。多くの災害を経験した中で、この先どこで起きてもおかしくない次の災害への対策は急務です。

ここで教訓の一つとして、多くの瓦屋根の古い木造住宅が倒壊する一方、比較的新しい家屋は倒壊を免れていた。古い建物の耐震調査・補強などの耐震対策、耐震化の推進が大変重要との指摘でした。

そこで、耐震対策での新たな試みの事例を一つ紹介させていただきます。県内の松本市では、地震発生時における住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、既存木造住宅内部に耐震シェルターなどを設置する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する制度を導入しております。ちなみに、補助額は対象工事費の2分の1以内かつ限度額が20万円です。最近も北海道地域各地などでも地震があり、住宅に関する耐震化への備えがますます重要となってきました。

そこで、まずい。坂城町住宅耐震化の取り組みについて、3点お聞きします。

一つ目に、町内でこの耐震制度ができてから、今まで耐震診断を受けた件数、推移及び耐震改修補助制度を利用、申請した件数、推移は。

二つ目に、無料耐震診断補助の戸数及び耐震補強補助の戸数はどのように決めているのか。

三つ目に、最近注目され、他の自治体で実施している耐震シェルター及び耐震ベッドについて、町の評価・考えは。これは、先ほど紹介しました、特に高齢者や避難の難しい方々が、地震などによる住宅の倒壊から自身の生命を守るために設置し、一定額の補助が受けられる制度であります。

以上3点について、答弁をお願いいたします。

建設課長（高橋君） 1. 住宅の耐震対策について、イ. 坂城町住宅耐震化の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

昭和56年5月以前に建築された建築物につきましては、建築基準法に定める耐震基準が強化される前の旧耐震基準により建築され、大規模地震に対する耐震性が不十分なものが多く存在しております。

そうした中、大規模地震に対する建築物の安全性を確保するため、平成7年に、いわゆる耐震改修促進法が施行され、既存建築物の耐震化が進められてまいりました。

また、平成18年の法改正によりまして、国・自治体において、計画的に耐震化を促進することとされたことを受けまして、長野県においても、県・市町村がそれぞれ耐震改修促進計画を策定し、県と市町村が連携して建築物の耐震化に取り組んでいるところでございます。

特に、既存木造住宅の耐震化を促進するための取組といたしまして、町では、昭和56年6月1日施行の新耐震基準以前に建築確認を受け、旧耐震基準により建築された個人の木造住宅を対象に、木造住宅耐震診断事業と耐震補強事業を実施しております。

木造住宅耐震診断事業につきましては、県の木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された有資格者が、依頼のあった住宅を訪問し、建物がどの程度耐震性を有するか、精密耐震診断を実施するとともに、耐震補強方法の提案を行うものでありまして、耐震診断に係る経費は、町が国・県の補助金を受け、全て公費で負担することとしております。

また、耐震補強事業につきましては、精密耐震診断の結果、地震に対する危険性があると判定された住宅を対象に、耐震補強工事に要する費用の5分の4、最大で115万円の補助金を交付するものであります。

ご質問のありました、木造住宅耐震診断事業と耐震補強事業のこれまでの実績につきましては、制度を開始した平成19年度から令和6年度までに、精密耐震診断を118件、耐震補強事業を13件実施しております。

また、過去5年間の推移について申し上げますと、精密耐震診断につきましては、令和2年度4件、3年度4件、4年度3件、5年度4件と推移しておりましたが、令和6年度は能登半島地震の影響による地震対策への関心の高まりもあり、年間12件の精密耐震診断を実施したところでございます。

一方、耐震補強事業につきましては、令和2年度、令和5年度にそれぞれ1件ずつ2件の補助を実施しております。

次にご質問のありました、耐震診断事業、耐震補強事業の年間の実施件数の決定方法につきまして、町では、毎年度、町民の皆様から寄せられる希望件数や直近の実績等を勘案して、翌年度の実施予定件数、予算額の見積りを行っておりまして、予算の範囲内で事業を実施してお

ります。

また、耐震診断事業、耐震補強事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金や県の住宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金を活用しておりまして、国や県の補助金の採択の状況に応じ、件数の調整を行っているというところでございます。

続きまして、耐震シェルター及び耐震ベッドの導入に対する補助制度について、町の考え方についてのご質問にお答えいたします。

県内の一部の市町村では、耐震補強工事の費用が多額になる場合、補強工事に代わる選択肢として、耐震シェルターや保護枠付きの耐震ベッド導入に対する補助制度を設けております。

耐震シェルターや耐震ベッドにつきましては、地震発生時に身を守るための有効な手段の一つであり、耐震補強工事よりも安価に設置できるという利点がございます。

しかしながら、家屋倒壊後の救出に時間を要するケースや、耐震シェルターや耐震ベッド以外の場所で被災した場合の安全性の確保が難しいなどの懸念もあることから、住宅の倒壊を防止し、生命だけでなく、住居や家財を守ることができ、かつ、被災後、生活を再建することまでを考慮いたしますと、耐震補強工事をしていただくことが望ましいと考えるところでございます。

耐震補強工事の大きなネックとなる費用負担につきまして、町では、耐震補強事業による支援の拡充を図っており、今年度から補助の上限額を従来の100万円から115万円に拡大するとともに、対象者の所得条件を撤廃し、制度を利用できる範囲を拡大したところでございます。

また、県におきましても、令和6年度から長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金を創設し、一定条件を満たす既存木造住宅の耐震改修に対して、市町村の補助に最大で50万円の上乗せ補助を行っております。

町といたしましては、このような町・県の支援策を活用していただくことにより、大切な住居と生命、財産を守る耐震補強工事に取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

引き続き、今後想定される大規模地震に備え、広報誌やホームページ、防災行政無線のほか、県と協力しながら、チラシの配布や回覧等を実施し、地震対策に関する意識啓発と補助制度等の公的支援の周知を図り、住宅の耐震化と地震に対する安全性の向上に努めてまいりたいと考えております。

6番（中村君） ただいまは、担当課長より答弁をいただきました。詳細な説明について理解いたしました。今後ますます大規模地震などによる住宅などへの甚大な被害、人的に様々な影響が予想されます。他の自治体の新たな取組なども参考に検討され、住宅の耐震化対策が進展するとともに、多くの方々がこの耐震改修補助制度などを活用され、安心・安全な生活が送れる

ことを望みます。それでは、次の質問に移ります。

2. 旧家の久保家住宅について

村上地区のびんぐし公園近くにある旧家の久保家住宅ですが、数年前に同僚議員が一般質問で取り上げておりました。その答弁の中で、山村町長が以下のようなことを話されておりました。一部抜粋して紹介いたしますと、「今後のビジョンということではありますが、教育長からも話があったように、天正年間、四百数十年前に久保家が上平に移られ、ずっとその地に住まれて、なおかつ建物も二百数十年前、江戸末期の建物だということ、それがほぼそのままの形で残されているという、大変すばらしい施設だと思っている。」と話しておりました。また、「建物だけの寄附ではなく、中にあります千数百点以上に及ぶ書画についても、坂城町の学芸員が調査したがもう一度、確認が必要と考えている」とも話されております。

さらに、隣接するびんぐし公園、びんぐし湯さん館、びんぐしわくわくステージ、味ロジ・びんぐし亭などなどもあり、それから、スパーク坂城のゲートボール場、テニスコートがあったり、もっと言えば村上保育園もあったりとか、もっと足を延ばせば、十六夜観月殿や狐落城、自在山も近く、そもそも村上の発祥の地でもある島地区もすぐ目の前にあるということです。

最後に、今後は将来的なことも考え、町でしっかり吟味して、関係する皆様方のご意見を伺いながら、どのようにあの建物を保管し、使い、あるいは中の書画がどのように展示できるかなどを含めて、検討していきたいと思っているなどなど、お話をされておりました。

そこで、旧家の久保家住宅について、3点お聞きします。

- 1、旧家である久保家住宅の概要は。
- 2、久保家住宅の現状の管理状況については。
- 3、今後の活用方法について、町の活用方針・考えは。

以上3点について、答弁をお願いいたします。

町長（山村君） ただいま、中村議員さんから2番目の質問としまして、旧家の久保家住宅について、また、1から3番目で久保家住宅の概要ですとか、現在の管理状況、今後の利用・活用法などのご質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず、久保家住宅の概要でありますけれども、上平の久保家は、戦国時代は甲斐の武田家の家臣であり、天正以降、武田家が滅亡した後に上平の地に根づいたと伝わっております。

史料によりますと、上平の地では、多くの土地を持つ裕福な農家で、江戸時代を通して複数回、上平村の名主の役を務められたとのことであります。また、松代藩の用材林、林ですね。である御林（おはやし）が上平村に設置され、この管理役である御林見（おはやしみ）を代々務めた格式の高い家柄であり、作米を利用した酒造業を営んだり、余剰の金子をもって金融業も営んでおられたとのことであります。

久保家住宅が町所有となった経過といたしましては、平成１１年頃、当時の当主でありました久保速雄さんから、久保家住宅に係る文化財的価値の提示と町による保存の依頼があったことが始まりであります。

その後、速雄氏が亡くなられたことで、保存に関する話は一旦停止状態になりましたが、平成２６年に相続人の久保柳哉氏から、地元の方を介し、町への寄附の意向が伝えられたことから、翌２７年に現地の状況確認を行うとともに、町文化財保護審議会に文化財的価値の見解を求めたところ、貴重な文化財建造物であり、保存活用していくことが望ましいとの意見をいただいたことを受け、寄附受納に向けての協議を開始したところであります。

協議につきましては、保存を希望する建造物や物品などについて寄附者の意向を伺うとともに、建物内に残る祭祀具や家具、生活用品等の処理について話し合いを重ね、最終的には柳哉氏の急逝により、寄附に係る協議と一緒に参加されていた弟の久保亞弓氏から、令和３年２月１５日付でご寄附をいただいたものであります。

ご寄附をいただいた旧久保家住宅の敷地面積につきましては、４，８５２．８７平米、坪数に換算しますと約１，５００坪で、建物は主屋のほか長屋門、土蔵、みそ蔵など複数棟の附属建物があり、建築面積は合計７１５．０２平米、坪数に換算しますと約２２０坪、延べ床面積は合計１，０４８．１１平米で、同じく坪数に換算しますと約３２０坪となっております。

建物のうち、一番古いのは主屋裏側の文庫蔵で、明和９年、１７７２年の建築、次に古いのが主屋で天明８年、１７８８年の建築であることが文献により判明しており、２３０年以上前に建てられた大変貴重な建物となっております。

続いて、久保家住宅の現在の管理状況についてであります。日常的に無人の施設となっておりますので、漏電遮断ブレーカーを設置した上で、人感センサーや火災報知器による監視を警備会社へ委託し、防災・防犯管理を行っております。

また、厳冬期、冬を除きまして、月に１～２回程度は室内の換気や清掃、庭の除草作業などを行っており、敷地内の植栽については、専門業者に委託して剪定等を実施するなど、維持管理に努めているところであります。

次に、今後の活用方法について、町の活用方針・考えはとのご質問ですが、旧久保家住宅に関しましては、平成２７年の町文化財保護審議会において、貴重な文化財建造物であるとの見解をいただいているところでありますが、令和５年１１月に、改めて、専門家である県の元文化財保護審議委員で信州大学工学部建築学科の土本俊和教授と、県の現文化財保護審議委員で信州大学工学部建築学科の梅干野成央准教授に現地を確認いただき、主屋だけでなく屋敷構え全体が残されており、文化財的価値は非常に高いとの所見をいただいたところであります。

現地調査により、旧久保家住宅は後世にも残すべき貴重な建造物で保存すべきものとの見解はいただいたものの、構造等の詳細な部分が不明であったことから、令和６年度から信州大学

工学部に委託し、耐震診断も含めた建造物の構造調査など詳細な建物調査を実施しているところでもあります。

昨年度の調査では、建物の屋根部分を支える骨組みがかやぶき屋根の特徴を持っているにもかかわらず、当初より瓦ぶきであるという大変興味深い点なども確認されております。

調査の成果につきましては、令和8年度中にまとめられる予定であり、この成果を確認する中で、町指定の文化財、あるいは県指定等に向けて段階的に進めてまいりたいと考えているところでもあります。

また、文化財の指定につきましては、町・県・国と指定ランクによって保存や修繕にかかる補助金額が上がる一方、利活用についての制約が強くなる傾向となっております。

まずは、調査成果の報告を待ち、成果から得られた情報を基に指定ランクを予測しつつ、具体的な活用方法を模索してまいりたいと考えているところでもあります。

なお、建造物と一緒にご寄附いただきました古文書につきましては、久保速雄家文書として文化財センターで公開しておりますので多くの方にご覧いただきたいと思います。

また、昨年11月30日に、信州大学工学部の梅干野准教授の解説により旧久保家住宅見学会を開催いたしましたところ、定員を超える多くの方々にご参加いただき、大変好評でありました。本年度も調査の中間報告を兼ねた見学会を開催すべく、日程等の調整をしているところでもありますので、その際は、多くの皆様にご参加いただきたいと思います。

旧久保家住宅の利活用につきましては、周辺がびんぐし公園やびんぐし湯さん館などの多くの人が集うエリアであり、先ほどもお話がありましたけれども、近くには御厨社古墳や十六夜観月殿などの町指定文化財がありますので、歴史的建造物の特性を生かしつつ、周辺全体の環境等も考慮する中で、よりよいものとなるよう、検討してまいりたいと考えているところでもあります。

6番（中村君） ただいま、町長より答弁をいただきました。詳細な説明をありがとうございます。

最後に、坂城町にある歴史的建造物である久保家住宅の活用については、町民の皆様のみならず、町議会でも関心が寄せられております。そこで、今後の活用方法の方向性として、以下のようなことが挙げられると思います。

一つ目に、文化観光資源としての活用では、歴史的建造物である久保家住宅を町の文化財や観光資源として活用することで、地域の魅力を高めることが考えられます。

二つ目に、地域交通の場としての活用では、地域住民の交流の場や地域イベントの開催場所として活用することで、地域コミュニティの活性化に寄与する可能性があります。

三つ目に、教育・文化の場としての活用では、歴史的建造物を活用した教育プログラムや学習の場として、地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供することが考えられます。

これらの活用方法については、現在進められているとお聞きしました調査結果に基づく町の方針や地域住民の意見を踏まえた上で、具体的な計画が一刻も早く策定されることを望みます。今後、町の動向や議会の議論を注視し、久保家住宅の有効な活用方法や検討が早期に進展することを期待いたしまして、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（中嶋君） ここで10分間、休憩いたします。

（休憩 午前10時22分～再開 午前10時32分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、13番 大森茂彦議員の質問を許します。

13番（大森君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問を行います。

1. 誰もが差別を受けないために

ちょっと前置きが長くなりますが、大変重いテーマでありますので、少し説明も含めて前置きを話させていただきます。ある人が松本市の議会で、昨年3月議会ですが、信毎の記事で松本市が人権に関する条例を制定したことを読んだと。坂城町もこんな条例にしてほしいとのお話がありました。また、役場庁舎前の駐車場が整備され、宣言塔がなくなって非常にうれしい、役場の前を通るたびに、もうこれはないんだとうれしく思っていたと話されていました。

宣言塔がなくなった理由を説明し、その代わり庁舎玄関に入った左側の壁に掲示してあると話すと、驚きました。がっかりした様子でした。臨時措置法で生活環境や教育など、他の地域と変わらなくなった。社会的にも差別されず、誰とでも付き合うことが現在できている。そして、以前、Aさんが区の役員のときに、ほかの役員と一緒に部落解放の町宣言の廃止、確認集会の禁止、隣保館の名称の変更などを要望する署名活動を行ったといえます。それには、ほとんどの世帯で賛同していただいたという話であります。

ある奥さんからは、なぜうちには署名の話がないんだと言われ、ご主人が署名しないと云われたと話すと、お父さんと私は考えが違う、私にも署名させてほしいと言って協力してくれた。そして、署名には多くの方が賛同してくれたということです。

その後、まとめた署名を持って町長と懇談の約束ができた当日、これは当時の町長で、今の山村町長ではございませんので、ご理解ください。町長と挨拶を交わしているときに、職員が時間ですと町長に声かけがあり、町長は職員から内容は聞いているからと言って、席を立って出ていきました。要望書に対する町側からの回答はなかったとのことでした。

このときの資料を見せてほしいと私はお願いしましたが、相当前のことでよくわからない、一緒にやった人もほとんど亡くなって、探しようもないということでした。恐らく町にあれば、ぜひ探し出していただければというふうに思います。地区住民の思いと部落解放同盟坂城町協議会の運動を受け入れたわけではありませんでした。

2002年、平成14年3月、総務省は、社会的問題としての同和問題は、総額16兆円以上の予算、坂城町では約17億円以上の事業費を投じまして、33年間に及ぶ同和特別対策事業と国民の努力で基本的に解決したとして、1960年、昭和35年から実施した同和特別対策事業を初期の目的を達成した。これ以上の特別対策は国民の理解を得られず、むしろ有害と総括し、同和行政史約1千ページをまとめて、関係省庁と都道府県に終結を通知しました。

終結に伴い、国は「今後の同和行政について」を作り、特別対策を終了し、一般対策に移行する理由をその中に書いてあります。一つは、特別対策は本来時限的なものであり、これまでの事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく改善したこと、二つ目に、特別対策をなお続けていくことは、差別解消に必ずしも有効ではないこと、三つ目に人口移動が激しい状況の中で、同和地区、同和関係者に対象を限定した施策を続けることは事実上困難であること、これらが挙げられています。国の終結宣言を受け、町は同和対策課、同和教育課を廃止しております。

特別対策事業の期間中、これは1981年、昭和56年1月15日付の町議会報に条例案等の質疑で、網掛地区に共同園芸施設の建設事業で、総事業費は8,400万円超で、これを専決処分で執行した、このように議員から指摘されています。議会軽視ではないか、そういうふうに追求しています。また、1981年、昭和56年度の決算の財産に関する調べには記載されていないと指摘され、いずれも町長が陳謝をしております。

また、町の特別会計である同和地区住宅新築資金等貸付事業は、町が金融機関から7%の利率で借入れ、解放同盟が仲介して新築希望者に2%の利率で貸付けを行っております。返済期間は最長で30年間であるにもかかわらず、いまだに全額の回収ができていません。

町が金融機関から借入れた債務の返済が完了することを受けて、2018年、平成30年9月議会でこれの決算が認定され、この特別会計は廃止され、残債については、一般会計に移行することになりました。このときに私は町の誤りを指摘し、同和事業が一般事業に移行されることをもって賛成討論を行っております。

町は、公平・公正な行財政運営が求められているのに、同和事業はゆがめられてきました。一民間団体の言いなりになって進めてきた町の行財政運営の責任は重大であり、反省しなければなりません。そこで、お尋ねいたします。

イ．補助金の見直しを

自らの要求で組織している一民間運動団体である部落解放同盟の補助金はやめるべきではないでしょうか。町の考えをお聞きます。

ロ．隣保館の名称変更を

隣保館の名称を変えてほしいとの地元の意見が出ています。この名称は、旧同和地区を表示しているようなものではないでしょうか。特別措置法が廃止になっているのに、そのまま残さ

れているのは、永久にいつまでもその地域を示すものになるのではないのでしょうか。名称は変えても、現在の業務、そしてその機能を維持すればいいだけではないのでしょうか。県内では、隣保館の名称がほとんどですが、佐久市では中央隣保館がありまして、合併したからだと思うんですが、浅科地区と望月地域では、人権文化センターという名称になっています。他県の加古川市も人権文化センター、その他の自治体でもいろんな名前をつけています。そういう意味で、隣保館の名称の変更を要望するものであります。

ハ．条例及び規則の見直しについて

坂城町差別撤廃人権擁護に関する条例及び差別撤廃人権擁護審議会規則等に記載されている「部落差別をはじめ」の文言、後ろに続く「あらゆる差別撤廃」に内包されており、「部落差別をはじめ」を削除すべきと考えますが、町の考えをお尋ねします。

ニ．「部落解放の町宣言」について

町の宣言は、交通安全都市宣言、公害防止の町宣言、部落解放の町宣言、非核の町宣言、青色申告と振替納税の町宣言、ゆとり宣言の6本であります。3番目の部落解放の町宣言を除いた5本の宣言は、議決宣言となっています。しかし、部落解放の町宣言は、ただ宣言とだけ表記されています。一体これはどういうことなのか。そういう意味で部落解放の町宣言が制定された経緯についてお尋ねします。

そして、議決を経ていない宣言であるので、これを廃棄することを提案したいと思いますが、それについてのお考えを求めます。

以上、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま、大森議員さんから1番目の質問としまして、誰もが差別を受けないためにということで、イ、ロ、ハ、ニとご質問いただきました。私は存じ上げていない、過去の町議会での議論だとかを大変詳しく説明していただきました。しかしながら、お話を伺っていますと、全般的に部落差別はなくなったんじゃないかというようなことを言われているように感じます。私は決してそうは思えません。極めて重要な問題がまだ残っているというふうに思いますので、歴史的な経緯を含めまして、お話し申し上げたいと思っております。

まず初めに、部落差別は、中世あるいは近世以降において職業を同じくする人々などと同じ地域に居住させたことによる、日本社会の長い歴史の中で形成された身分階層構造に基づく差別として、日本国民の一部の人々が長年にわたって経済的・社会的・文化的に不利な立場に置かれ、日常生活においても様々な差別を受け続けてきた、大変深刻な人権問題であり、現在においても、結婚や就職に係る事象のほか、インターネット上での差別的言動などの新たな課題が浮き彫りになるなど、依然として差別は根強く存在しております。

こうした状況の中、国においては昭和44年から平成14年までの33年間にわたり、同和対策事業特別措置法などの特例法を制定し、国及び地方公共団体の責務を定め、それぞれが連

携して特別措置法に基づく同和地区における生活環境の改善や教育・就労支援など、各方面にわたる施策が実施されてきたところであります。

特別措置法につきましては、時限立法として平成14年に終了いたしました。その後も部落差別は完全には解消されず、むしろ差別が見えにくくなる中で、当事者の苦しみが見過ごされるという課題も浮き彫りとなったことなどを受け、国は平成28年、2016年に部落差別の解消の推進に関する法律を制定し、国及び地方公共団体が連携を図り、それぞれの責務を明確に位置づけ、教育や啓発、実態の把握、相談体制の充実など、部落差別の解消に向け必要な施策を総合的かつ計画的に進めているところであります。

町におきましても、昭和50年に部落解放の町宣言を行い、さらに、平成6年、1994年には、部落差別や障がい者、外国人、女性などに対する差別や偏見の解消を目的として、坂城町部落撤廃人権擁護に関する条例（同日「坂城町差別撤廃人権擁護に関する条例」に訂正あり）を制定し、あらゆる差別を許さず、住民一人一人の人権が尊重される、差別や偏見のないまちづくりを目指して、教育や啓発活動などに積極的に取り組んでまいりました。

また、自分と異なる立場や、境遇にある人を理解し、多様性を尊重する心を育み、共に認め合い、共に支え合う人権感覚を養い、明るく住みよい人権・共生のまちづくりの実現を目指して毎年開催しております、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会におきましては、人権に関するあらゆる課題の解消に向けた講演会などを実施し、多くの町民の皆さんにご参加いただいているところであります。

さらに、町内企業などで組織されている坂城町企業人権同和教育推進協議会におきましても、企業内の人権同和教育を推進するため、毎年、新入社員を対象とする人権同和教育研修会や、企業内人権同和推進員を養成する養成講座を年3回開催するなど、あらゆる差別のない明るい職場の実現を目指して取り組んでいるところであります。

一つ目として、町の協議会への補助金の見直しについてのご質問であります。町では、部落差別の解消とあらゆる差別の根絶を目指して、部落解放同盟坂城町協議会が組織され、各種研修会や学習会への参加、啓発活動など様々な活動を通して差別の解消に取り組んでおり、町といたしましては、こうした活動を支援するための補助金を交付しております。

補助金につきましては、毎年度、活動状況を精査した上で交付額を決定しており、令和5年度には107万円、6年度には100万円の補助を行っておりますが、この補助は、先ほど申し上げました、部落差別の解消の推進に関する法律の基本理念に基づく活動に対するものとして、今後におきましても内容に照らして必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、隣保館の名称変更についてのご質問であります。隣保館は、一般的に地域社会において福祉の向上や人権啓発を担う開かれたコミュニティセンターとして、相談事業や人権課題の解決に向けた様々な事業を行う施設であります。

町隣保館は、同和対策事業特別措置法の施行により、住民の生活改善及び向上を図るための様々な事業を行うため、1977年、昭和52年に現在地に建設され、以降48年間、同和問題や人権問題に関する啓発活動の拠点として、また地域住民の福祉の向上と交流の場として活用されてまいりました。

現在は、社会福祉法に基づく社会福祉施設として、地域福祉の推進がより重要視されている中、地域における生活課題の解決に向けた地域福祉の推進や、人権課題への対応など様々な事業に取り組んでいるところであります。

一方で、隣保館という名称を変えてほしいという意見をお持ちの方がいらっしゃるのですが、名称変更につきましては、施設利用者や地域住民などからご意見を伺いながら、研究してまいりたいと考えているところであります。

次に、条例及び規則の見直しについてのご質問であります、町の差別撤廃人権擁護に関する条例及び差別撤廃人権擁護審議会規則は、部落差別をはじめとするあらゆる差別や偏見の解消を目的として制定されております。

現在、世界的にも、性別（ジェンダー）に関する問題、いじめ、障がい者や高齢者の人権、HIV感染者、あるいは受刑歴のある方、出生や国籍などに係る差別など、多様な人権課題が存在しております。

ご質問のとおり、あらゆる差別の中に部落差別も含まれるところでありますが、多様な人権課題の中でも、特に部落差別は日本における固有かつ深刻な人権課題であり、条例及び規則における部落差別の位置づけは、その事実を踏まえたものであり、平成28年の国における部落差別の解消の推進に関する法律の制定などとも整合するもので、現在もなお部落差別が存在している状況を踏まえる中では、部落差別を明記することは、意義があるものと考えているところであります。

最後に、部落解放の町宣言についてであります、部落解放の町宣言が宣言された経緯につきましては、日本社会の歴史的過程において、一部の国民が長きにわたり様々な場面で差別を受けてきた、日本固有の深刻な人権問題の解決に向け、部落解放の運動が進められ、昭和44年には国において10年間の時限措置法の同和対策特別措置法が制定されたところであります。

町におきましても、昭和44年より同和対策事業を実施し、さらに同和行政を推進するため昭和47年に部落解放審議会の設置、昭和48年には公民館事業として、同和教育講座の開催、昭和49年には各種団体の代表者で組織された同和対策推進協議会が結成されたところであります。

また、部落差別の解消への機運が盛り上がる中、昭和49年9月には、現在の町企業人権同和教育推進協議会への先駆けとなる坂城町製造業同和教育推進連絡会が設立され、企業内同和

教育がさらに推進されたところであります。

また、部落問題の正しい知識と理解を深めるため、昭和50年1月26日に、「第1回部落解放町民大会」が町文化センターにおいて開催されております。

当時の「公民館報さかき」によりますと、この大会において部落解放の町の宣言文が朗読され、満場一致で採択され、その後、上平集会所や網掛集会所の建設や、同和教育講座など、同和教育に対する理解を含めるための取組が展開され、部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さず、住民一人一人の人権が尊重される差別や偏見のないまちづくりを目指して、教育や啓発活動などにも積極的に取り組んでまいりました。

また、部落解放の町宣言につきましては、長野県内でも長野市、松本市をはじめ多くの自治体において、部落問題を正しく認識し、明るく住みよいまちづくりを目指して宣言がなされております。

そうした経過を踏まえる中で、ご質問の部落解放の町宣言につきましては、依然として部落差別が社会に根強く残っている現状を踏まえ、部落差別の根絶と、全ての人が尊重され、安心して暮らせる、明るい住みよい町の実現を目指すという理念の下に掲げているものであることから、現段階でこの宣言を撤廃することは考えておりません。

町といたしましては、今後も引き続き、一切の差別を許さず、全ての住民の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる明るく住みよい町の実現を目指し、教育の啓発や活動の推進、相談体制の充実など、人権尊重のまちづくりに取り組んでまいります。

失礼しました。ちょっと一部間違っていたところがあります。部落差別や障がい者、外国人、女性などに対する差別や偏見の解消目的として、坂城町差別撤廃人権擁護に関する条例であります。部落撤廃と申し上げましたが、差別撤廃人権擁護に関する条例でございます。失礼しました。

13番（大森君） いろいろとご答弁をいただきました。2回目の質問を行います。

補助金の見直しについてであります。この運動団体が差別解消のため中心的に活動されているということですが、一体どのぐらいの方々がここの組織に参加されているのでしょうか。これについては質問に出ていませんので、答弁の必要はありませんけれども、委員会質疑などでは、果たしてこれがそうなのか、こういう皆さんの総意を持った組織なのかどうか、これについてもきちっと反省していただきたいというふうに思います。

一つ、この部落解放同盟坂城町協議会補助金、これはこれまでずっとこういう補助金で出ていました。今年度は解放運動団体補助金というふうに名前が変わりました。これについては何か理由があるんですか。

企画政策課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。

予算の科目の名称が変更されたということでございますけれども、名称変更はしてござい

せん。予算科目の名称変更につきましては、変更がございません。

13番（大森君） 今年度の予算書では、解放運動団体補助金になっています。

議長（中嶋君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時58分～再開 午前11時00分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

企画政策課長（長崎さん） 令和7年度の予算科目につきましては、部落解放同盟町協議会補助金となっております。同じ名称となっております。

13番（大森君） 恐らく、事業の説明の冊子と。予算書で私は確認していますけれども、解放運動団体補助金という、100万円になっています。そうです。今年度の予算書です。

企画政策課長（長崎さん） 町の坂城町一般会計予算書、令和7年度の58ページに記載がございますけれども、部落解放同盟町協議会補助金となっております。

13番（大森君） 私の間違いかもしれませんが、恐らく事業説明書のほう、どちらか私を見たんですが、取りあえず、ここでは間違いということで訂正させていただきます。

次に、隣保館の名称変更についてであります。町長答弁で研究されていくというご答弁をいただきました。ぜひそのようにしていただきたいというふうに思います。

あと、条例改正のところで、差別撤廃人権擁護に関する条例の附則にですね、坂城町部落解放審議会条例の廃止とある。「部落解放」の文言はなくなりました。それが今もここに残っているということになるわけです。

それともう一つ、よりどころにしている2016年にできました部落差別の解消の推進に関する法律、これは議員立法でつくられました。国がやったんじゃないです。これも質疑の中で共産党の清水忠史委員の質問に対し、国からの答弁では、部落差別に関する法律は今までつくったことがないと。新たに法律をつくるには、部落差別とは一体何かという定義が必要だと。その定義もないまま続ければ、運用次第で恣意的にどんなことも差別だ、差別だということになりかねない。やはり、定義をきちんと決めてやるべきものだということを指摘していました。

これについても、まだ議論があって長くなっちゃいますので、次に移りたいと思いますが、部落解放の町宣言について、ちょっと提案であるんですが、この部落解放宣言の町に代わる新しい宣言をつくったらどうかというふうに思います。それは、誰もが差別されない町宣言という、例えばこういう仮称ですが、こういう内容にして、新たに宣言文をつくるということを提案したいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

企画政策課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。

部落解放の町宣言の名称を変えたらどうかというご質問でございますけれども、障がいや性別、国籍など様々な人権課題の中でも、部落差別は日本における固有かつ深刻な人権課題であり、国の法律においても部落差別はいまだに存在する差別として、部落差別の根絶のために町

が部落解放を表明しているところではありますが、こちらにつきましては、町が表明することに関しては意義があるものと考えておりますので、現段階においては、この宣言を継続してまいりたいと考えております。

13番（大森君） ただいま議論してきた内容をですね、ずっと使い続けると。こういう名称などを使っていれば、これは永久になくならない。じゃあどういう状態のときにこの宣言を外すのか。そういう終着点も見つからない。やはりそういう努力、国民自らの考え方等を変えていくということは当然必要でありますけれども、やっぱり行政として、こういう取組について行政として行っていくということだというふうに思います。いつまでもこれを長引かせない。そのためにも、地域の人たちが本当に安心して、そしていつこのことがまた再開するかということで非常に心配されております。以前のような糾弾集会、確認集会がないように進めていく必要があるというふうに思います。

だいたい時間を取ってしまいましたので、次の質問に移ります。有機農業の行方はということで、これまでも質問してまいりました。時間がありませんので、端的に申し上げます。

5月に町長が担当課職員と議員に対して、キャノングローバル戦略研究所の山下一仁農業博士の講演の視聴をお勧めになりました。私も視聴させていただきました。これについての町長の意図は、一体どういうことで私たちに見せていただいたのか、質問させていただきます。

口といたしまして、有機農業の今後の予定は。

有機農業について、昨年7月の説明会では30名が参加されたという報告をいただきました。そして、農家の機運の醸成を図ることが必要、当然そうでありますけれども、次年度以降も県に支援していただき、有機栽培や環境負荷低減型の農業に関する研修会を開催するというふうにご答弁をいただいております。これではですね、町は主体的にこれに取り組んでいるという発想とはまだなっていないのではないかと。そういう意味で町の考えについて、どのように有機農業への足がかりをつくっているのか、この辺についてご答弁ください。

次に、「チャレンジSAKAKI」がこれまで2回出ていますが、3回目をつくる上ではですね、表がありましたけれども、一番困難な右上の最上段に農水省が進めるオーガニックビレッジ宣言を位置づけることを提案しますが、これについてどのようにお考えか、ご答弁をお願いします。

商工農林課長（北村君） 大森議員さんから、有機農業の行方についてのご質問をいただきました。順次お答えいたします。

初めに、伊の山下一仁農学博士の講演の視聴に関して、意図するところは何かのご質問にお答えいたします。

5月2日に、町文化センターにおいて、町議会議員の皆さんや町内において大規模に稲作を営まれている方などにご覧いただいた動画は、今年1月23日に、山村町長が東京の一橋大学

講堂で開催されました講演会「食料安全保障のために国民は何をすべきか」に参加し、聴講したもので、講師は食料・農業政策が専門で、農林水産省OBでキャノングローバル戦略研究所研究主幹の山下一仁さんでありました。

内容いたしますと、主に、山下さんが10数年にわたり主張されてきた、これまでの国の減反政策や需給調整政策の課題、食料安全保障、昨年からの米不足の要因分析などについての講演でありました。

昨年夏以降の米の価格高騰により、連日、米の平均店頭価格や米価高騰の要因、備蓄米の放出などの米に関する情報が報道されておりますが、その一方で、農業従事者の高齢化による減少と後継者不足や担い手不足、耕作放棄地の増加などが深刻化する中で、米の価格などを踏まえた持続的な営農についても、国会で議論されているところであります。

こうした状況を踏まえ、今後の農業について考えていくためのきっかけとなればという思いで、山村町長が山下一仁さんの了承を得て、講演の動画を視聴していただく機会を設けさせていただきました。

当日は、大森議員さんをはじめ16名にご参加いただき、約1時間40分にわたる講演を動画視聴していただきました。

次に、口として、有機農業の今後の予定はについてのご質問ですが、まず、3月議会において、今ご質問にもありましたが、今後の有機農業の進め方に対するご質問に対し、「農家側の機運の醸成を図ることが必要と考えており、県に支援いただいて、有機栽培や環境負荷低減型の農業に関する研修会を開催する」と答弁させていただいたことについて、自然発生的な発想であり、町の主体的な政策がないとのご意見ですが、一般的に、有機栽培や環境負荷低減型の農業が広く浸透していかない理由として、現在の有機栽培や環境負荷低減型の農業は、病虫害や雑草が発生しやすく管理の手間がかかるため、農家の負担が大きい上に専門的な知識が必要になる点や収量が不安定にもかかわらず、販売価格は慣行栽培と大差がないということが障壁となり、二の足を踏む農家が多いためとお聞きしております。

町といたしましては、まずは、実際に栽培を行う農家の皆さんに有機栽培や環境負荷低減型の農業を理解していただくための研修会を開催し、農家側の機運の醸成を図っていくことが必要であると考えております。今年度につきましても、県農業農村支援センターにも相談させていただく中で、研修会の開催を計画するべく調整を進めているところであります。

次に、オーガニックビレッジ宣言を「チャレンジSAKAKI」に位置づけてはどうかのご提案ですが、現在、町では「チャレンジSAKAKI well-being」を掲げ、町民の誰もが身体的にも精神的にもそして社会的にも幸福を実感できるまちづくりを目指して、全ての業務に取り組んでおります。有機農業につきましても、well-beingなまちづくりに向けて、まずは、農家の皆さんに有機栽培に関する理解を深めていただき、機運の醸成

を図っていくことが大事であると考えておりますので、まずは昨年度に引き続き研修会を開催してまいりたいと考えております。

13番（大森君） ご答弁いただきました。一つ、町長の意図するところは何かということで、非常に幅広い中身について講演をお聞きしました。ところがですね、坂城町のこういう中山間地で、一体この計画・方針がどこまでできるのか、このことも今後検討していただきたいというふうに思います。

次に、有機栽培の今後の予定はということであるんですが、前回もちょっと触れただけでのご答弁いただいたりしていませんので、ちょっと申し上げますと、飯綱町での有機農業の現状は、有機JAS認証及び環境保全型農業直接支払交付金の対象となる有機農業の経営体はおらず、町として有機農業に取り組む農業者の実態を把握できていない状況である。しかしながら、町長の決断で実施計画を作成し、オーガニックビレッジ宣言にこぎ着けています。我が坂城町でもこれを見習い、そのためにも飯綱町の状況を調査し、検討されたらいかがかというふうにご提案しておきます。

特にEUでは、所得補償と直接支払いというのは、山下さんのお話でもありました。日本はこの二つが民主党政権時代に、若干期間は短いんですが、ありました。その後、またこれはなくなって、自由価格ということになってしまいました。

やはり、日本の農業は日本の大地からということで、日本国民の主食をきちんと守っていくということと併せて、坂城町の特に米農家に対する支援、そして自動化するというようなことも含めてですね、もっともっと検討していくということがあると思うんですが、今後、坂城町で、町としての米政策について、どのようなお考えなのか、ご答弁を願いたいと思います。

商工農林課長（北村君） 町の米政策というご質問であります。今、国のほうでもここに来て、今後の米政策について大きな議論が出てきております。いろいろ制度の変わり目みたいな部分もありますので、そういった点も考慮しながら今後検討してまいりたいと考えております。

13番（大森君） だいぶ時間を取ってしまいましたので、農業までについては、また後日いろいろと検討して、一般質問で行いたいというふうに思います。

最後になりますけれども、千曲坂城クラブについてお尋ねいたします。中学校の部活動は、これまでそれぞれの学校で行ってございました。文科省は、教員の働き方改革の一環として、部活動を地域移行にすることにし、教員の働き方改革の一部を解決する方向で取り組んでいます。

特に、教員の増員のない状況の中で、業務見直しには限界があります。教員定数を増やし、授業の量に見合う教員数を確保することも必要ではないでしょうか。残業代ゼロを廃止し、教員を増やすための法改正もやるべきだと考えております。このことについては、また後日の一般質問でまたやりたいと思いますが、千曲坂城クラブの点について、伊といたしまして、千曲坂城クラブの保護者の負担は。

坂城中学校の部活動は、坂城町と千曲市との共同で、全国でいち早く地域移行が進んでいます。学校で部活動をしていた子どもたちは、町内の施設だけでなく、部活によっては千曲市に移動しなければなりません。また、水泳は長野市まで行くことがあるといいます。子どもたちは現地集合・現地解散となっていますが、どのようにして現地まで行っているのか、ご答弁をお願いします。

二つ目に、自分の学校での練習は、これまでは会費の負担がありませんでした。部活動によっては、それぞれの部活の会費があると思いますが、それについてはどのような負担になっているのかお尋ねします。

三つ目に、非課税世帯などの子どもたちに財政的支援はできないか。

この3点についてお尋ねします。

教育長（塚田君） 少し早口でしゃべらせていただきます。3. 千曲坂城クラブについて、イの保護者の負担はについてお答えいたします。

部活動の地域移行は、現在は地域展開と呼ばれておりますが、令和2年、国の学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてにより、令和5年度より部活動の段階的な地域移行を図る方針が示されたことを踏まえ、令和5年3月に坂城町と千曲市が共同で新たな中学生の地域の活動の場となる千曲坂城クラブを立ち上げ、令和8年度からの部活動の地域移行に向けて準備を進めております。

なお、令和7年度の千曲坂城クラブの状況ですが、運動系クラブが13、文化系クラブが5の計18の専門部が活動しており、5月9日現在で、坂城町と千曲市の1,072名の生徒が加入しております。

これらの各専門部の活動場所は、運動系クラブは、坂城町と千曲市の体育館や武道場、中学校の体育館やグラウンド等で練習を行い、文化系クラブは、町と市の文化施設や中学校施設、公民館等で活動を行っており、それぞれの施設の空き状況や道具の充実、設備が整っている場所を確保し、活用しております。

特に、水泳については、天候や冬場の問題がありますので、坂城中学の部活動でも以前から上山田の民間施設等を利用しており、千曲坂城クラブでも埴生中学校の屋内プール、長野運動公園の屋内プールを活用して練習を行っているところであります。

ご質問のありました各専門部の活動場所への移動方法ですが、移動手段としましては、自転車、親及び部員保護者の車での送迎、電車やタクシー等であります。

次に、専門部の会費はどうなっているかのご質問ですが、これまでの中学校の部活動につきましては、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある生徒が、自主的・自発的に参加し、部活動顧問の先生方の指導の下、先生方の献身的な支えにより活動を行ってきました。

しかしながら、少子化の進展や、学校での働き方改革が進む中、自らの専門性や意思にかか

ならず、先生方が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは困難となってきたことから、地域移行により新たな指導体制など、運営方法を構築してきたところであります。

千曲坂城クラブにおきましても、専門部の指導については、教職員を含む外部コーチに指導を依頼しております。令和6年度の決算によると、指導1時間当たり900円の謝金を設定し、240人を超える指導者に対しまして、1,450万円をお支払いし、その他、千曲坂城クラブ運営に係る事務局費、指導者の旅費、保険料等も含めて、総額2,440万円の実績となっております。

そうした中、現在は地域移行の準備期間であることから、国の補助金、寄附金、坂城町と千曲市の負担金等により、千曲坂城クラブの生徒1人当たりの負担は、年会費3千円のみとなっており、そのうち800円は生徒の保険料の掛金となっております。

しかしながら、令和8年度から国の補助金がなくなることや、さらなる指導者謝金等の増加が見込まれることから、千曲坂城クラブの発足時から、各専門部や専門部指導者、保護者代表、生徒代表、学校関係者で構成する、千曲坂城クラブ運営委員会でも、今後の事業経費と会費について議論を重ねてきたところであります。

議論の中では、これまでも中学校の部活動につきましては、活動状況に応じて、外部の専門指導者への謝金、大会参加費等、自己負担をお願いし、部活ごとに会費を頂いていたことから、千曲坂城クラブとしましても、今後も地域クラブとして持続させるために、専門部の活動時間に応じて運営に必要な月会費を、生徒1人当たり3千円を上限とした活動費の基準を設定し、令和8年度から実施したいとされたところであります。

事務局におきましては、今年5月から千曲坂城クラブに所属する坂城町と千曲市の全中学校で保護者説明会を開催し、月会費3千円を上限とした活動費について説明をし、保護者の皆様のご了解をいただいたところであります。

また、千曲坂城クラブに対する非課税世帯などの子どもたちへの財政的支援のご質問ですが、現時点におきましても、坂城町と千曲市において千曲坂城クラブの事業経費については負担を行い、クラブに参加する生徒の負担軽減に努めております。

今後のさらなる財政的支援につきましては、各専門部の活動状況や、それに伴う月会費の金額の設定、他市町村の動向等も見の中で検討したいと考えております。

今まで学校が担ってきた部活動を地域移行していくことは容易ではありません。歴史的な大転換とも言える大改革であり、数々の課題に直面することも予想されますが、一つ一つ課題を解決しながら、令和8年度の完全移行に向けて、持続可能なクラブ活動になるよう支援していきたいと考えております。

13番（大森君） ただいま、教育長よりご答弁をいただきました。千曲坂城クラブ、この負担について、まず自転車、親の送迎、また、ある部活では駅などは遠くて、駅からタクシーで

分乗していくということもあるという話を聞いております。もう実際にお金を持って行かないと部活に参加できないという状況になっているわけです。

これからより具体的に、また、新しい大改革というようなご答弁もありましたけれども、やはりこれについても、特に非課税世帯のご家庭で、子どもさんがお二人、それぞれ違う部活に入っている場合には、送迎についても大変だ。そして、自分自身の当番もあって、うまくローテーションを組むということになれば、自分の仕事の都合だけは言っていられないということも非常に苦しいということをお聞きしております。やはり、この点についても、もう少し何らかの方法を考えていく必要があるかというふうに思います。それはそれで今後検討していただくということで。

非課税世帯などの子どもさんたちへの財政的支援について、提案であるんですが、就学援助費を増額してですね、就学援助費の中で見ることはできないでしょうか。その検討はいかがでしょうか。

教育文化課長（細田さん） 再質問にお答えいたします。

就職援助費につきましては、項目のほうが決まっておりますので、こちらのクラブ活動の費用のついては見られないとなっております。そちらの費用につきましては、先ほどの答弁にもございましたけれども、それに伴う月会費の金額の決定とか、他市町村の動向等を見る中で検討したいと考えております。

13番（大森君） 当然、国が項目を決めているということだと思うんですが、やはり何らかの支援体制は必要だと思うんですね。ついこの間までは、先生方のご尽力で部活動は自分の学校でやっていたと。しかし、これからはもう遠くまで行かなければいけなくなると。当然地元でやる場合もあるかと思うんですが、そういう点でも、やはり親の負担を軽減させていくということで何らかの対応を求めたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日17日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午前11時33分）

6月17日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 12名

1 番議員	中 嶋 登 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	大日向 進 也 君	9 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	祢 津 明 子 君
4 〃	水 出 康 成 君	11 〃	朝 倉 国 勝 君
5 〃	宮 入 健 誠 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
6 〃	中 村 忠 靖 君		
7 〃	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 12番議員 滝 沢 幸 映 君

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	北 沢 明 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	川 島 徳 夫 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	橋 本 直 紀 君
子 ども 支 援 室 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

5. 開 議 午前9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 新複合施設についてほか | 宮 入 健 誠 議員 |
| (2) 米の需給調整についてほか | 朝 倉 国 勝 議員 |
| (3) 防犯活動についてほか | 水 出 康 成 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、12番 滝沢幸映議員から欠席の届出がなされております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（中嶋君） 最初に、5番 宮入健誠議員の質問を許します。

5番（宮入君） ただいま、議長の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問をいたします。

改めまして、おはようございます。私たち議員も4年任期のうち、半数の2年が経過しました。この2年間を振り返りますと、正直申し上げて何とか先輩議員についていくのが精一杯でした。後半の2年間につきましては、前半の経験を糧に、町民の皆さんの負託に少しでも応えられる活動を目指してまいりたいと考えております。

また、5月20日に開催されました令和7年第2回坂城町議会臨時会におきまして、議長、副議長の改選がなされ、その後に各常任委員、議会運営委員、特別委員、一部事務組合議会議員の改選・選任が行われ、2年前と同じく気持ちも新たに緊張感を持って臨む所存であります。

さて、今回の一般質問は、新複合施設建設についてと高齢者を取り巻く状況についてお聞きします。

新複合施設建設については、令和6年2月の議会全員協議会において配付されました資料、坂城町新複合施設基本構想・基本計画（素案）概要の新複合施設の設計・建設スケジュールによりますと、6年間の内容が示されており、前半の令和4年度は、坂城町新複合施設の方向性の検討、令和5年度は基本構想・基本計画の策定、令和6年度は基本設計とされており、スケジュールの約半分が経過しました。

後半については、令和7年度が実施設計、令和8年度は建設工事、令和9年度は解体工事（老人福祉センター等）となっており、新複合施設は、令和9年度4月頃の供用開始を目指し

ますと明記されております。目指すとされる供用開始までは、既に2年を切っております。

坂城町においては、平成14年にオープンしましたびんぐし湯さん館、平成27年度の南条小学校の建設以来の、建築面積では大型建設工事となります。今回の新複合施設建設については、住民の関心度も日に日に高まっておりますことから、いくつかの確認をお願いします。

以上のことから、これまでの事業の経緯と今後の事業進捗について、一般質問をいたします。

1. 新複合施設建設について

イ. これまでの事業計画について

1. これまでのスケジュールの状況については。

2. 令和6年度に実施した基本設計の経過と内容は。

3. これまでに実施した事業内容と費用については。

ロ. 今後の事業進捗について

1. 実施設計において検討していく内容は。

2. 環境と省エネへの配慮として、どんな対応を検討しているか。

3. 災害時における福祉避難所としての活用を考えた経緯は。

4. 事業全般にわたり専門的知識を有する人材を確保しては。

5. 多くの町民の交流の拠点となるための施策の考えは。

以上の質問について答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま、宮入議員さんから、1番目の質問としまして、新複合施設建設についてのご質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

さて、新複合施設の建設につきましては、少子高齢化や人口減少が進む近年の我が国において、高度経済成長期に建設された多くの公共施設の老朽化対策が全国的に大きな課題となる中、当町における公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針として平成29年3月に策定しました坂城町公共施設等総合管理計画、令和2年3月に策定しました坂城町公共施設グランドデザインにおいて、老朽化が進む保健センターと老人福祉センターを、複合施設として更新し、福祉・保健機能の強化を図ることとしたところであります。

また、令和3年3月に策定しました坂城町公共施設個別施設計画におきましては、福祉・保健機能に加え、図書館や子育て支援センター機能の付加によるサービスの充実と、幅広い世代のつながりや交流を創出する施設として整備することとして、具体的な検討を進めてきたところであります。

さて、ご質問のイ. これまでの事業計画についてのこれまでのスケジュールの状況についてであります。新複合施設につきましては、令和5年度において、施設が目指す方向性やコンセプトを明確にするとともに、施設的设计案を立案する上で、踏まえるべき基本的な要件を示した坂城町新複合施設基本構想・基本計画を策定したところであります。

また、さきに申し上げました坂城町公共施設個別施設計画における、令和6年度に基本設計、7年度に実施設計、8年度から9年度にかけて建設工事というスケジュールに沿って事業を進めているところであります。

次に、令和6年度に実施しました基本設計の経過と内容についてのご質問であります。まず経過といたしましては、設計業者をプロポーザル方式により、金額だけでなく、基本構想・基本計画に示した諸要件を踏まえ、施設の目指す姿を独自の発想と工夫で具現化できる提案をした業者を選定いたしました。

そして、提案された平面図の素案を基に、施設利用者の皆さんや関係各所の職員と10回にわたるワークショップ形式での意見交換を行い、それらを反映した設計図案を建設委員会においてお示ししてまいりました。

その後、3回の建設委員会を通じて委員の皆さんからご意見をいただくなど、広く施設イメージの共有を図りながら進めてきたところであります。

続いて、基本設計の内容につきましては、多様な人の居場所になる施設、使いやすい施設、わかりやすい施設を目指す施設像に掲げ、平屋建てで子育て、保健、福祉の各部門をつなぐ交流の広場・会議室・図書スペースなどから構成され、伝統的な小屋組の温かみを融合させ、歴史ある街並みと美しく調和するデザインといたしました。施設の構造や全体のレイアウト、各室の配置、備えるべき機能や設備などについては、先ほど申し上げましたように、様々な皆さんからのご意見を踏まえながら取りまとめ、本年3月に設計が完了したところであります。

今回の基本設計では、平面図だけではわかりにくい、施設や空間のスペース、広がりをつまえていただきやすいよう、パース図を積極的に用いる中で、イメージの共有を図ってきたところであります。

また、本年3月28日に開催しました基本設計に係る住民説明会において頂戴したご意見につきましては、今後の実施設計の中で活かせるものは考慮してまいりたいと考えております。

次に、これまでに実施した事業内容と経費についてのご質問であります。令和5年度は、基本構想・基本計画の策定支援及び用地測量に係る委託料が約1,740万円、視察や会議など建設委員会等に係る経費が約27万円、令和6年度は、基本設計業務及びコンストラクション・マネジメント業務等に係る委託料が約4,180万円、建設委員会等その他の事務経費が約36万円であります。

続いて、ロ、今後の事業進捗についてのご質問にお答えいたします。

初めに、実施設計において検討していく内容といたしましては、建設委員会をはじめ、町民の皆様のご意見をいただきながら決定した、施設の役割や規模、構造、レイアウトといった基本的な枠組みの中で、細やかな設備や備品などを検討してまいります。

次に、環境と省エネへの配慮としてどのような対応を検討しているかのご質問であります。

が、新複合施設においては、空調や動力、照明等、高効率、省エネルギーに優れた機械設備やシステムを採用することとしており、基本設計における環境性能としましては、省エネによる一次エネルギーの消費量削減率50%以上のZEB Readyとしておりましたが、実施設計におきましては、委員の皆様からご意見をいただき、太陽光発電設備及び蓄電池設備による創エネについても進めてまいりたいと考えております。

次に、災害時における福祉避難所としての活用を考えた経緯はに関するご質問にお答えします。

町地域防災計画におきましては、施設に統合される保健センターは救急活動拠点施設に、老人福祉センターは要援護者収容施設に指定されており、複合施設建設後はこの二つの施設が同じ施設となりますので、医療や福祉に係る人的・物的な対応が比較的容易にできる状況にあることから、一般の方を受け入れる避難所とは区分した福祉避難所としての役割が期待できるものと考えているところであります。

また、福祉避難所につきましては、主に高齢者や障がい者、乳幼児など、要配慮者の受入れが想定され、内閣府令が定める基準では、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等を受けることができる支援体制の整備や、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていることとされておりますが、新複合施設につきましては、耐震性や耐火性、耐久性など施設の安全性はもとより、バリアフリーで空調も完備し、停電時に備えた非常用発電機を整備するほか、水や食糧など一定の備蓄についても対応してまいりたいと考えております。

こうした点を踏まえて、今後、具体的な対象者の範囲や避難所の指定について、福祉関係部局や防災担当部局も交えて検討を進める必要があると考えております。

次に、専門的知識を有する人材の確保についてのご質問であります。新複合施設につきましては、異なる役割を担う施設が複合化されることで、それぞれの機能を果たしながらも、相乗的な効果を発揮するための連携が図りやすくなることに加え、施設を訪れる皆さんが快適にお過ごしいただけるとともに、新たな交流を促進する空間づくりが求められており、ハード、ソフトの両面での専門的知識が必要となっております。

こうした点に鑑み、町では、発注者の立場で事業全体をサポートしていただくため、ほかの複合施設建設に携わるなど豊富な経験を有する建築設計事務所及びソフト事業の構築に実績がある特定非営利活動法人による共同企業体にコンストラクション・マネジメント業務を委託し、着実な事業進捗を図っているところであります。

これまでの基本設計段階におきましても、コンストラクション・マネジャーは、設計業者との打合せには必ず同席し、基本構想・基本計画で示した要件に合致した設計がなされているか、施設規模等に照らした法的要件をクリアしているかなど、専門的・技術的観点での助言に加え、

ワークショップにおける意見の取りまとめや設計への反映についても支援をいただいていたところであり、今後も専門的知識を有する設計業者と町との仲介役として、ハード、ソフトの両面でのサポートをお願いしたいと考えているところでもあります。

最後に、多くの町民の交流の拠点となるための施策の考えはについてのご質問ですが、新複合施設につきましては、単なる建物の整備にとどまらず、これまでの町の施設にはない、町民の皆様が世代や立場を超えて集える空間を広く配置しており、それぞれの方が思い思いに過ごしていただけるとともに、子どもから高齢者まで多様な世代が集うコミュニティ活動の拠点になるものと考えているところでもあります。

また、隣接する図書館や文化センター等と連携して、新たな交流や生きがいづくりを促進する場としても期待しているところであり、こうした効果を最大限に生み出せるよう、新たな発想の下、どのような施策ができるのか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、これからの実施設計においては、施工に向けた細部の詰めを行っていくとともに、関係者とのヒアリングなどで寄せられた意見などを勘案し、建設委員会で確認をいただく中で、必要に応じて住民説明会の開催を検討してまいりたいと考えており、引き続き基本構想・基本計画に沿って、全ての人が安心できる居場所になるとともに、人がつながり、笑顔がつながる *well-being* の実現空間となるよう検討を進めてまいりたいと考えているところでもあります。

5 番（宮入君） 1 点、再質問をお願いしたいと思います。資料、坂城町新複合施設基本構想・基本計画（素案）概要の中で、新複合施設の延床面積の上限を 3 千平方メートル、建物本体工事費の上限を 18 億円とすると明記されておりますが、ただし、外構・造成、什器・家具備品工事、立体駐車場、連絡通路、防災倉庫は別途と明記されております。

1 として、事業計画当初より別途とした理由について。

2、供用開始までの時間を考慮し、基本構想や基本計画を踏まえた今後の建設スケジュールと、それに伴う予算計上の時期についてお聞きします。

以上の質問について答弁をお願いします。

企画政策課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。

ご質問の外構・造成工事などの事業計画を本体工事と別途とした理由につきましてですが、本事業の主体となるものは本体の建設であり、本体の形状や配置により、外構や造成工事は大きく変わってまいります。先ほど町長から答弁いたしましたとおり、本事業の設計につきましては、設計業者それぞれの提案を審査するプロポーザル方式により決定いたしました。一定の条件を設け、施設本体を中心に広い視点で独自の発想や工夫により、建設事業全体の提案を促す観点からも、外構・造成工事などについては別途としたところでございます。

次に、今後のスケジュールなどについてのご質問ですが、新複合施設の本体工事を令和 8 年

度に、既存施設の解体工事及び外構工事等を令和9年度に実施する予定であり、予算につきましても、各工事の実施年度に合わせて計上してまいりたいと考えております。

5番（宮入君） ただいまは、町長並びに担当課長より、各項目再質問について丁寧な答弁をいただきました。私も民間企業時代において工場建設に携わった経験から、建設工事が始まりますと、当然のごとく大小様々な問題が発生し、それに直面することになると思います。その際のスピード感を持った対応がスケジュールの状況に大きく影響します。本格的な建設工事の日程が開示された頃に次なる一般質問を予定したいと思い、次の質問に移ります。

2. 高齢者を取り巻く状況について

昨年、2024年は、働き方改革における物流問題が取り上げられました。また、6月5日の信濃毎日新聞には、2024年に生まれた子どもの数、出生数は68万6,061人で、1899年の統計開始以降、初めて70万人を割り込んだ。前年、2023年との対比においても、4万1,227人（5.7%）減で、全都道府県で減少したと報じました。

今年、2025年問題としては、日本人口の約5人に1人が75歳以上となり、いわゆる団塊の世代が全て後期高齢者となり、超高齢化社会において医療・介護・経済に影響を及ぼすとされており、2040年代には第二次ベビーブームに生まれた方が65歳を迎え、さらに高齢者の割合が高まると予想されております。

坂城町においても、令和6年3月に高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画が、第8期計画の「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」の基本理念を継承して開始され、今年が3か年計画の2年目となります。その中で、今回は高齢者福祉計画に関連した内容についてお聞きします。

イ. 高齢者等の状況について

1、直近過去3年の人口と高齢化率の状況は。

2、高齢者世帯の状況は。

3、独居高齢者への支援については。

ロ. 高齢者が元気で生活するために

1、元気高齢者の活動の場は。

2、介護予防の取組状況は。

3、健康への関心を高める施策は。

ハ. 自治区に於ける活動状況について

1、シニアクラブの現状は。

2、高齢者祝賀会の内容と状況は。

3、各自治区への働きかけは。

以上の質問について、答弁をお願いします。

福祉健康課長（鳴海さん） 2. 高齢者を取り巻く状況についてのご質問に順次お答えいたします。

我が国の総人口に占める高齢者の割合は、昭和25年以降、一貫して上昇傾向にあり、昭和60年には10%、平成17年には20%を超え、令和6年10月1日現在は29.3%で過去最高を記録しており、高齢者を取り巻く状況は、医療・福祉の在り方、社会保障制度の財政、経済活動への影響など様々な課題が挙げられ、今後、地域で支える地域包括ケアシステムがますます重要となってくるところであります。

初めに、イ. 高齢者等の状況についてのご質問であります。当町における過去3年の人口と高齢化率は、県が公表する市町村別人口高齢化率等の状況によりますと、いずれも4月1日現在のもので、令和5年は人口1万3,467人、高齢化率36.9%、6年は人口1万3,267人、高齢化率37.3%、7年は人口1万3,014人、高齢化率37.8%と、人口減少と高齢化は年々進行している状況であります。

また、高齢者世帯の状況につきましては、施設入所等を除く一般世帯のうち、高齢者の単身あるいは夫婦のみの世帯数は、直近の国勢調査の結果に基づきますと、令和2年の1,592世帯を基準に、10年前の平成22年は1,255世帯で337世帯の増加、さらに20年前の平成12年800世帯と比較しますと、約2倍となっています。

当町の一般世帯に占める高齢者夫婦世帯の割合は、令和2年16.8%であり、全国11.7%、長野県13.6%と比較していずれも上回っており、全国の世帯状況を見ましても3世代の同居世帯は減少する一方、高齢者のみの世帯は増加傾向にあることから、これらの対応や支援が地域や行政に求められています。

また、高齢者の単身世帯、いわゆる独居高齢者への支援といたしましては、民生児童委員さんの見守りをはじめ、安心して地域での生活が継続できるよう、必要とされる方に高齢者の福祉サービスを案内し、ご利用いただいております。

サービスの一つとして、ご自身や遠方で暮らすご家族が、独居者の健康や生活面についての不安などを少しでも和らげるため、独居の申出をいただいた方を対象に、保健師や看護師が自宅を訪問し、疾病予防や健康相談・生活指導などを行う訪問事業を町社会福祉協議会に委託し実施しており、あわせて社会参加への働きかけや人とのふれあう機会を提供しています。

また、独居高齢者の見守り事業として、24時間対応可能なあんしん電話を無料で貸与し、緊急時の駆けつけと体調に関する相談を受けるほか、昼食時に安否確認を併せて行う配食サービスを実施しているところであります。

次に、ロ. 高齢者が元気で生活するためにのご質問にお答えいたします。

高齢化の進展に伴い、人生100年時代を見据える今、定年後も元気な高齢者は多く、これらの高齢者が社会を支える側になることや、趣味やボランティアをはじめとする地域活動等、

積極的に社会と関わっていくことが重要となっております。

ご質問の、元気な高齢者の活動の場といたしましては、生涯学習やシニア大学、スポーツ交流等様々な活躍の場がありますが、高齢者が生きがいを持ち、いつまでも自立して暮らすための社会参加の一つに、自らの知識や経験を生かし活躍できる、地域のシルバー人材センターがあります。

このシルバー人材センターは、年齢に関わりなく生涯現役で活躍できる就業の機会を確保・提供し、会員同士の交流や健康の維持増進を図るとともに、地域社会に貢献する組織として地域のニーズに応える事業展開が行われています。

町では、町民の方が会員にもなります、更埴地域シルバー人材センターの運営に携わるとともに、元気で就労意欲にあふれ、豊かな経験を持つ高齢者の方が安心して働ける地域社会を目指しており、今後、さらに高齢者の社会貢献活動は期待されているところでもあります。

次に、介護予防の取組状況といたしましては、要介護認定前的高齢者を対象に、参加者同士が楽しみながら健康体操や脳トレを行ういきがい広場の活動は、加齢に伴い誰もがなり得る認知症の予防にも効果があるとされており、要介護状態への移行抑止につながっております。

また、高齢者の健康増進を図り、心身の多様な課題に対しきめ細かな支援を行うため、75歳以上の後期高齢者保健事業と、74歳までの国民健康保険被保険者に対する保健事業、介護保険制度における地域支援事業とを、町が一体的に実施する仕組みにより、効果的な健康づくりを推進しているところであります。

この事業は、高齢者一人一人の健診データや医療・介護等の情報を基に、地域の健康課題を分析するとともに、要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、栄養士の訪問指導に加え、健康に関する講座や学習会を開催するものであります。

この中でも、身体への負担が少なく椅子に座ってできる筋力低下予防の体操と、血圧や食についての学習会を組み合わせた血流アップ体づくり講座や、心電図に異常所見が見られる方を対象に行う心電図学習会では、健診結果と生活と食の関係を結びつけた学習により、疾病の重症化予防や介護予防にもつながっているところであります。

次に、健康への関心を高める施策といたしまして、いつまでも健康で長生きしたいという理想の実現化に向け、最も重要なのはご自分の健康状態を知っていただくことであり、65歳から74歳までの国民健康保険加入者には、特定健診の受診勧奨を行い、受診後も結果についてわかりやすく説明し、より健康に興味を持っていただけるよう努めているところであります。

さらに、ストレッチ&ウォーキング教室やストレッチヨガ教室といった運動教室では、体を動かすことだけでなく血圧と体脂肪を定期的に測定することで、基準値との比較による変化を確認できるため、ご自分の健康状態を把握し参加者自らが健康を意識する健康づくりに取り組んでおります。

続きまして、ハ、自治区における活動状況についてのご質問にお答えいたします。

初めに、シニアクラブについてのご質問ですが、シニアクラブは、地域のつながりや生きがいづくり、世代間交流への積極的な参加などにより、健康で明るい地域づくりの推進を図る高齢者の自主的な組織として、幅広い活動を行っています。

町シニアクラブの主な活動内容といたしましては、マレットゴルフやスマイルボウリング、カラオケ大会の開催、町文化祭への参加のほか、草刈りや清掃作業、地域の環境整備など、高齢者が生き生きと様々な場面で活躍されております。

令和6年度におけるクラブ数は9クラブ、会員数は824人ですが、クラブ数及び会員数は年々減少している状況であります。

全国的にもこれらの数は減少傾向にあり、その理由として高齢化が進む中で役員の後継者不足によるクラブの解散や、高齢者の生活の変化に伴い活動範囲が広がったことによる新規加入の減少が挙げられています。

町におきましては、シニアクラブと懇談の機会を設けており、シニアクラブの活動が会員同士の交流を深め、孤立防止や地域での防災力強化につながるといった、地域の支え合いの役割を担っていただいていることから、その存在は、地域コミュニティーを維持するためには重要なものであると考えております。

次に、高齢者祝賀事業についてのご質問ですが、本事業は高齢者の長寿を祝い、地域住民が集い一層の結びつきを深めるために、各地区等が実施主体として祝賀行事を行った場合に、その経費の一部を町が補助しているものであります。

各地区における祝賀行事の実施状況につきましては、令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行した直後であり、高齢者への感染や重症化が心配されたことから、実施した16地区のうち、公民館等に高齢者を招き食事会などを行った地区は2地区でありました。

しかし、6年度におきましては、実施した14地区のうち7地区が様々な催しを企画し、高齢者同士のつながりや区民を交えた温かい雰囲気の中親睦を深め、楽しい時間を過ごされたとお聞きしております。

このように徐々に地域の行事等もコロナ禍前の事業形態に戻りつつあり、対面での会話や多世代の交流は、顔の見える関係を築くことができ、日頃からの関わりが増えることで、防災の面でも役立つものと捉えております。

次に、これらの活動に関する自治区への働きかけといたしましては、町内全区長・分館長宛てに高齢者祝賀事業の実施について、補助金制度の案内を通知し、より多くの地区で開催されるよう周知に努めているところであります。

また、この事業を有効に活用して地域の結びつきをさらに深めていただきたいことから、既に実施している地区の事業内容やその成果を共有できるよう、広報や町ホームページへの掲載

により広くお伝えしていきたいと考えております。

加えて、このような行事だけでなく、高齢者が自らの健康を意識し、仲間と一緒に活動する地域支援グループについては、地域の一員であれば誰でも参加でき、活動内容をグループ内で検討し決定できるため、地域の特性に応じた活動を行っています。

これらの活動につきましても、各地区において実施の輪が広がり、新たなグループの立ち上げにつながるよう、社会福祉協議会が地域との関わりの中で活動の紹介や相談を行い、町におきましてもグループの継続と、活発な活動への相談支援に努めているところであります。

今後も日本の高齢化は進み、元気な高齢者が支援を要する状態になっても、住民同士のつながりや支え合いにより、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、社会福祉協議会をはじめとする関係機関や団体との情報共有・連携により、高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の基本目標でもあります、高齢者が生きがいや役割を持ち、安心して自分らしい生活ができる地域づくりの構築に向け、様々な福祉施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

5 番（宮入君） ただいまは、担当課長より各項目について丁寧な答弁をいただきました、私も2022年から2023年の2年間、地元地区の公民館長を経験いたしました。その中で高齢者祝賀事業において、いかに多くの住民に事業に対する興味を持ってもらうかが最大の課題でした。幸いにもご協力いただいた関係者の多大なるご尽力もあり、参加者の方からよかったよというお褒めの意見もいただきました。

このことから、町内27の自治区における情報の共有化を図り、高齢者の参加意識が少しでも高まればと考えます。町におきましても、自治区とさらなる連携を図っていただき、高齢者を対象とした催物の開催・検討をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで10分間、休憩をいたします。

（休憩 午前 9時41分～再開 午前 9時51分）

議長（中嶋君） 再開します。

次に、11番 朝倉国勝議員の質問を許します。

11 番（朝倉君） ただいま、議長より発言の許可がありましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

今回、私の質問は、米の需給調整についてと放置竹林の二つのテーマについて質問を行いたいと思います。

第1点目は、今、全国の家庭で主食でありますお米が高騰し、各家庭では大変苦慮をしております。今テレビを見て、5キロのお米、備蓄米をお買いになって、前日の夜から並んで買っていていただく、そういう人が非常に増えているという大変苦慮している状態が毎日放映されているわけです。そんなことでございますので、この改善については、国民的な課題として議論が

巻き起こっておるところでございます。まさに百家争鳴の議論がマスコミや政界においても展開をされているところでございます。

お米は、私どもの主食の食料であります。ご案内のように、我が国では1942年に政府が米や麦等の生産、流通、価格を管理する制度として制定し、戦時中の食糧不足を背景に、食糧管理法が制定されました。1995年にはこの食糧管理法に大変な赤字が発生いたしまして、それに伴い食糧管理法は廃止され、その後、食糧法が制定されたことは、ご存じのとおりでございます。

この法律の施行に伴い、米の流通は国の管理から自由化され、市場の原理に基づき価格も決定する形となりました。しかし、米の価格を維持する中で、農家で再生産ができるように需給調整政策、いわゆる減反政策は半世紀にわたり現在まで継続して続け、展開されておるところはご承知のとおりでございます。

我が国では、水田でのお米の生産はフル生産をいたしますと約1,400万トンの生産が可能です。現在の国民全体の消費量を考えますと650万トンから700万トンと言われており、フル生産をすると多くの余剰米が発生し、価格は暴落する可能性があります。そのために、政府は水田の面積の約45%を減反して、転作の作物の栽培による価格維持ができるような対策として、減反政策や需要調整政策が実施されているところであります。

ところが、近年の異常気象による高温障害が水稻栽培にも大きな障害が発生させ、令和5年度は全国的に大きな減収の発生を見ました。必要量に対して約40万トンから50万トンの減収と言われております。その影響がありまして、お米の先食いが市場で発生し、昨年、今年と市場での米不足による価格の高騰の異常が全国の家庭を巻き込んで大問題へと発展した経緯と理解をしているところであります。

現状は、主食であるお米が高騰というよりも、暴騰に近い値上がりであります。まさに平成5年の冷夏による米の高騰と同様な実態であります。今回は売価が2倍に跳ね上がり、他の食品の値上がりも含めて考えますと、全国の家庭では大変な出費の増加でございます。そのために、エンゲル係数も昭和51年以来28.3%と最大値を記録しております。この状況は大変な異常の状態であり、国民的にも早急に政府に手だてをしていただいて、適正な価格と適正な量を市場に整備し、混乱の終息を図るべきと考えるところでございます。

そこで、今回のこの事態を招いた原因を私なりに分析してみますと、生産量と米の消費量についてですが、米の消費量は年間640万トンから700万トンと言われております。消費量は食事の洋食化が進行して、昭和62年では1人当たり118.3キログラムであったと言われておりますが、令和5年では51.1キログラムと半減している状況であります。この消費量の激減に対応するために、需給調整政策による減反政策が開始され、特に今回インバウンドの増加で消費量が増えたんじゃないかという指摘もございますが、これも調べてみますと、令

和5年では前年比34%の増加と言われておりまして、推定で7万トン程度が増加していると。もうこういうことがと言われておりまして、全体に占めるインバウンドの割合は0.4%程度と言われておりまして、今回の米騒動にはあまり影響のない数字であるというふうに専門家は言っております。

続きまして、米の生産量と農地の状況を考えてみますと、米の生産量についてですが、我が国での水田でフル生産した場合は1,400万トンの生産が可能と言われておりますけれども、今回の消費量の関係からすると45%ぐらいの減反をしないと米がだぶだぶになりまして、米価の下落につながってしまうということで、減反政策を続けております。

水稻栽培と他の畑の状況を分析してみますと、1ヘクタール未満の農地は52%で水田の面積が8%だそうです。それから30町歩以上の農地は2.4%で水田面積44%であります。したがって、中山間地に圃場が多いということが理解できるところであります。

また、兼業農家が大幅に減少いたしまして、大手の担い手の専業農家が誕生しております。後継者の不在、米価の下落により、専業の担い手が地域でお米の生産の主力として頑張っている傾向が強いわけでございます。

また、土地の所在地別では、中山間地35万戸、平地農家2万戸で、この土地の状況を見ましても、中山間地に多く点在しておりまして、この部分におきましては、耕地の整備が進んでいない状況でございますので、なかなか近代化した農業が難しいという現状でございます。

それから、お米の原価について考えてみますと、お米の原価でございますが、一番安いと言われていたところがアメリカのカリフォルニアのお米であります。原価はキロ100円であります。日本で最先端の水稻栽培をしている農家は、田植をしないで直まき栽培をして省力化を図っている農家の方の原価がキロ170円だそうです。この栽培地は、私どもと同じような中山間地であります。このようなことから、進んだ農法をやっている日本の農家にあってもですね、外国産との原価の差がまだ非常に多いという状況がわかります。

1942年から1995年までの食糧法の下で、米の生産、流通、消費の管理を国が統制していましたが、消費の大幅な落ち込みにより赤字が拡大、1995年に食糧法は改正され、食糧法が制定されたわけですが、食料の安全保障の観点から、米・麦といった国内の主要作物についての流通や価格安定を図る目的で新たに施行された食糧法でありますけれども、栽培面積の指示以外は民間にシフトされ、市場原理による流通、価格の決定等が民間の中で動いております。これが現在に至っております。

食糧法の制定により、お米は自由に売買ができるようになり、米の流通も大幅に変化し、専業農家とお米の販売店の直接取引が活発化し、下落していた価格は今回の米不足により価格の高騰、市場での米不足が発端となり、量の確保が流通過程で激化。それが価格の上昇へとかじを切り、令和5年の大幅減収と異常気象による収量の低下が年々続いているという状況の中で、

お米の量の不足から価格の高騰の仕組みになったものと考えております。

昔から米価の価格は非常に供給がだぶつくと下落し、量が少なくなると高騰すると言われております。今回もまさにその状況が現れたものではないかというふうに考えております。

次に、お米の保存、賞味期限について考えてみますと、保存はもみ保存か玄米保存のいずれかになりますが、小規模農家では常温でのもみ保存がおおく、規模が大きくなると玄米保存が主流となります。

お米は、保存時から酸化が始まりますので、適切な管理が必要になります。そのため、温度、湿度、場所の設定が重要なファクターになります。備蓄米では、保存が長くできるように温度は15度、湿度は60%から65%の冷暗な場所で管理を徹底しております。お米は10度から酸化が始まります。また、15度から25度で虫が発生する状況になります。

長期の保存には、温度、湿度、場所の管理が求められます。賞味期限についてでございますが、精米後25度で2か月、20度で3か月、15度で5か月、未開封のお米は6か月、精米後は1か月から2か月が賞味期限と言われております。このようなことから、お米は収穫から酸化が始まり、劣化が進行します。したがって、保管設備の整った施設での管理をしないと食味が落ちますので、流通には誰でも参入できるわけではなく、保管庫が必須条件となります。したがって、今回の価格高騰は市場の米不足が最大の原因ではないかと考えます。

このように価格高騰の原因を私なりに調査をしてみました。まとめますと、一つは米が食糧法の施行により自由に取引ができる形になり、国は価格維持と生産量の過剰をなくすために減反政策を継続してきておりますが、作付面積を管理するだけでうまく回るというような判断で、収量の精査や市中在庫の把握が食糧事務所の縮小等により、この情報把握が曖昧で、特に高温障害での継続した現象に対する処置が適切でないため、現在お米の不足となり、それが価格高騰へとつながったものと思います。

政府は、作付面積のみの関与ではなく、農家の販売価格、消費者への購入価格についても市場での適正価格での流通ができるように、価格についても今後何らかの関与ができる仕組みづくりが必要ではないかと考えたところでございます。

そこで、町の需給調整、いわゆる減反政策の状況について伺いたいと思います。

イ．需給調整について

- 1、令和6年度における水田栽培可能面積は。また、主食米、加工米、飼料米の作付面積は。
- 2、転作品目上位5品目は。面積ベースでお願いしたいと思います。
- 3、荒廃している水田の面積は。
- 4、過去5年間の減反政策の重点実施事項は。

ロ．転作補助金の推移は

- 1、国・県からの補助金はあるのか。

2、令和6年度における町の転作補助金の交付実績及び交付対象面積は。

ハ、米の需給調整政策に対する考え方は

1、食料需給率の向上、水資源の涵養や洪水防止、主食の米価安定に対するため、国の支持の下で行われている米の需給調整は、早急に廃止して米の増産にかじを切るべきと考えるが、町の考えは。

2、町も新たな農業施策を立案して事業化を希望するが、その考えは。

以上について、町の考え方をお伺いしたいと思います。

町長（山村君） ただいま、朝倉議員さんから1番目に質問としまして、米の需給調整について、イ、ロ、ハとご質問いただきました。その質問の前に、大変詳しく現状分析もしていただきました。私からは、イ、ロ、ハの中のハの米の需給調整政策に対する考えはについてお答え申し上げます。イとロにつきましては、担当課長から答弁いたします。

今お話がありましたように、現在、全国のスーパーにおける米の平均価格が、昨年の2倍を超える高値となっており、まさに令和の米騒動として、連日マスコミが報道しております。政府におきましては、3月以降、米の需給を緩和させるため、備蓄米の放出を行い、米の価格引下げに向けて取り組んでいるところであります。

こうした状況の要因として、農林水産省は、JA全農など主要な集荷業者を通る従来の流通経路に米が集まらず、一部の業者が高値で買い占めたことが原因の一つと考えられるとしている一方で、民間のシンクタンクでありますキヤノングローバル戦略研究所研究主幹の山下一仁氏は、「国（農水省）による減反政策や現在の需給調整の失敗で米の供給量が不足している」とし、国あるいは農林水産省とは全く異なる見解を示されています。

また、国では6月5日に米の安定供給に向け、米政策の在り方を議論する関係閣僚会議の初会合を開催いたしました。昨年から続く米価上昇の原因や政府の対応を検証して、課題の洗い出し作業が行われ、来年夏に具体的な方向性が集約される予定となっております。

さて、ご質問のお米の需給調整を廃止し、増産へかじを切る考えについてであります。米の需給調整につきましては、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律を根拠とする米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針に基づき、国・県・町が足並みをそろえて進めている施策で、減少人口や食の多様化が進む昨今において、長期的に米の需要量が減少していくという予測の下、過剰な供給を未然に防ぎ、適正量を生産することによって需給バランスを保ち、米価の安定を図ることを目的とした制度であります。

冒頭申し上げました山下一仁氏は、需給調整を廃止して米を増産し、米不足の解消を図るとともに、積極的に米の輸出を行う一方で、有事の際には輸出分を国内に流通させることにより、国内の食料供給体制を強固にすべきである旨の見解を示されています。

米の需給調整につきましては、先ほども申し上げましたとおり、法律を根拠に国・県・町が

足並みをそろえて実施するものでありますが、現在の米不足の状況から、現在の国の需給調整制度につきましては、何らかの対応が必要ではないかと考えるところであります。

さきに申し上げました関係閣僚会議では、石破首相が「消費者が安心する価格で米を提供するとともに生産性向上を通じて安定的な供給を実現することが必要である」と述べる一方で、「単純な増産では米価が下がり過ぎて農家が農業を続けられなくなるという懸念から、農家への所得補償も検討する」としております。

ここに来て、需給調整制度の変わり目の時期に来ていると思われますので、町といたしましても、今後の国の動向について注意深く見てまいりたいと考えております。

続きまして、町も新たな農業施策の立案と事業化をとのご質問であります。現在、当町における水稻栽培は、少数の大規模農家が町内一円における多くの水田の耕作を一手に引き受け営農・管理をしている状況が多く見受けられます。

しかしながら、当町のように小規模・不整形な水田が多く存在する地域では、農地の集積化・集約化による生産の合理化を図ることが難しく、米の生産によって農業所得を伸ばすことも容易ではない状況にあります。

町といたしましては、今後、農業従事者や農業関係団体の皆さんから、農業生産に関する課題についてご意見をお聞きしたり、国の施策を考慮する中で、町独自の農業振興策や支援策等についても研究してまいりたいと考えております。

先ほど申し上げました講演会におきまして、キャノングローバル戦略研究所は、私もよく存じ上げている研究者がいっぱいおられるんですけども、理事長の福井俊彦さん、この方は元日銀総裁であるわけですけども、彼ともいろいろ話をしました。それから、山下さん以外に、朝倉さんも多分よくご存じの宮家邦彦さんですね。元外交官で、今は経済評論家です。彼ともいろいろ話しました。宮家さんからは、こういうことを言われました。一気に国の政策が変わるということは、短期的には非常に難しいかもしれないけれども、あなたのような人口1万4千人ぐらいの坂城町でしたら、国を施策を踏まえて独自の施策を講ずることができるんじゃないかというふうに大いに激励をされてまいりました。いろんなことを含めて考えていきたいと思っております。

また、もう一つ我々が考えなければいけないのは、坂城町はものづくりの町でもあります。限られた土地を有効活用し、農業のみならず、工業、商業などを含めた産業振興を図りながら、バランスの取れたまちづくりを進めていく必要もありますので、今後、こうした全般的なことを考えながら対応してまいりたいと考えております。

商工農林課長（北村君） 1. 米の需給調整についてのご質問のうち、イ、ロについて順次お答えいたします。

まず、イ. 米の需給調整の状況に関するご質問の令和6年度における水田栽培可能面積につ

きましては、実際に、主食用米、加工用米、飼料用米が作付された水田のほか、麦や野菜、大豆等の転作作物が作付された水田、並びに作付されていませんが、適切に管理されている水田及び軽微な作業により作付可能な状況に復旧できる水田の面積の合計で、町内全体で226ヘクタールとなります。そのうち、米の作付面積につきましては、食用米が105.2ヘクタール、加工用米が1ヘクタール、飼料用米が3.2ヘクタールとなっています。

続いて、転作品目の上位5品目といたしましては、令和6年の作付面積ベースで最も多い品目が麦で32.2ヘクタール、2番目が野菜で13.7ヘクタール、3番目が大豆で4.4ヘクタール、4番目が飼料用米で3.2ヘクタール、5番目が花卉・花木で1.5ヘクタールとなっています。

続いて、荒廃している水田の面積についてであります。荒廃農地の状況確認を目的に例年8月に実施している農地パトロールの集計結果によりますと、刈り払い機などで除草・細木の除去を必要とする程度の荒廃水田は町内全体で12.2ヘクタール、重機やチェーンソー等を使用して立ち木の伐倒や抜根を必要とする荒廃水田は4ヘクタールでございます。

なお、これらの面積には、明らかに山林化しており、農地として復旧困難な水田は含んでおりません。

続いて、過去5年間における減反政策（需給調整）の重点実施事項についてお答えします。

現在の米政策といたしましては、米価の安定化を図るため、需要に合った量だけを生産する米の需給調整と、農地の有効活用や食料需給率の向上を目的とした経営所得安定対策の水田活用の直接支払交付金とを一体的に推進しています。

水田活用の直接支払交付金は、国から農業者への交付金を直接交付する制度であり、主食用米が作付されなかった水田の有効活用と、食料自給率が低いとされる麦や大豆などの戦略作物の生産振興を促すことを目的に、それら作物の生産を行う農業者に対し、面積及び収量に応じて交付金を交付する制度であります。

この交付金においては、過去5年間で大きな制度の変更や各栽培品目における交付単価の変更などはございませんが、令和4年度より新たな制度として畑地化促進事業が新設されました。

これは、水田を恒久的に畑地化して、野菜や果樹などの高収益作物や麦・大豆などの畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、面積に応じて交付金を交付するとともに、畑地化後、生産が安定するまでの5年間にわたって交付金を交付する制度でございます。

これにより、米の生産面積を恒久的に抑制するとともに、農家所得の向上と食料自給率が低いと言われる生産品目の生産拡大を促す施策であります。

続きまして、ロ．転作補助金の推移はについてお答えいたします。

まず、国・県からの補助金の有無についてでございますが、現在、転作を行う農業者に給付される補助金は、先ほど答弁申し上げました国の水田活用の直接支払交付金のみであり、県の

補助金はありません。

また、町が事務局を務め、町内における米の需給調整や水田活用の直接支払交付金の事務を担う坂城町農業再生協議会に対して補助金が交付されています。

協議会では、経営所得安定対策の普及・促進活動をはじめ、交付申請書などの書類の受付やデータ入力、対象作物の作付状況や作付面積の確認など、様々な実務を担っておりますので、それらの運営経費相当額が経営所得安定対策等推進事業費補助金として、国から県・町を通じて坂城町農業再生協議会に交付されております。

坂城町農業再生協議会が交付を受ける当該補助金の推移といたしましては、令和4年度は326万円、5年度は137万3千円、6年度が131万円となっております。

続いて、令和6年度における町転作補助金の交付実績及び交付対象水田面積についてお答えいたします。

町単独事業の転作補助金は、需給調整の趣旨に基づき、町としても米の生産抑制、空いた水田の有効活用及び転作を推進・奨励していくために行っている事業で、対象となる農家への補助金の交付手続は坂城町農業再生協議会が担っております。

令和6年度については、町全体で56ヘクタールの水田で転作が行われ、237名に対し125万6千円の転作補助金を交付しております。

地域別面積の内訳といたしましては、坂城地区が3.4ヘクタール、中之条地区が1ヘクタール、南条地区が3.4ヘクタール、村上地区が48.2ヘクタールとなっております。

11番（朝倉君） 需給調整について、町の答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。米の生産調整による米価の安定を主眼として様々な事業の展開がされております。減反政策が実行されて以来、米価の下落はつい最近まで営農を継続できないレベルまで落ち込み、兼業農家の離農が多く発生し、専業農家への農地集積が進み、まさに二極化している状況でございます。

このような状況の中で、一つとして、恐らく今後5年ぐらいになりますと、兼業農家での水稻栽培の多くは専業農家へと移行することが推定されます。専業農家の育成支援についてどのように考えているかお聞きしたいです。

2点目として、農業を守るために新たに参入を希望する個人・法人について、耕地の有効利用や荒廃地を極力少なくする、多面的な機能を維持する観点から支援策をより拡充して、町内、町外の農業従事者の確保を求めているかなければいけないわけですが、この点についてどのように考えているか。また、農業に参入する場合には初期投資が多額となり、参入の障害となっております。これらについての対策はどう考えているのか。

3として、米価の高騰のような事態が発生しますと、過去もそうでございますが、これからも農地の確保に関する縛りが、国や県の条例や法律の改正シフトする例が過去多く見られてお

りますが、当町のような面積の少ない町で中山間地に位置するところでは、土地の利用は大変な知恵と工夫が重要なことだと考えております。農業も大変重要な産業でございます。町の発展の歴史を考えますと、耕地面積の少ない中で生活の安定を求めて、拡大再生産のできる製造業へと少ない土地を利用して転換をし、現在の製造業の町が成立していると判断しております。町の歴史、経過を踏まえ、土地利用について、県・国への陳情要請活動を積極的にしていただいて、今後の土地利用について問題のないような形で展開をしていきたい。土地利用についてどういう考え方をお持ちか、再質問をさせていただきます。

商工農林課長（北村君） 再質問に順次お答えします。

まず、一つ目の水稻栽培を担う専業農家への支援策についてお答えいたします。ご質問にもありましたが、現在、既に町内の多くの水田の水稻栽培を少数の大規模農家で担っていただいているという状況であります。将来にわたって町内の水田を適正に維持していくためには、水稻栽培の担い手は非常に重要な存在ですので、今後、水稻栽培の専業農家をはじめ担い手と呼ばれる認定農業者や認定新規就農者の皆さんにご意見をお聞きしながら、必要な支援策について研究してまいりたいと考えております。

続いて、2番目の支援施策を拡充した農業従事者の確保策につきましてお答えさせていただきます。

新規就農者の確保につきましては、窓口での就農相談をはじめ各種就農相談会に参加したり開催をしているほか、県や県関係機関との情報交換を行い、新規就農者の確保に努めております。

新規就農者向けの支援施策としては、国等の支援制度に加えまして、町単独でも住居助成事業や農機具等購入助成事業を設けております。まずは、こうした制度のPRを行う中で、今後も農業関係機関と連携を図りながら、新規就農者の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

続いて、三つ目の今後の土地利用に関する考えについてお答えいたします。

議員さんがお話しされましたとおり、坂城町の工業の発展につきましては、戦時中の疎開企業の誘致や、町内の主要企業で技術を身につけた中堅社員がスピンオフし、企業を創業していったことが要因として挙げられますが、その背景として、耕作できる農地の面積が少なかったことも要因して挙げられると考えております。

今後の土地利用につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたが、限られた土地を有効活用し、農業のみならず工業、商業なども考慮し産業振興を図っていく必要があります。国・県に対しましては、機会を見ながら、土地利用に対する要望や要請などを行ってまいりたいと考えております。

11番（朝倉君） ただいまご答弁をいただきました。いずれにしても米価が異常に高騰し、市

場でのお米の確保に各家庭で大変苦慮している状況であり、この状況を早急に安定へと移行していかなければいけないというふうに考えております。そういう面で、今回の需給調整を含めて、農業政策の抜本的な改善ができますように、町も、そして国・県もこの現状を鑑みて、積極的な農家の育成、そして安定して主食米が購入できるようなシステムづくりに適応し、求めていきたいというふうなことを考えているところでございます。

そのことを町としても積極的に展開していただきたいということをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

2点目の質問は、放置竹林についてでございます。

イ、町の対応策はということで、現在、放置竹林は、私の上平区では河川愛護デーで、いつも区の全員が出て、河川の整備をしているわけですが、出浦川という暴れ川があるんですが、そのところに不在地主あるいは地権者不明の放置竹林が存在してしまっていて、その撤去に非常に時間を割いております。

特に、切ることは誰でもできるわけですが、その措置は、竹ですので相当長いものがありまして、置く場所もないものですから、のり面に置いているわけです。それが雨が降ったりなんかしますと川に流れ込みまして、豪雨等の状況が発生しますと、その竹が川に流れ込んでせき止めて、これが大きな決壊になるとか、そういう災害になることがあります。

住民の皆さんは一生懸命その処理に時間を割いております。これを専門業者に持ち込むとすると、相当の費用が発生するということもありまして、区としてもちょっと難儀で、どうしようもないという状況で苦慮しています。

今回お願いしたいのは、切った竹の処置に町で何か支援をしていただく中で、防災という観点からも何とかしたいということが今回の質問の趣旨でございます。

それと同時に、耕作放棄地の中にも放置竹林が存在してしまっていて、私もそういう経験があるんですが、ブドウを栽培していた横に放置竹林がありまして、3年ぐらい前に大雪が降ったときにですね、その竹やぶが倒れてきて、ブドウ棚が全部倒れちゃったということを私も経験しました。

そういうことで、町の放置竹林の処理を地権者の皆さんには責任を持ってやっていただくということも非常に重要なことでありますので、その辺の啓蒙についてもどのような支援をしていただけるか、これについて質問をさせていただきます。ご答弁よろしく願いいたします。

商工農林課長（北村君） 放置竹林についてのご質問にお答えします。

近年、竹林の管理が適切に行われていない放置竹林が全国的に増加し、竹害と呼ばれる問題が深刻化しております。

放置竹林が増えた要因といたしましては、古くから竹は建材や日用品などの素材として、また、食材として広く利用されてきましたが、プラスチック製品の普及などの影響で竹の需要が

減少したことや、輸入品の安価なタケノコが出回るようになったこと、さらに管理者の高齢化や後継者不足も重なったことが挙げられます。

また、竹は生命力や繁殖力が極めて強く、手が増えられなくなるとたちまち広範囲に広がることも増加した要因として考えられます。

さらに、放置竹林は広範囲に広がる地中に伸びる茎、地下茎によって杉やヒノキなどを枯死、枯れさせてしまうだけでなく、竹が高く生い茂ることにより、下層部にまで光が届かなくなり、多くの食物の成長を阻害し、生物多様性を脅かしてしまいます。

そのほかにも農業や生活への影響が懸念されており、里山の放置竹林は農地や住宅地にも侵入し、農作物の生育を妨げたり、倒れた竹が住宅に被害を与えたりするだけではなく、イノシシや鹿など住みかになり、近隣の田畑を荒らすなどの獣害も起きております。

竹は地表から浅い場所に横に広がって根を張り、竹自身の中にも水分をためるため、山の保水力が弱まり、土壌が緩んだ際は竹林ごと斜面を滑り落ち、広い範囲で土砂災害を引き起こすリスクが高まるとされています。

当町におきましても、里山だけではなく、住宅地や農地の周辺、またご質問にありました河川の沿線など放置竹林が散見しており、課題となっております。

ご質問の放置竹林への町の対応策といたしましては、森林環境譲与税を活用して竹の間伐や枯れた竹の搬出などの竹林整備を行っており、昨年度も網掛地区において町道沿い0.4ヘクタールの竹林整備を行ったほか、今年度からは新たに自治区などが森林整備を行う際に、労務費の一部を補助する里山整備事業補助金を創設し、間伐や下刈り、竹林整備などといった森林整備に対する支援を行っております。

次に、町として放置竹林の地権者に適正管理を啓蒙する考えについてお答えいたします。

放置竹林は一度発生させると復旧が極めて困難になります。町では、竹林の適切な管理を啓蒙していくため、今後、土地所有者に対し、適正管理に向けて啓蒙してまいりたいと考えております。

また、放置竹林による竹害を増やさないためには、間伐や伐採をすることが一番の対策となりますが、伐採した竹をどのように有効活用するかも重要となります。

他の市町村におきましては、粉碎機を購入して自治区などへ貸出しを行い、伐採した竹をチップやパウダーにして遊歩道にまいたり、土と混ぜて畑の肥料として再利用する取組を行っているところもあるとお聞きしておりますので、今後、当町でもこのような取組ができないか研究してまいりたいと考えております。

11番（朝倉君） ただいま回答をいただきました。放置竹林についても、放置しておくそうですね、大変な問題を引き起こすものでございますので、この辺についても十分現状を理解していただく中で、啓蒙事業やその対策事業についても、先ほどご回答にあったようなことを具体化

できるような形で、ぜひ検討をお願いしたいということをお願いして私の質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで10分間、休憩いたします

（休憩 午前10時38分～再開 午前10時48分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、4番 水出康成議員の質問を許します。

4番（水出君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

質問表題として、一つ目に防犯活動について、二つ目に、特色ある教育について行います。

初めに、防犯活動について。

今年の1月22日に起きました長野駅前殺傷事件は、まだ記憶に新しいところと存じますが、容疑者逮捕に向けた防犯カメラのリレー捜査の効果を捉え、3月の定例会において同僚議員から本町の防犯カメラ設置に関する一般質問がありました。

町として、万が一事件が発生した際には早期解決の一助になるものと考えており、町内に設置している監視カメラのほか、消防団車両を含む公用車への設置を進めていくことや、町ぐるみで関係団体とも協力し合い、犯罪を未然に防止する活動に強い意識を持ち取り組まれていることを共有できました。

また、県では、今年の2月に防犯カメラ設置に関する補助事業を検討する意向を公表していました。

一方、県内の犯罪件数の状況について確認してみました。長野県警察の統計資料によりますが、全県の刑法犯認知件数について、令和4年度6,635件、令和5年度7,769件、令和6年度7,673件でした。6年度は前年度より微減ですが、令和4年から1千件以上の増加を示し、断定値ですが、令和7年度4月末時点では2,430件、前年同月までとの比較で178件、7.9%増加になっていました。

坂城町では、令和5年度41件、令和6年度42件とほぼ横ばいにあります。令和6年度の本町の犯罪手口を見ると、自転車盗難7件、万引き4件、出店あらし2件、器物損壊1件、その他28件となっております。

数値的な状況もさることながら、殺傷事件や、プールのシャワーヘッドや消防備品の筒先、ホース金具、電線、農産品などの盗難事件、交通違反現場等、犯罪映像を多く目にしている私たちは、治安に関する不安は増すばかりと思います。そして、監視や防犯カメラの活用が犯人の手がかりを探るのに有効であることをますます認知するところです。

犯罪抑止につなげるため、防犯カメラを個人や団体で設置される方も増えてきているのではないのでしょうか。

長野県警察では、地域の防犯活動に取り組もうとしている地域住民により構成される自治組

織、組合または団体、市町村を対象に、新たに設置する防犯カメラの初期費用の一部を補助する事業に関して、令和7年度の実施内容を決め、令和7年度長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業、以下は防犯カメラ設置事業と言います。について、県ホームページに3月14日付で公表しました。

公表されている内容を抜粋して紹介しますが、目的は、地域住民の犯罪抑止と不安解消と自治組織等及び市町村が防犯カメラを設置するための経費を補助することを目的としています。

事業内容は、新たに録画機能を持つ防犯カメラを設置する事業が対象となります。

補助対象者は、設置場所の所有者の同意を得ること、道路交通法等の法令に基づく許可を取得することを求められています。

補助対象経費等は、防犯カメラの購入及び設置費用が対象となり、自治組織等は経費の50%、市町村の場合は33%の補助率で補助されます。補助金の上限は25万円となります。

補助金の交付申請は、申請者が所定の申請書を提出する。

補助金の交付条件は、防犯カメラ設置管理規程等を定め、設置場所の表示、適正管理が求められます。

防犯カメラの映像の提供は、警察からの協力依頼に応じて画像提供が求められます。

申請期間は、令和7年4月1日から同年の10月31日まで。予算がなくなり次第、受付が終了となります。申請期間が短いですが、設置を検討されている団体等にとってはありがたい補助事業です。

県の補助事業ですが、町としてもできるだけ多くの方々に周知し、早めに防犯カメラ設置事業の存在を知ってもらうことが肝要と考えます。

防犯カメラ設置事業として、県より3月に本町へも周知の依頼があったものではないかと思います。そこで、町の対応について、防犯カメラ設置事業について、4点伺います。

一つ目に、県の促進依頼に関して、各自治区や組織・団体等への周知状況を伺います。

二つ目に、設置されている防犯カメラが狙いとしたエリアを撮影できているか、カメラの異常はないかなど、町公共施設に設置されている防犯もしくは監視カメラ撮影範囲やモニター映像の定期的な点検状況を伺います。

三つ目に、今回の防犯カメラ設置事業を利用する上では、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ短期間で申請するため、県の指導も必要と思われますが、画像についてプライバシー保護の観点より、個人情報情報の取扱いに留意する対応について考えを伺います。

四つ目に、公共施設において、防犯及び監視カメラの設置は行われておりますが、今回の防犯カメラ設置事業を通じて、町として防犯カメラ設置箇所追加への考えを伺います。

次に、ロとして、町公共施設での防犯訓練について。

今年の5月8日に、東京都立川市の市立第三小学校で、同校に女兒を通わせている母親の知

人である40代と20代の男2人が校内に乱入。教職員5名に顔面打撲などのけがを負わせたという前代未聞の暴行事件が発生しました。

教職員がさすまたなどを使って男2人を取り押さえた。児童を別教室などに避難させ、机でバリケードを築くなどし、教職員5人がけがを負ったものの子どもは無事であり、学校の防犯マニュアルに従った訓練が功を奏したとされています。

遡ると、開かれた学校、昭和62年の教育改革で、地域住民にも子どもの教育に関わってもらう学校づくりが推奨されて以来、文字どおり門を開放するなど、各学校は学校関係者以外にも出入りしやすい環境づくりを目指しました。しかし、現在では、不審者侵入を想定するような危機管理意識は極めて希薄だったと言わざるを得ません。

平成13年に学校内で児童8人が刺殺され、教員を含む15人が重軽傷を負った大阪教育大附属池田小学校の児童殺傷事件は、社会を震撼させました。事件は、学校の安全の在り方を見直す契機となり、危機管理マニュアルの作成や防犯カメラの設置、不審者対応訓練などが全国の学校で進みました。

しかし、今も校内に不審者が侵入する事件は後を絶ちません。令和5年3月1日には、埼玉県戸田市の中学校に少年が侵入し、教員を切りつけた事件が発生し、文部科学省では、不審者の学校侵入防止対策の強化を図ることを各教育委員会等に対して、各学校の設置者において危機管理マニュアルの総点検を行うこと、校門等の施錠管理を支援するオートロックシステム等の整備について、国の補助事業を拡充するので活用いただきたいことの二つを柱とした学校侵入防止策の強化について発出しています。

しかし、今回、立川市の小学校の事件が発生してしまいました。保護者の関係者が侵入したという防犯マニュアルの想定に反した事件ではありますが、起きてしまいました。冒頭で触れましたが、防犯マニュアルに基づく対応訓練が行われていたことの効果があったことは評価してよいのではないのでしょうか。

そして、この事件を受けて、緊急に不審者侵入を想定した実地訓練を早速行った学校の報道もありました。やはり、万一の有事に備えた訓練は必要なことと思います。

そこで、比較的多く人が集まる町の公共施設において、代表施設としては保育園、小中学校、役場、文化センター、図書館、以下を総称して公共施設と言います。侵入事件を想定した防犯訓練、以下は防犯訓練と言います。について伺います。

一つ目に、各公共施設の防犯訓練について、対応状況として訓練の有無、実施の場合は訓練内容や回数、防御備品や設備の設備整備状況等を伺います。

二つ目に、不審者の学校侵入防止対策の強化について、学校の危機管理マニュアルの点検調査について、直近の確認結果を伺います。

三つ目に、公共施設の防犯訓練について、実施された訓練より問題箇所の抽出と改善方法の

検討は行われているのか伺います。

以上について、答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま、水出議員さんから1番目としまして防犯活動について、イ、ロと具体的なお質問をいただきました。私からは全体的な考え方についてお話し申し上げまして、詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

町では、千曲警察署や町防犯協会、町防犯指導員会などの関係機関と連携して、地域住民の防犯意識を高め、安全で安心な地域社会の実現を目指して、防犯パトロールの実施や防犯灯の設置、地域住民への啓発などの防犯活動を実施しております。

また、犯罪抑止や安心感の向上、トラブル時の行動把握などを目的に、坂城町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づき、町の施設など管理上必要となる箇所に防犯カメラを設置し運用しております。

防犯カメラの画像についてプライバシーや個人情報の取扱いの質問であります。町で防犯カメラを設置する際は、施設管理や犯罪の抑止効果などを明確にした上で、必要とされる箇所に設置をしております。

また、設置したカメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができる個人情報であり、撮影される側のプライバシーを侵害することないように、十分に配慮をしております。

町施設等に設置した防犯カメラにより撮影した画像は、施設内の事務所に記録媒体を設置し、一定期間経過後には消去を行い、個人情報の漏えい防止に努めているところであります。

次に、防犯カメラ設置箇所追加の考えとのお質問であります。現在、施設管理や防犯の観点から、必要とされる施設を選定し、カメラを設置しております。

今後につきましても、新たな施設の建設などの際には、防犯上必要と考えられる箇所について、設置の検討を行ってまいりたいと考えております。

町としましては、今後も引き続き、地域住民や警察、町防犯協会、町防犯指導員会、青少年を育む町民会議、千曲少年警察ボランティアなど関係団体と連携した防犯体制の強化を図り、犯罪から住民生活を守るとともに、地域ぐるみの防犯活動や防犯意識の啓発に努め、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

続きまして、ロの町公共施設での防犯訓練についてであります。役場、文化センター、図書館は、不特定多数の方が利用する施設であるのに対し、保育園、小中学校は子どもや保護者、教職員等特定された人物が利用する施設であり、侵入者に対する予防策や対応は異なっております。

詳細につきましては、この後担当課長からお答えいたしますが、共通する対応といたしましては、防犯カメラによる監視のほか、さすまたやカラーボールなどの防御備品を準備しており、

各職員においては、有事の際は複数の職員で対応することや、警察に連絡することなど、対応の手順や役割を確認し、万が一の事態に備えているところであります。

また、他市町村で発生している事例では、職員の対応の仕方が発端となり、トラブルに発展するケースもあることから、防犯訓練や防備備品などの整備に限らず、町ではこれまでも接遇研修やクレーム対応研修などを実施し、誠意を持った対応ができるよう努めてきており、今後につきましても、このような機会を通して、職員のさらなるスキルアップを図り、来場者とのトラブルの未然防止に努めてまいりたいと考えております。

住民環境課長（山下君） 1. 防犯活動についてのイ. 防犯カメラ設置促進についてのうち、各自治区や組織団体等への周知状況と、町公共施設に設置されている防犯カメラの撮影範囲やモニター画像の点検状況についてお答えいたします。

ご質問にありました、長野県警察で実施をしている令和7年度長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業につきましては、住宅侵入や車上荒らしなどの地域住民の身近で起きる犯罪などの抑止を目的として、連続して録画できる機能を有する防犯カメラの設置費用の一部について、補助を行う事業であります。

また、補助対象者は、地域の防犯活動に取り組もうとする地域住民により構成される自治組織及び組合または団体で、総会、役員会その他、意見を集約する場において、防犯カメラを設置することが承認されている団体であり、そのほか市町村や教育委員会なども補助対象となります。

この事業の各自治区や組織団体等への周知状況につきましては、事業の実施主催として、長野県警察や千曲警察署において、ホームページ等により周知を行っております。

また、今年度の更埴防犯協会定期総会や更埴職域防犯協会定期総会においても、千曲警察署生活安全課や防犯協会が、積極的に事業のPRをしており、今後、町といたしましても千曲警察署等と連携し、今後開催予定であります坂城町防犯協会定期総会を通じて、周知してまいりたいと考えております。

次に、公共施設に設置されている防犯カメラの撮影範囲やモニター画像の点検状況についてでございますが、撮影の状況は、日々、施設内にあるモニターで確認しており、撮影範囲に支障を来す場合や、設備に異常が発覚した際には、必要に応じて保守点検業者に確認するなど、速やかに対応を行っております。

教育文化課長（細田さん） 1. 防犯活動について、ロ. 町公共施設での防犯訓練についてお答えいたします。

保育園、小中学校につきましては、法令等において、不審者侵入などの危険等発生時の危機管理マニュアルなどの作成が義務づけられており、町内の各園、各学校においても作成し、対応しているところであります。

ご質問の侵入事件を想定した防犯訓練の状況といたしましては、保育園では、各園で作成している安全計画の中で定めている不審者立入り対応マニュアルに合わせた訓練を、年1回実施しております。

訓練の内容といたしましては、不審者の侵入を想定した園内での情報伝達の手順の確認、園児の安全確保、避難、警察等への外部通報といった手順で、職員を不審者役として実際に行っているところであります。

小中学校におきましては、各学校で不審者侵入時における対応マニュアルを策定しており、保育園同様、発生時の職員の役割の確認や校内での情報伝達の手順、児童生徒の安全確保、避難、警察等への外部通報といった手順を、年1回職員全員で確認を行っているところです。

また、小学校におきましては、児童・教職員を対象に外部講師を招き、通報や不審者対応、児童誘導等の学習や訓練を実施し、安全対策に努めております。

次に、防御備品や設備の整備状況といたしましては、まず、予防策として、先ほど、町長の答弁にもございました防犯カメラやさすまた等の準備以外に、保育園では、園の敷地内へ入る門を常に閉じておくことで侵入しづらい状況にしているほか、学校においては、校舎入り口の事務室において、来校者の確認などにより不審者の侵入防止に努めているところであります。

続きまして、役場、文化センター、図書館においては、保育園、小中学校と違い、広く多くの皆様が集まる施設であり、どの施設においても業務の性質上、侵入防止策を講じるのではなく、誰もが気軽に相談などに来庁・来館いただける雰囲気づくりに努めており、最近の事件にあるような保育園や小中学校に通う児童生徒など特定された人物を狙った侵入は、想定しにくいと考えます。

しかしながら、施設内において職員や建物等へ危害を加えようとするなどの不適切な行動事例は、他の自治体でも発生しており、当町においてもないとは言いきれないことから、先ほどの町長からの答弁にもありましたとおり、対応の手順の確認や、防御備品の準備をしているところであります。

次に、学校の危機管理マニュアルの点検調査の結果についてのご質問にお答えいたします。

直近の調査といたしましては、令和5年に埼玉県戸田市の中学校において、刃物を持った不審者が校内に侵入し、教員がけがを負う事件が起きたことから、同年3月に文部科学省から不審者の学校侵入防止対策の強化について通知が発出され、各学校において危機管理マニュアルの点検・見直しが求められました。

このことに併せ、文部科学省の通知に基づき全国小中学校に対し、危機管理マニュアルの作成の有無、またマニュアルへの不審者侵入時の対処方法の記載の有無の調査が実施され、当町においては、小中学校4校全てにおいて不審者侵入時の対処方法が記載されたマニュアルが作成されていることを確認し、報告したところであります。

今後も、児童生徒の命と安全を守るため、訓練の実効性を高めるとともに、日常の危機意識の醸成を図る中で教育を継続し、防犯対策の一層の充実に努め、引き続き、地域や関係機関とも連携しながら、安心・安全な学校づくりを進めてまいりたいと考えております。

続いて、防犯訓練について問題箇所の抽出と改善方法の検討についてであります。不審者侵入対応訓練を実施している保育園では、訓練後において、反省点を各園の職員間で話し合うほか、3園で保育内容を話し合う検討会の中でも、各保育園の訓練で課題となったことなどについて検討事項として議題とし、3園共通の園児の安全確保策を話し合い、共有することで、有事の際の園児の安全確保に万全を期しているところであります。

また、防犯上の軽微な懸案事項につきましても、その都度、交番や千曲警察署に相談し、対応いただくなど、平常時から警察との連絡を密にすることで、子どもたちの安全確保を図っているところであり、万が一の緊急時においても、迅速な対応が可能になると考えるところであります。

いずれにいたしましても、有事における対応を図れるよう、職員間で情報を共有し、問題点・疑問点等がある場合は、早急に話し合い、解決することで、自身を含め子どもたちの安全確保や、防犯対策に取り組んでまいりたいと考えております。

4番（水出君） ただいま、町長及び担当課長より丁寧な説明やら答弁をいただきました。まず、防犯カメラ設置についてはですね、せっかく県の事業で補助があるというところも、うまく活用する中、特に取付けを進めたい団体等があればですね、できるだけその辺はフォローして手助けをする中で設置できればと思います。まずは、本当にこういう情報を知らなかったということがあると一番いけませんので、その辺について周知徹底はこれからもお願いしたいかなと思います。

あと、防犯訓練で不審者侵入に対しての対応訓練でございますけれども、保育園については、先生がある程度不審者になって訓練をされて、その辺を含めて情報交換したり、改善されているということで、大変いいのかなと思っております。

あと、いずれにしろ、小学校、中学校も含めてですけれども、やはり防犯等こういったものは、防災と同じように全くの100点満点という回答はないと思うんですよね。必ず何かしら、特に実地でやっていく訓練の中で、動きの中や場所を含めて、やっぱりこのようにしたらというのが必ず、人も変われば出たりもしますし、そういったところをやっぱり積み重ねていくのが安心・安全なまちづくりだと思いますので、管理マニュアルにとらわれて、それを頭の中で確認するだけでなく、実地の中でやっぱりいろんな動作を行って、改善を日々というか、年ですかね。していくということは重ねてお願いしておきたいかなと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

二つ目の表題ですが、特色ある教育について。

今月、令和6年度の1年間に生まれた日本人の子どもの出生数について、冒頭、同僚議員からも話がありましたけれども、68万6千人ということで、前年度より4万1千人余り減少したという話がありました。

統計を始めて、初めて70万人を下回ったという厚生労働省の発表でございますけれども、人口減少を止めることは難しい状況にある中、国や各自治体では、子育て支援、婚活支援などの充実を図り、取り組まれているところであります。

そういった中、関連していろいろ見ている中で教育移住という言葉を目にしました。2020年頃から言葉としては使われるようになってきたそうですが、教育移住とは、教育を目的としてほかの地域に移り住むことをいいます。海外留学やスポーツや芸術など、得意な才能を伸ばす上で有名校や著名な指導者の下へ家族ごと移住するということは、過去からもありました。

特にコロナ禍以降、リモートワークが可能になったことで、子ども時代は自然とともに生き、遊んで学ぶ、豊かな心を育むことができる教育環境を選び、移住する人が増加しているようです。子どもを持つ親にとって、教育は大きな関心事の一つです。よりよい教育を子どもに受けさせたいと考える人は少なくないでしょう。

それを実現する方法として、教育移住という選択肢に先進的な教育環境を掲げて、教育移住を推進している学校があります。掲げている学校の先進的教育の特徴は、ICT教育、理数教育に創造性教育を加えた学び、STEAM教育、STEAMとは科学、技術、工学、芸術、数学の五つの英単語の頭文字を合わせた造語だそうです。そのほか国際教育と子どもたちが自立と共生の力を身につけ、自分なりの人生を歩むことを目指したイェナプラン教育、自然教育、地域活動体験学習教育、この六つを教育特徴として、いずれかを掲げて各校は紹介されています。長野県内でも教育移住としては、私立校ですが、3校ほど紹介がありました。

本町も、教育移住ということでの意識ではございませんが、坂城小学校では学有林に関わる自然教育、村上小学校では地域の方々と関わる地域活動体験学習、南条小学校では地域コミュニティ学習の金管バンドなど、各校の特色ある教育がなされております。

そこで、令和7年度学びの改革リーディング校支援事業の指定を受けることで、将来特色ある教育の町として選ばれる学校への期待を膨らませたいところであります。本年度より、学びの改革リーディング校、以降はリーディング校と言います。その指定を受け、学校づくりの取組が開始されております。

質問として一つ目に、リーディング校支援事業の内容を伺います。

二つ目に、本町は何を目指し、どのような取組を取組事項としたのか、概要を伺います。

三つ目に、取組が始まる中、従来との違いなど、現在の状況を伺います。

ロとして、成果を広める活動について。

このリーディング校支援事業では、学校の取組を充実させ、成果を地域に広めていくことを目的に求められています。どのような成果を期待しているのか伺います。

二つ目に、成果を広める活動のイメージはどのように考えているのか伺います。

以上について答弁をお願いします。

教育長（塚田君） 2. 特色のある教育についてのご質問に順次お答えいたします。

昨年度、全ての子どもが好きや楽しい、なぜをとことん追求するために、自らの学び方等を選択でき、自己実現できるウェルビーイングな学校を目指す長野県教育委員会の事業、ウェルビーイング実践校TOCO-TON（トコトン）に、町内4小中学校が共同で応募しました。

残念ながら、ウェルビーイング実践校TOCO-TONの指定を受けることはできませんでしたが、これまで町内4小中学校が共同で進めてきたクロームブック等のICT機器を活用した4人グループでの学び合い、特別支援教育のノウハウを生かした多様な子どもを包み込む環境づくり等が評価され、学びの改革リーディング校として指定されたところであります。

初めに、イ. 学びの改革リーディング校についてのご質問のリーディング校支援事業の内容ですが、本支援事業は、長野県教育委員会が掲げる教育改革の施策方針に基づき、先進的・先端的な学びの実現を目指し、新しい学びの形を創出する取組を支援するもので、事業期間は令和7年度、8年度の2年間であります。

県が提供する支援メニューとして、加配教員の配置、他の先進校への視察機会の提供、有識者による学校訪問指導、県指導主事の要請優先対応、県教育委員会指定のウェルビーイング実践校TOCO-TONとの合同研修会やフォーラムへの参加など、多角的な支援体制が整えられております。当町におきましては、本年度から県から配置された加配教員を中心に、町内4小中学校において、さらなる教育改革に取り組んでおります。

次に、当町の目指す姿についてお答えします。

AI技術の発達など急激に変化する現代社会では、知識基盤社会から知恵を出し合い、あるいは協力して課題を解決する社会に変化してきています。この変化に対応するため、学校教育においては、一人一人の子どもが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のづくり手となるよう、その資質・能力を育成することが求められております。

また、令和6年度こども白書でも示されているように、日本の子どもたちの自分自身に満足しているという自己肯定感は向上しつつもあるも、諸外国の子どもたちに比べて低い傾向があります。文部科学省の分析によると、「日本においては、諸外国と比べて、自己肯定感と自己有用感が強い関係にある。自己有用感とは、他者からの評価から生まれる自己肯定感のことで、自己有用感が高いと自分に自信が持てるだけでなく、自分のことをよいと評価してくれる人

を大切にするため、人間関係が良好に保たれやすい傾向がある。」「学校において、学級やグループで課題を設定し、自ら考え、自分から取り組むなどの主体的な学びや、友達との話合いなどの他者との協働等を行っている子どもは、「自己有用感」に関する意識が高い傾向がある。」とあります。

これらを踏まえ、当町の4小中学校の目指す姿を、「子どもも、教職員も、自己肯定感を高めることができる学校づくり」とし、共有ビジョンとして「自己有用感を高めることができる学校づくり」の実現を掲げております。

次に、当町の取組と従来との違いや現況についてお答えします。

一つ目に、これまでも当町で取り組んできたクロームブック等のICT機器を活用した4人グループでの学び合いを取り入れた授業改善をさらに進めてまいります。

150年前から現在まで、これまで主流として行われていた一斉授業から脱却し、4人1グループで生徒同士が、お互いに質問をしたり相談をしたりして、学びを深めていく協働的な学びを軸とした学習形態へと転換を進めております。

本年度からは、4人1グループの学習についても、これまでの何々について考えよう、何々を調べてみようといったLet's型、やろうというところから、なぜだろう、どうしてだろうといったQWH型、Question、Why、Howなどの問いかけをすることにより、今まで以上の積極的な意見交換を促しています。

子どもたちは、互いの違いを認め合い、友達との関わりの中で自己有用感を実感し、それを積み重ねることで自己肯定感が育まれることが期待されます。

二つ目に、麻布教育ラボ「校内研イノベーション」を町内4小中学校で実践し、授業研究会の在り方を変革していきます。

授業研究会では、従来の授業者が勉強するための研究会から、参観者が主体的に学び合う形式へと改善することで、教職員の自己有用感が高まり、授業改善等にも前向きに取り組むことができると考えています。教職員は、子どもが自己肯定感を高めることに大きな影響を与えています。自己肯定感が高い教職員が子どもに接することで、子どもによい影響を与え自己肯定感を高めることにつながると考えております。

三つ目に、多様な子どもを包み込む環境を整えていきます。

当町では、町独自にすくすく相談、すくすくランド、教育支援委員会等の発達フォローを行い、その子の特性に応じた支援を早期に実施し、通常の学級への適応を図っていくことが可能となっています。インクルーシブ教育システムが一層機能するように、特性に応じた指導や支援の在り方等を研究し実践することで、子どもたちの自己肯定感を高めることにつながると考えております。

四つ目に、子どもと向き合う時間、子どもがわくわくする授業の教材研究をする時間等を確

保できるように、日課等を見直していきます。

教職員は、多岐にわたる業務の中で、指導内容をこなすことに精一杯となっている現状があります。各校において日課等の見直しを進め、1単位時間の授業時間の変更、下校時刻を早める、午前授業日を設ける等の工夫を進め、子どもと向き合う時間を確保したいと考えています。また、子どもにとって魅力ある授業づくりのために、勤務時間内に教材研究をする時間を確保することも可能となります。さらに、保護者との個別懇談を年2回実施し、家庭と連携を深め、子どもたちをサポートしていきます。時間に余裕が生まれることで、子どもや教職員のモチベーションの向上につながると考えています。

これらの取組を通して、子どもも、教職員も、自分が他者の役に立っていると感じる自己有用感を高め、自分自身を価値ある存在として肯定する気持ちである自己肯定感を高めることにつながっていくと考えております。

先月14日に坂城中学校において、授業公開を行い、全体講師の麻布教育ラボ所長の村瀬先生や町内3学校の教職員が参観しました。授業の中で、先生が投げかけた問いに対し、4人1グループとなった生徒たちは、クロームブックを活用しながら、活発に意見交換を行う姿が見られました。参観された全体講師の村瀬先生からは、生徒たちの学び合いが起こる先生の問いづくりの工夫等が評価される一方で、授業後に行われた授業者と参観者との授業研究会では、従来のような授業者の指導方法に対する評価の話し合いになってしまい、子どもの姿を通して学んだことの話し合いがなされていなかったグループもあったとのことでありました。

今後、それぞれの小学校でも授業公開が予定されておりますので、引き続き改善に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、ロ. 成果を広める活動について、どのような成果を期待するかについてお答えいたします。

当町では、子どもも、教職員も、自己肯定感を高めることのできる学校づくりを根幹に据えて、その実現に向けて町内4小中学校が同一歩調で取り組んでおります。子どもたちの自己肯定感が高まることで、精神的に安定し、困難にも冷静な気持ちで乗り越えることができると考えます。また、ありのままの自分と他者を認める力を育て、変化の激しい社会の中でも他者と協働しながらしなやかに生き抜く力を身につけることが期待されます。

また、この取組は、単なる学習方法の改革にとどまらず、教職員自身が子どもの見方を問い直す機会ともなっております。従来の一斉授業から協働的な学びへの転換、授業者が学ぶ研究会から参観者が学ぶ研究会への見直し、子どもの特性に応じた指導や支援の在り方等、教育観そのものをアップデートしていくことで、児童生徒の学力や社会性の向上のみならず、教職員の意思改革や専門性の向上にもつながるものと認識しております。

次に、成果を広めるための活動についてお答えします。

学びの改革リーディング校支援事業におきましては、その成果を地域の学校へ広めていくことを目指しておりますが、本町におきましては、坂城町学校職員会を組織し、町内4小中学校が、横断的に連携して取組を進めております。各校の授業公開において、互いに授業を参観し、授業研究を行い、学びの改革を進めていることから、いわゆる周辺校への情報発信は、日常的な連携の中で実施されている状況にあります。

今後は、本年度の実践を基に、来年度も授業公開や授業研究会を継続するとともに、長野県教育委員会の協力を得て、授業公開日等に他市町村の教職員を招く機会を設けるなど、より広域的な教育改革の一助となるよう努めてまいります。

また、各学校のホームページには、学びの改革リーディング校として目指すものを踏まえた学校の教育方針等が掲載されております。あわせて、児童生徒の日常的な様子が、学校のホームページや町のホームページにも掲載されております。学校生活における児童生徒の生き生きとした姿を、多くの人に知っていただきたいと思います。

今後も、引き続き、町内外の教育関係者との情報交換や協働を通じて、持続的な教育改革と地域全体での子どもの育成に取り組んでまいりたいと考えております。

4番（水出君） ただいまは、教育長より丁寧な説明をいただきました。学びの改革リーディング校支援事業については、2年後の成果を大いに期待したいところです。

冒頭、教育移住なる言葉に触れましたが、移住そのものが目的でなく、やはり坂城町の学校はすごい、すばらしい、そんな評価を受けることで、私たち町民も張り合いやら誇りに思え、また活力が出てくるのかなと思っております。こういったことを、また県内の教育レベルが上がるとともに、いろいろなところに広がり、町としてもうまくプロモーションができるようなものにつながればいいなということで期待しております。私も自己肯定感を持てるように、議員活動をまた頑張っていきたいなと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（中嶋君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日18日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午前11時39分）

6月18日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 12名

1 番議員	中 嶋 登 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	大日向 進 也 君	9 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	祢 津 明 子 君
4 〃	水 出 康 成 君	11 〃	朝 倉 国 勝 君
5 〃	宮 入 健 誠 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
6 〃	中 村 忠 靖 君		
7 〃	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 12番議員 滝 沢 幸 映 君

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	北 沢 明 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	川 島 徳 夫 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	橋 本 直 紀 君
子 ども 支 援 室 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

5. 開 議 午前9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 安心・安全の町づくりに向けて

星 哲 夫 議員

(2) 町道の改良事業についてほか

大日向 進 也 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、12番 滝沢幸映議員から欠席の届出がなされております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（中嶋君） 日程第1 一般質問を行います。

最初に、7番 星 哲夫議員の質問を許します。

7番（星君） 皆さん、おはようございます。私より、安心・安全の町づくりに向けての質問をさせていただきます。

最近、新聞やメディアで、毎日と言っていいほど犯罪に関する記事をよく目にします。日本における犯罪の傾向は、平成14年を境に減少に転じ、ピーク時から7割以上減ってきていましたが、刑法犯については、令和4年、5年は増加傾向にあります。

刑法犯には、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯などがあり、近年の日本の犯罪情勢は複雑な状態になっています。特に詐欺やサイバー犯罪は国際的な組織犯罪となり、深刻化しています。

これら犯罪は、私たちの生命と財産を脅かすものであり、私たちは犯罪に遭わないよう、自らが防衛し、犯罪を未然に防ぐことが重要だと考え、町民一人一人にさらなる指導・啓発を行い、私たちの生命と財産が理不尽に奪われることのないよう、防犯対策の強化を図ることが望まれます。

そこで、イ. 町の防犯対策について、質問いたします。

1、町や近隣で発生した犯罪を知ることは、今後の防犯対策を実施していく中で必要な情報だと考えています。そこで、長野県下及び坂城町の過去3年間の犯罪の状況と傾向はについてお尋ねします。

2、多様化していく犯罪を未然に防ぐには、町は警察などの関係機関と連携しているところであると思いますが、町には防犯協会などの組織は存在します。町にはどのような防犯組織が

あり、どのような役割を持っているのか、町の防犯組織の体制はについてお聞きします。

3、町が関係機関や組織と連携して取り組んでいる防犯対策についてはどのようなものがあるか、また、新たな取組があればお答えください。

次に、町の交通安全対策について。

犯罪のニュースと同じくらい目にするのが交通事故事案であります。特に今年度になってから2か月ほどしかたっておりませんが、一歩間違えば大事故につながりかねない高速道路の逆走や、小学生児童の登下校の列などに自動車が入り込むといった事故が後を絶ちません。

これらの交通事故の原因は、道路の構造などに瑕疵があるようには見えず、交通弱者と言われていた高齢者が突然加害者になってしまうような、ドライバーの安全運転の意識の低下に問題があるように思えます。

また、最近聞かれるこれらの交通事故の一部は、ドライバーの飲酒運転の認識の甘さ、日本の交通ルールに不慣れな外国人ドライバーなども要因の一つであるように思えます。ドライバー一人一人が安全運転意識の向上を図り、日々安全運転を心がけて運転することが交通事故の減少につながるものと考えます。

また、ドライバーだけでなく、家庭においては、日頃から交通安全について話すことや、職場においては、交通安全意識の向上を図る取組を行っていくことが大切だと考えます。

そこで、ロ、町の交通安全対策について質問いたします。

1、千曲警察署管内及び坂城町の過去3年間の交通事故の状況と傾向についてはどのようになっているのでしょうか。

2、町には安協、千曲交通安全協会や交通指導員といった交通安全に関わる組織がありますが、安協や交通指導員などはどのような役割があるのか。また、町は、安協や交通指導員などの組織と綿密な連携の下、交通安全対策を行っていると思いますが、町の交通安全組織体制はどのようなになっているのでしょうか。

3、町は、関係組織と連携して交通安全対策を実施していることではあると思いますが、どのような取組を実施しているのか。また、新たな取組を行っているのかをお尋ねいたします。どうかよろしく願いいたします。

町長（山村君） ただいま、星議員さんから、安心・安全の町づくりに向けてというテーマで、イ、ロとご質問をいただきました。私からは、ロの町の交通安全対策についてのご質問のうち、千曲交通安全協会や町交通指導員といった関係組織の役割と、その関係組織と連携した町の交通安全対策の取組についてお答えし、詳細につきましては、担当課長から答弁いたします。

当町におきましては、平成30年5月以降、千曲警察署をはじめ、千曲交通安全協会や町交通指導員などの関係各所の皆様のご尽力により、2,418日間交通死亡事故ゼロ日を継続してきたところであります。

しかし、残念ながら、昨年１２月に町内で交通死亡事故が発生いたしましたが、当町は高速道路のインターチェンジを有し、国道や県道といった主要道路が町内を縦断している状況の中で、交通死亡事故ゼロ日を２，４００日以上継続できたことは、大変意義深いことと認識しているところであり、各関係機関の皆様改めて感謝を申し上げるところであります。

なお、５月末現在における町内各地区の交通死亡事故ゼロ日の継続の状況といたしましては、南条地区につきましては１６９日、中之条地区につきましては２，５８７日、坂城地区につきましては５，３６６日、村上地区はなんと８，２４５日であります。

特に村上地区につきましては、実に２２年以上にわたり交通死亡事故ゼロ日が続いており、皆様方の各地域での啓発活動を通じて、今後も交通死亡事故ゼロ日を継続していくことを強く願うところであります。

ご質問の、千曲交通安全協会や町交通指導員の役割についてであります。全国組織である交通安全協会は、道路交通の安全教育や広報啓発などを目的とする地域ボランティア団体で、千曲交通安全協会は、千曲警察署管内をエリアとして設立され、坂城支部を含む六つの支部で構成されております。

千曲交通安全協会は、交通安全運動の推進や、広報啓発、交通安全教室の開催など、様々な活動をしており、千曲市・坂城町の地域における交通事故を防止し、安全な交通社会を実現するために活動しております。

また、町交通指導員につきましては、坂城町交通安全条例第９条の規定により、町民による自主的な交通安全活動を促進するため、町長の委嘱により、交通事故の発生を未然に防止するための街頭啓発活動を行うほか、保育園や幼稚園の交通安全教室に参加し、指導いただくなどの活動を行っていただいております。

交通安全協会と交通指導員は、組織こそ違いますが、交通事故をなくし、安全で安心な地域社会の実現を目指すという目的は共通であることから、協力連携して、活動を行っております。

続いて、町の関係組織との連携した交通安全対策の取組であります。毎年、４月と９月の２回、全国交通安全運動が展開されています。

この運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としております。

同様に、７月には、長野県交通安全やまびこ運動が、また１２月には、年末特別警戒が行われており、当町におきましても、運動期間中、千曲警察署・坂城町交番・千曲交通安全協会坂城支部・町交通指導員・ヤングドライバークラブの方々と協力して、国道１８号の田町交差点にて、早朝より、通勤車両などに安全運転を呼びかける、街頭指導所を開設しております。

さらに、この運動期間中には、町内３小学校のＰＴＡの皆様や、千曲交通安全協会坂城支部

の各分会役員の皆様が、小中学生の登校時に、交通安全の確保のため、通学路にて街頭啓発を行っていただいております。

また、6月と10月には、千曲交通安全協会坂城支部と町交通指導員の協力の下、町内3保育園と幼稚園の園児に向けた、手遊びや紙芝居、腹話術などを用いた講話や、園舎の周辺を実際に歩いてもらう交通安全教室を開催しております。

さらに、春と秋の2回、千曲交通安全協会坂城支部と町交通指導員、坂城町交番により、産業道路でのシートベルト着用調査を実施しております。

そのほかにも、年末特別警戒中、町内の飲食店を回り、飲酒運転撲滅の啓発活動を行うなど、幅広い取組を実施しております。

今後の新たな取組につきましては、令和6年に道路交通法が改正され、自転車や特定小型原動機付自転車のルールが変更されていることなどに鑑み、千曲警察署と協力して新たなルールの周知や啓発活動の検討を進めていくなど、新たな情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

また、引き続き季節ごとの交通安全運動の際に、警察や交通安全協会、交通指導員などと協力して、交通指導所における安全運転の呼びかけや、街頭啓発を実施し、交通事故防止を図るとともに、高齢者の関わる事故が高い比率を占めていることから、高齢者自身の交通安全意識の高揚や、運転免許証自主返納制度の周知などを進めてまいりたいと考えております。

また、ハード面におきましては、カーブミラーやガードレールなど、各区の要望を取りまとめの中で順次設置をし、交通危険箇所の解消に努めてまいりたいと考えております。

町といたしましては、町民の皆様が交通事故に遭わないよう、また、交通事故を起こさないよう、今後におきましても、千曲警察署をはじめ、千曲交通安全協会坂城支部、町交通指導員などの関係機関と連携協力し、街頭啓発活動に努めるとともに、知識や制度の普及を通して、交通安全意識の高揚につなげてまいりたいと考えております。

住民環境課長（山下君） 1. 安心・安全の町づくりに向けてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イ. 防犯対策についてのご質問の長野県下及び坂城町の過去3年間の犯罪の状況と傾向について、窃盗犯、凶悪犯、粗暴犯などといった刑法犯罪と、オレオレ詐欺などの特殊詐欺犯罪に分けてお答えします。

まず、刑法犯罪認知件数でございますが、令和4年は長野県内で6,635件、そのうち坂城町は53件、令和5年は県内7,769件、町41件、令和6年は県内7,673件、町42件となっております。

発生が多い手口としましては、住宅対象の侵入盗や万引き、車上狙いといった窃盗事案で、最近の傾向といたしましては、空家への侵入盗が増加しております。

また、長野県警察で大きな課題の一つとなっております、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、

金融商品詐欺など、電話でお金詐欺と言われる特殊詐欺の状況につきましては、令和4年の長野県内における被害件数は198件、被害額は5億6,231万円で、そのうち、町は、被害件数が3件で、被害額が733万円、令和5年は、県内で227件、被害額は9億8,148万円、町は、2件で、被害額が108万円、令和6年は、県内で224件、被害額は9億4,828万円で、町は6件で、被害額が3,398万円であります。このように電話でお金詐欺の場合、他の犯罪と比べて、被害額が高額になる特徴があります。

次に、町の防犯組織体制のご質問にお答えいたします。

町の防犯組織には、町防犯指導員会、町防犯協会などがあり、それぞれのお立場で、防犯活動を行っていただいております。

町防犯指導員会につきましては、坂城町防犯指導員設置要綱に基づき、町の区域内における犯罪防止について協力するとともに、防犯について町民の相談に応じて適切な指導と助言を行うものとする、とされており、各地域の推薦に基づき、町長が委嘱しております。

町防犯指導員は、各地域を活動の場としており、地域安全運動に合わせて地区防犯パトロールや、防犯灯点検、ポスター掲出などの啓発活動を実施していただいております。

また、町防犯協会は、犯罪のない明るい社会をつくることを理想とし、会員一致協力して犯罪防止に関する事業を推進し、地域社会の住民生活の安定を図ることを目的として、設立されており、町長を会長として、町防犯指導員会、区長会、消防団、小学校PTA地区理事、公民館分館長など、町の多くの関係団体により構成されております。

町防犯協会は、防犯思想の普及宣伝や防犯対策の調査研究、青少年の非行化防止への協力など、様々な事業を実施することとなっており、千曲警察署、更埴防犯協会連合会などと協力し、年金月における高齢者に向けた金融機関でのオレオレ詐欺防止啓発活動や、青少年非行防止パトロールなどを実施しております。

次に、町の防犯対策についてお答えします。

近年、複雑化する社会情勢を背景に、特に高齢者を対象とした特殊詐欺被害や子どもや女性が被害者となる事件が大きな問題となっている中、犯罪から住民を守り、住民生活の安全を確保するため、地域住民や警察、町防犯協会などと連携して、防犯活動や青少年の非行防止活動を積極的に展開し、防犯意識の啓発を図る必要があります。

町は、住民、警察、町防犯協会をはじめとする関係団体などとの連携強化に努め、地域ぐるみで誰もが安心して暮らすことができる犯罪の起こりにくい環境づくりを進めております。

町防犯指導員会が行う防犯パトロールや防犯灯点検では、防犯灯が樹木に覆われていた場合や、点灯していない場合に、各区と連携し、樹木の伐採や、蛍光灯の交換を行うなど、防犯環境の維持に努めており、町といたしましても、防犯灯の設置について、毎年、各区からの要望を取りまとめ、新設や器具の交換などの対応を、順次進めております。

また、８月、１０月に実施される地域安全運動の際に、警察や町防犯協会、町防犯指導員会などと協力して、防犯パトロールやポスター、立て看板の設置をするなど、防犯対策意識の高揚に努めてまいります。

最近では、電話でお金詐欺とは別にＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺といった手口の被害が増加しています。

ＳＮＳ型投資詐欺とは、ＳＮＳを通じて、暗号資産や株に投資すれば利益が得られるものと誤信させ、金銭をだまし取るもので、ＳＮＳ型ロマンス詐欺は、ＳＮＳを通じて、恋愛感情や親近感を抱かせながら投資に誘導し、投資金名目や交際を続ける名目で金銭をだまし取るものであります。

電話でお金詐欺につきましては、千曲警察署や町消費者の会、更埴防犯協会連合会女性部の皆様のお力も借りて、年金支給月に金融機関へ出向き、広報啓発活動を行っていますが、なかなか被害が減少しないのが現状でございます。

誰もが被害に遭う可能性があるとの危機管理・当事者意識を持っていただくことが必要となりますので、引き続き、年金支給月に金融機関へ出向き、啓発を行うとともに、詐欺の手口や手法を知っていただくため、高齢者が集まる機会を捉えて、啓発してまいりたいと考えております。

電話でお金詐欺には、特殊詐欺防止装置付き電話機の導入のほか、留守番電話設定、ナンバーディスプレイの利用、国際電話利用休止の申込み等、何らかの電話対策を講じておくことが大切であります。

町では、高齢者に向けて、特殊詐欺防止装置取付費補助事業を実施しており、電話でお金詐欺の被害を引き起こす可能性のある着信への対策が施された、特殊詐欺防止装置付き電話機などを購入した際、５千円を上限に購入費の２分の１を補助しております。

今年度も本事業を実施してまいりますので、ぜひ多くの方にご利用いただきたいと考えております。

次に、ロ．町の交通安全対策についてのうち、千曲警察署管内及び坂城町の過去３年の交通事故等の状況と傾向についてお答えします。

令和４年の千曲警察署管内の交通事故につきましては、人身事故は２０６件、死者数はゼロ、負傷者は２４３名で、町内では、人身事故が３９件、死者数はゼロ、負傷者４６名、令和５年は、千曲警察署管内で、人身事故２２１件、死亡者ゼロ、負傷者２６５名、町内は、人身事故４６件、死亡者ゼロ、負傷者５８名、令和６年は、千曲警察署管内で、人身事故１９８件、死者数１名、負傷者２４１名、町内は、人身事故３４件、死者数１名、負傷者４２名でありました。

千曲警察署管内の傾向といたしましては、依然として６５歳以上の高齢ドライバーの事故が

多く、令和6年の全事故に占める割合は44.4%で、そのうち加害者となる割合は、33.3%となっており、夕方の薄暮の時間帯や朝方の通勤時間帯の事故が多発しております。

町といたしましては、千曲警察署をはじめ、千曲交通安全協会坂城支部、町交通指導員などの関係機関と連携協力し、高齢ドライバーに重点を置いた啓発に努め、交通安全運動期間中の、早朝、薄暮の時間帯の街頭啓発を通して、交通安全意識の高揚につなげてまいりたいと考えているところであります。

7番（星君） ただいま、町長より町の交通安全対策について、また、担当課長より町の防犯対策について答弁いただき、より詳しく感じたところでございます。

まず、安心・安全な町とは、犯罪や事故、災害が少なく、住民が安心して暮らせる町のことだと思います。これには地域住民、自治体、警察、学校、ボランティア団体などが連携して、防犯活動や防犯・防災対策に取り組むことが重要だと思い、防犯パトロールの実施、防犯カメラの設置、地域の見守り活動、犯罪発生状況の情報共有、地域住民の防犯意識の向上など、町のさらなる安全・安心のまちづくり向上をお願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで、10分間休憩をいたします。

（休憩 午前 9時26分～再開 午前 9時36分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、2番 大日向進也議員の質問を許します。

2番（大日向君） ただいま、議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

過日開催されたばら祭りや、6月1日に行われた坂城駅前葡萄酒祭に、町内外を問わずたくさんの方の来場があったとお聞きをしております。こういった催し事が定着し、毎年楽しみにしてくださっている方も多くいらっしゃるようです。

また、町内各自治会行事に目を向けますと、5月にはソフトボール、ビーチボールバレー大会が開催され、この6月末にはスマイルボーリング大会が予定されております。また、8月には坂城どんどんの開催も控えている状況であります。様々な行事を以前のように楽しめる環境が戻ってきたことを大変うれしく感じております。

今後とも、多くの町民の皆様にご参加いただき、活気のある坂城町を取り戻せば幸いです。それでは一般質問に入ります。

1. 町道の改良事業について

イ. 令和7年度に行われる工事概要と事業規模について、3点お伺いします。

1点目、改良工事について、どのような事業予定となるのでしょうか。

2点目、改良工事が行われる箇所の詳細、どこからどのぐらいの距離を行う予定なのでしょ

うか。

3点目、どのような予定で町道の拡張が行われるのでしょうか。

次に、ロ、町道の補修事業について、これも3点お伺いします。

1点目、令和7年度の町単事業の予算額と、各自治区より出されている要望について。

2点目、町道に関する要望については、どのような要望が多いのか。

3点目、要望に対する対応はどのように行っているか。

以上、質問いたします。

町長（山村君） ただいま、大日向議員さんから、1番目の質問としまして、町道の改良事業についてイ、ロとご質問いただきました。私からは主要町道の状況等についてお答え申し上げまして、詳細につきましては、担当課長から答弁いたします。

まず、町道の改良事業につきましては、現在、主なものとして、南条地区の町道A01号線の金井工区及び保地工区や、村上地区における町道A06号線道路改良事業のほか、坂城地区では、四ツ屋・御所沢地区におきまして、舗装修繕事業などを実施しているところであります。

町道A01号線道路改良事業につきましては、南条の、鼠・新地地区から北へ向け、国の交付金を活用する中、道路改良事業を行うとともに、中之条逆木通り・文化センターグラウンド北側の交差点から南に向けては、都市計画の街路事業により、道路改良事業を実施してきたところであります。

また、町道A06号線村上工区につきましては、平成29年度から、国の交付金事業を活用する中で、網掛地区の県道長野上田線との交差点から、大望橋方面へ向かって、将来国道18号バイパスへ接続する交差点までの延長約310メートルについて、車道北側に歩道を設けた全幅6.5メートルで整備を進めているところであります。

坂城地区の、町道A01号線舗装修繕事業につきましては、平成27年度より、文化センターグラウンド北側の信号交差点から北へ向けて、舗装修繕を毎年継続して実施しており、交差点から約900メートル付近の四ツ屋・御所沢地区までの工事が完了している状況であります。

今後の道路改良事業の予定につきましては、現在進めている町道A01号線の南条地区二つの工区を、できるだけ早期に完成となるよう事業進捗に努めてまいります。

町道A01号線の南条地区完成に向けては、事業完了している酒玉工区と、現在実施している保地工区の間に、大口地区約150メートルの未整備区間があることから、年度内の完成が見込まれる金井工区後、令和8年度から大口工区として事業認可をいただけるよう手続を進めていく計画としております。

また、町道A01号線につきましては、文化センターグラウンド北側信号交差点から、坂城方面への拡幅要望も踏まえる中で、まず、南条地区の残りの未整備区間を早期完成となるよう

事業進捗を図り、一年でも早く坂城地区の道路改良事業に取り組めるよう努めるとともに、国の直轄事業である国道１８号バイパスや、県が事業主体である坂城インター線の延伸についても強く要望する中で、より安心・安全な道路網の構築に向けて、力を尽くしてまいりたいと考えております。

建設課長（高橋君） １．町道改良事業についてのご質問に、順次お答えいたします。

最初に、イ．令和７年度に行われる工事概要と事業規模についての、今年度予定しております道路改良事業の概要などについてお答えいたします。

町道Ａ０１号線道路改良事業につきましては、平成１９年度より事業着手している、南条小学校東側の延長２７０メートルの金井工区と、令和３年度より事業着手している、金井振興センター入口付近の延長２２７メートルの保地工区の２工区につきましては、国の交付金事業により、車道幅員９メートル、両側歩道幅員３．５メートル、全幅１６メートルの道路改良事業を進めているところでございます。

また、現在までの町道Ａ０１号線金井工区の実施状況につきましては、地権者様のご協力をいただき、全線全て契約済みとなりまして、山金井交差点から北へ約１５０メートル付近の、南条保育園入口交差点まで完成となっております。

今年度につきましては、引き続き、坂城方面へ向けて工事を進め、早期事業完了に向け努めてまいります。

同じく、町道Ａ０１号線保地工区につきましては、令和３年度より事業着手しており、今年度も継続して用地買収を進めているところであり、用地買収を終えた箇所から順次、道路改良工事に着手していく予定で進めているところであります。

続きまして、町道Ａ０６号線村上工区の現在までの進捗状況であります。網掛地区の県道長野上田線交差点から、大望橋方面に向けて、約２１０メートル付近まで完成となっております。

今年度につきましては、残り約１００メートル区間の構造物等の工事を行う予定ですが、周囲が水田であることから、農閑期のみの工事施工に限定されてしまうことや、国道バイパス工事との工程調整などが必要となることから、事業完了までには数年かかる見込みとなっております。

続きまして、町道Ａ０１号線舗装修繕事業の今年度の実施箇所ですが、坂城高校南側のコンビニエンスストア付近約１１０メートルの区間を予定しており、一部道路幅員が狭い箇所について、地権者様のご協力をいただく中、用地買収ができたことから、車道部分の幅員を７メートルへ拡幅する工事も含めた舗装修繕工事を実施する予定となっております。

次に、ロ．町道の補修事業についてのご質問にお答えいたします。

町道の補修に関する事業といたしましては、代表的な事業として、比較的小規模な箇所の道

路や水路などの、維持補修について補助する町単補助事業がございます。

町単補助事業の事業開始当初は、町から自治区への原材料の支給が事業の始まりであり、地元住民の皆様の労務提供により、U字溝の設置やコンクリート舗装などが行われてきた経過がございます。時代の変化とともに労務提供が難しくなったことから、自治区が事業主体となり、工事を発注する現在の方式による補助事業に変化したものであります。

なお、町単補助事業につきましては、毎年11月頃に開催される行政協力員会において、翌年度分の申請依頼をし、各自治区において緊急性の高い二、三か所について優先順位をつけていただく中、申請をしていただいております。

ご質問の、令和7年度の町単補助事業の予算額及び各自治区からの要望内容等でございますが、建設課で計上している予算額は1千万円となっており、ここ数年同額で推移しております。

また、今年度の建設課における町単補助事業の件数は、26区124か所の申請があり、要望内容といたしますと、工種別に道路改良20か所、水路改良41か所、舗装工26か所、その他が37か所となっており、そのうち町道に関する申請につきましては、道路改良及び舗装工を合計した46か所で、全体の申請に対する割合は、約37%となっている状況であります。

さらに、この道路に関する申請のうち、要望が多いのは、道路拡幅、舗装の新設及び修繕、また注意喚起や安全対策としてのカラー舗装などがございます。

次に、要望に対する対応につきましては、各自治区からご提出いただいた申請書に基づき、例年4月から6月に、各区長をはじめ自治区の役員の皆様と担当課職員により、申請箇所 の現地調査を行う中で、緊急性や優先順位等を考慮した上で、箇所決定の原案を作成しております。

作成した箇所決定の原案によりまして、協議を重ねた上で、町長、副町長を含めた調整会議を開催し、地域バランスも考慮しながら総合的に箇所決定をしている状況でございます。

ご提出いただいた申請内容により、国や県に要望しなければならない、対応が困難なものや、町単補助事業で実施するには、かなりの時間や費用を要してしまう工事などにつきましては、町が発注する道路維持工事や河川・水路改良工事などに振り替えて対応する場合もございます。

町単補助事業は、地域の皆様の要望など地域レベルの視点で事業を実施することができ、ご自身の地域の環境整備を行う手段として有効な事業であるとともに、町独自のきめ細やかな事業として、大変有意義なものであると考えております。

また、整備の必要性がある箇所を詳細に把握するためには、区長や区役員の皆様とともに現地調査を行い、現在置かれている状況及び問題点などを現地で確認し、さらにその中から緊急性及び優先順位を考慮することとしております。

今後につきましても、毎年多くの申請をいただいている状況でありますので、各自治区とご相談をさせていただきながら申請状況を確認し、できるだけ多くのご要望に添えられるよう努めてまいりたいと考えております。

2番（大日向君） ただいま、町長、担当課長より答弁がありました。令和7年度に行われる町道の改良工事の詳細について、よく分かりました。

町の主要道路として、日々たくさんの方が利用されております。もちろん車両に限らず、通学の学生も多く利用しており、毎年危険箇所の改善の要望もあるかと思えます。各自治区から町単補助事業も同様に毎年要望されます。要望に対し、全て最優先対応ができないかとは思いますが、町内の安全管理の観点からも、早期の対応を実現していただくことをお願いして、次の質問に入ります。

2. 学校、保育現場の給食について

イ. 無償化前後の賄い材料費等の状況について、2点お伺いします。

1点目、無償化前と無償化後の町が負担している賄い材料費の推移は。

2点目、無償化前と無償化後で子ども1人あたりに係る1食当たりの金額の推移は。

ロ. 給食に使用される賄い材料について、2点お伺いします。

1点目、地産地消食材はどのような食材が対象となっているのでしょうか。

2点目、決まった予算の中で、賄い材料費はどのように選定しているのでしょうか。

ハ. 物価高騰の影響について、1点。

他府県では、物価高騰により給食内容を変更せざるを得ない事例が発生しています。給食提供の本分を損ねる事態となっている状況があり、当町での給食の状況はどうでしょうか。

以上、質問いたします。

教育文化課長（細田さん） 大日向議員さんの学校、保育現場の給食についてのご質問に、順次お答えいたします。

最初に、イ. 無償化前後の賄い材料費等の状況につきまして、町が負担している賄い材料費の推移であります。提供する食数が異なることから、増減について単純に比較することはできませんが、それぞれ決算額でお答えしてまいります。

小中学校では、令和5年度から給食費の保護者負担の無償化を実施しておりますことから、無償化前の4年度から6年度まで決算額でお答えいたします。

令和4年度が6,729万2千円、5年度が6,978万3千円、6年度は6,906万9千円で、おおむね6,700万円から6,900万円後半で推移しております。

次に、保育園におきましては、令和3年度から3歳以上児の副食費の無償化を実施しており、賄い材料費の決算額といたしましては、令和2年度が2,432万5千円、3年度が2,419万6千円、4年度が2,396万9千円、5年度が2,450万7千円、6年度は2,597万1千円で、おおむね2,400万円から2,500万円後半で推移しているところであります。

次に、子ども1人あたりに係る1食当たりの金額の推移について、献立を作成する際の目安

の金額でお答えいたします。

初めに、小中学校につきましては、小学生は令和４年度が２８０円、５年度は３００円、６年度は３１５円、中学生は、令和４年度が３２５円、５年度は３４５円、６年度は３６０円で年々値上がり傾向であります。

また、今年度につきましても小学生３２０円、中学生が３６５円を目安としており、どちらも昨年度に比べ５円の値上げであり、物価高騰による食材費の上昇に合わせ、緩やかに上昇してきております。

続いて、保育園につきましては、園児１人当たりの１日の目安ですが、３歳未満児は令和２年度から無償化をした３年度を挟み４年度までは３４０円、５年度から６年度は３５０円、３歳以上児は、令和２年度から４年度までは２１０円、５年度から６年度までは２２０円であります。

また、今年度は３歳未満児３８０円、３歳以上児２４０円で、昨年度に比べそれぞれ３０円と２０円の値上げとなり、小中学校と同様に値上がり傾向であります。

続きまして、ロ．給食に使用される賄い材料についてのうち、地産地消食材の対象についてでございますが、小中学校の学校給食は国内産中心であり、子どもたちの健康と安全、食育、食文化の継承のほか、国内産野菜等を使用することでの国内農業の持続や、食材の輸送コストの指標であるフードマイレージを減らすことでの環境への配慮といった多様な社会的意義を果たすことを目標として提供しております。

小中学校の学校給食で提供している地産地消食材の主な品目といたしましては、町内産は、ねずみ大根やキャベツ、ニンジン、白菜、トマト、リンゴ、ブドウなどで、そのほかの野菜類、肉類、果物類、米は基本的には県内産で豆腐、ケチャップといった加工品につきましても県内産を使用しております。

また、保育園におきましても、国内産の食材を中心とし、できる限り地元食材を利用することとしており、特にリンゴやブドウについては町内産を提供しており、給食の際に町内産であることを子どもたちに伝えるなど、地元の食材への興味や関心を持ってもらえるよう努めております。

続きまして、賄い材料はどのように選定しているかにつきましては、栄養士を中心に、材料ごとに複数業者からの見積りを取る中で安価な業者を選定していますが、できる限り町内産や県内産などの地元産を納入いただける業者であること、安全面や衛生面について有利であることも考慮しているところであります。

また、献立の作成にあたっては、同じ食材でもより安価なものを使用する工夫や旬の材料を使うなど、栄養価や量を変えない範囲で、食材費を抑える工夫をしているところであります。

そのほか、給食を確実に提供するため、発注前に納入業者との連絡を密にすることで、食材

の急激な価格高騰や品薄、欠品といった状況に陥らないよう、配慮し作成しております。

最後に、ハ、物価高騰による給食への影響についてであります。当町においては、物価高騰を原因として給食内容を変更した事例はありませんが、先々の食材の価格が、近年の物価上昇により大変見込みづらい状況となりつつあります。

町といたしましては、子どもたちの心身の発達のために必要となる栄養バランスと量を確保した給食を提供することが重要であると考えことから、今年度において、価格の上昇を考慮し1人当たりの食材費の目安を増額したところではあります。今後も、食材の価格の動向を注視し、献立の創意工夫をする中で、給食の質や量を低下させることがないよう対応してまいりたいと考えているところであります。

2番（大日向君） ただいま、担当課長より答弁がありました。給食費無償化が実施され、当町の給食提供については、地産地消の食材利用は問題なく継続されていること、また、安心・安全に十分留意されたものが安定して提供されていることが分かりました。

しかし、一昨年の情報ではございますが、一部地域では、給食費無償化後、物価高騰の影響も大きく、1食当たりの提供ボリュームを減らざるを得ない事態となってしまった事例もあります。もちろん、定められた基準の栄養価を満たしていないことも問題ではあります。給食の持つ本質が保たれなくなってしまうことは、非常に憂慮すべきことと考えます。

我が国の給食文化は、世界的に見ても非常に価値のある文化の一つであります。たくさんの子どもたちにとって、給食の時間が楽しい・おいしい・うれしい時間であってほしいと思っております。

そこでなんですが、1点再質問なんですけれども、現在、世間ではお米の不足が深刻な状況であります。そのような中、学校給食の米飯の確保の状況はどうなっているのでしょうか。また、今期分は問題なく提供可能なのでしょうか。1点再質問いたします。

教育文化課長（細田さん） 小中学校の米飯の確保状況について、再質問にお答えいたします。

学校給食の米飯は、町の食育・学校給食センターで調理しているのではなく、公益財団法人長野県学校給食会と1年間の委託契約を結び、各小中学校に提供しております。

委託先の学校給食会は、全国全ての都道府県にそれぞれ設置されており、学校給食の円滑な実施のため、主食の提供等を行っておりまして、給食の原料となる米や小麦粉を仕入れ、炊飯やパンの加工工場に製造を委託し、各学校へ届けております。

町が毎年委託契約を行っている長野県学校給食会は、県内の給食センターの多くが契約しており、米飯等の提供に実績がある委託先であり、長野県学校給食会からは、現段階で米不足により米飯が提供できないといったお話は聞いておらず、各学校に安定して米飯を提供できている状況であります。

2番（大日向君） 再質問にお答えいただきました。給食提供の米飯については、問題なく、必

要量が確保できているということが分かりました。

子ども権利条約の中で、全ての子どもは生命・生存及び発達に対する生きる権利を有しております。学校給食との結びつきは、このような側面からも重要となります。子どもたちの権利が侵されることのないよう、我々大人は行動する必要があると考えております。

当町では、幼保を含め、副食費としての予算を計上しております。引き続き、質の高い給食の提供が維持できるようお願いをして、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） 以上で、通告のありました8名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから明日19日までの2日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから明日19日までの2日間は、委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月20日午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午前10時06分）

6月20日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 12名

1 番議員	中 嶋 登 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	大日向 進 也 君	9 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	祢 津 明 子 君
4 〃	水 出 康 成 君	11 〃	朝 倉 国 勝 君
5 〃	宮 入 健 誠 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
6 〃	中 村 忠 靖 君		
7 〃	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 12番議員 滝 沢 幸 映 君

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	北 沢 明 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	川 島 徳 夫 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	川 島 徳 夫 君
子 ども 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 議案第 29 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第 2 議案第 30 号 坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例について

第 3 議案第 31 号 令和 7 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 号）について

追加第 1 議案第 32 号 令和 7 年度坂城町一般会計補正予算（第 2 号）について

追加第 2 発議第 2 号 米政策を抜本的に転換し、米を安定供給することを求める意見書

追加第 3 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、12 番 滝沢幸映議員から欠席の届出がなされております。

また、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

議長（中嶋君） 日程第 1 「議案第 29 号」以下、日程に掲げた議案につきましては、全て去る 6 月 9 日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第 1 「議案第 29 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第 2 「議案第 30 号 坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例について」

議長（中嶋君） これより質疑に入ります。

13番（大森君） これは、湯さん館の入館料を値上げするという内容になるわけですが、上限幅を決めるということの中身でありますけれども、どんな検討をされたのか。大体近隣の温泉施設等を比べて入館料とか、あるいはサービス、あるいは営業時間等を検討した場合に、お客様の入館数が増えるのか、それとも減るのか、どのような検討されたのか、検討した内容についてご報告ください。

企画調整係長（宮原君） 条例の改正案の上限額をどのように決めたのかということのご質問かと思いますが、利用料の上限額につきましては、議員さんがおっしゃるとおり、近隣の市町村の改定状況ですとか、県の公衆浴場入浴料金の改定状況を参考にしまして、加えまして、前回値上げをした令和元年度からの燃料・光熱費の上昇率等を踏まえ、利用料上限額案を算定したところであります。

入館者数につきましては、ベースとしましては、令和6年度の入館者数をベースとしまして、利用料のほうの改定案を設定したところでございます。

13番（大森君） 一つ答弁漏れじゃないかと思うんですが、値上げすることによってお客さんが増えるのか減るのか、そういうような検討はどのくらいされたのかということをお聞きしているわけですが。

企画調整係長（宮原君） 利用料金の上限額の改定によって利用者数が増えるか増えないのかといったご質問でございますけれども、利用料を上げたことによって、一定期間は利用者数が減ることを想定しておりますけれども、さらなるサービスの向上、利用される方の満足度を上げることに入館者数を増やしてまいりたいというふうに考えております。

13番（大森君） だから一定期間の間は減るでしょうということですが、じゃあどんな対策を取ろうということ、何か計画、企画、準備なんかはあるんですか。ただ、今までどおりのサービスで値上げしていくということなんでしょうか。

企画政策課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。入館者数ですけれども、値上げによって利用者数が減るのではないかとということで、今ご答弁させていただきましたが、現在、4月以降、上田市ですとか、ほかの市町村さんが入館料を値上げされておりますが、その関係で坂城町のほうに増えてきているというような状況もあり見受けられないということと、坂城町の湯さん館の魅力を十分皆さんにご承知いただいて、入館者数自体はさほど減少はしないと考えております。

また、先日の一般質問でもお答えいたしましたけれども、これまでの様々な取組を継続する中で、新たなイベントですとか季節ごとのイベントですとか、そういった新たな企画を実施するなどによって利用者数の増加と、あと湯さん館の魅力の向上に努めてまいりたいと考えております。

議長（中嶋君） ほかに質疑はございますか。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

13番（大森君） まだ全て述べていないのに進行がかかったので、これは取り上げないで、議長にもうちょっと進めていただきたいと思います。

議長（中嶋君） 了解いたしました。

それでは、これにて討論を終結いたします。

13番（大森君） 討論について、反対の方の討論を求めますから始まるんじゃないですか。議事の進行がちょっとおかしいと思いますが。

議長（中嶋君） 大変失礼いたしました。

それでは、反対討論から入りたいと思います。反対討論の方はございますか。

13番（大森君） 議案第30号「坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例について」反対討論を行います。

この条例の改正は、各利用区分の金額を引き上げるものであります。最近の光熱費・エネルギーの高騰や人件費の改善など、これらを理由として引上げの案が出ています。中東の紛争などで、さらに石油の値上げが想定されます。また、人件費についても適正な労賃にしなければなりません。だからといって、安易とは申しませんが、入湯料金を引き上げるべきではないと考えます。

近隣の民間施設、ただお風呂に入るというだけの行為であれば、例えば万葉温泉は朝4時から夜の11時まで。大人が480円、子ども100円、以下いろいろと細かいことはありますけれども、回数券では10枚で4千円。そして、6月27日から29日の3日間を回数券特売日として、大人11枚券を4千円で特売すると、1枚当たり365円という値段であります。

観世温泉の営業時間は朝4時半から夜11時まで。大人300円、中学生250円、小学生120円、そして回数券は大人25枚つづりで7千円。

国民温泉、大人（18歳以上）340円、中学生から18歳未満250円、回数券では、10枚入浴券で3千円です。

近隣の公的温泉では、千曲市では値上げの議案が出ているという報道がありました。委員会では否決されております。

また、室賀温泉のささらの湯の営業時間は、朝風呂が5時から8時まで、最終受付は7時20分まで。そして、10時から21時までが昼・夜の部として、1回券では朝風呂一般350円、小中学生150円、そして、昼・夜の一般の人が650円というふうになっています。半年券では、朝風呂は一般で1万2,600円、小中学生で5,600円。昼・夜の入浴料では、一般では半年間が2万3,400円、小中学生が1万800円、このように具体的に

出ています。

また、千曲市の公的な施設、つるの湯やかめ乃湯、それから湯のさとちくま白鳥園など、今後、値上げする可能性はあるかと思いますが、このように例示した料金比較では、どれを取ってもびんぐし湯さん館が最高金額と。そしてまた、営業時間等でも大きな差があります。このように、湯さん館と近隣温泉施設との比較を見ても誘客につながるのか疑問であります。

千曲市議会の社会文教委員会では、反対の決議がなされております。

びんぐし湯さん館の条例の第2条には、温泉施設設置の目的として、「住民の心身の健康増進、コミュニティ活動の推進、地域活性化等を図る」となっております。利用料の引上げは、果たしてこの条例の目的を果たせるでしょうか。

今、高齢化社会が進む中で、各国のシニアクラブの解散や高齢者の外出しないという孤独化など、介護予防などの対策が求められているときであります。お風呂に来ることで自身の隣近所のつながりだけでなく、同じ時間帯で行き会う他地域の風呂仲間関係もでき、町民同士のつながりが広がることになります。これこそが条例の目的ではないでしょうか。

提案しますけれども、ただいま全戸に割引券が配布されております。それに加えて、町民と町外の差別化を明確にすること、二つに、例えば町民高齢者1人に月4回、年48回の無料招待券を配布するなど、必要ではないかと考えます。これは、町の政策としての事業として実施するわけですから、財源は町の一般会計から支出となります。安易な引上げではなく、近隣の施設の状況を研究し、湯さん館に呼び込む施策や企画などを検討すべきと考えます。

以上、利用料の引上げをしない対策を提案し、議案第30号「坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例について」反対討論とします。

議長（中嶋君） 大変すみません、私はまだ不慣れでございまして、大変皆さんにご迷惑をかけていることを誠に申し訳なく思っています。

先ほど、これにて討論を終結いたしましたと、私は申し上げましたが、大変すみませんが、これを取り消させていただきたいと思います。

ただいまは、大森議員が反対討論をなされました。引き続きまして、次に、賛成討論を行いたいと思います。賛成討論の方はございますか。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） 特にないようです。

次に、反対討論の方はございますでしょうか。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） 特にないようです。

次に、賛成討論の方はございますか。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

「質疑、討論終結（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎日程第3「議案第31号 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第1号）」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（中嶋君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第32号 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」及び追加日程第2「発議第2号 米政策を抜本的に転換し、米を安定供給することを求める意見書について」の2件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（中嶋君） 朗読が終わりました。最初に提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、議案第32号「令和7年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ771万円を増額し、歳入歳出予算の総額を75億6,451万5千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、財政調整基金繰入金741万円、町債30万円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳出の内容につきましては、介護予防施設ふれあいセンターのボイラー設備故障に伴う補修工事費591万8千円、テレビ機能付カーナビに係るNHK受信料149万2千円、部品等高騰に伴い不足が見込まれる消防団軽積載車購入に係る経費30万円をそれぞれ増額するものであります。

なお、ふれあいセンター補修工事期間中は、この施設での入浴の利用を休止いたしますが、障がいや介護等でお一人では入浴できない状態により介助風呂を利用されていた方につきましては、町内福祉施設のご協力により、入浴室を利用させていただけることになりましたので、対象の方にご案内しております。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中嶋君） 次に、趣旨説明を求めます。

8 番（玉川君） 私からは、発議第 2 号「米政策を抜本的に転換し、米を安定供給することを求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

米政策を抜本的に転換し、米を安定供給することを求める意見書。

米は日本人の主食であり、国の食料安全保障の根幹をなす重要な作物である。近年、米の不足と価格高騰が深刻化し、国民生活や農業経営に多大な影響を及ぼしている。いまや米の安定供給は、国を挙げて取り組むべき国民的課題となっている。

令和 5 年産（2023 年産）の米の生産量は 661 万トンにとどまり、同年 6 月末から令和 6 年（2024 年）6 月末までの推計需要 705 万トンを大きく下回った。こうした供給不足にもかかわらず、政府の対応は後手に回り、備蓄米 61 万トンの放出が決定されたのは今年 1 月末であり、6 月になって 20 万トンの追加放出も表明した。

その結果、今年 6 月末の在庫は適正在庫を超える可能性もあり、5 キロ 1,700 円から 2 千円前後の随意契約による備蓄米（令和 2、3、4 年産（2020、2021、2022 年産））、3 千円台の入札による備蓄米（令和 5 年産（2023 年産））、4 千円前後の令和 6 年産（2024 年産）が店頭に並び、高値で仕入れた小売業者は窮地に立たされている。

この混乱の背景には、需要逼迫が前年から予測されていたにもかかわらず、機動的な備蓄放出が行われなかったこと、加えて政府の政策に一貫性を欠いたことがある。

さらに根本的な要因として、長年続けられてきた減反政策と、市場任せの価格政策の弊害がある。かつて 60 キロ当たり 2 万円を超えていた米価は、1 万円前後にまで下落し、さらに、平成 30 年（2018 年）の減反政策廃止で 10 アール当たり 1 万 5 千円の所得補償制度も廃止され、米農家の収益性が著しく悪化したことで米農家は平成 12 年（2000 年）以降、175 万戸から 58 万戸（令和 5 年（2023 年））に減少した。

こうした離農や稲作放棄により、水田の減少が進み、食料自給率の低下のみならず、治水機能や環境保全機能の低下など、社会的損失も拡大している。

以上の状況を踏まえ、将来にわたり安定的な米の供給と農業経営の持続可能性を確保するためには、これまでの減反・減産政策を見直し、政府の責任において食料安全保障の視点から米政策を抜本的に転換する必要がある。

よって、政府においては、下記事項を確実に実施するよう、強く要望する。

記

1 平成 30 年（2018 年）の減反政策終了後も続けられている生産調整を見直し、需要に応じた生産調整を再構築するとともに、食糧法の趣旨に沿った安定供給体制を整備すること。

2 米の価格と流通を市場任せにするのではなく、価格保障を行うとともに、備蓄米を大幅に増やし、需給を政府がコントロールできる仕組みを整備すること。

3 経営規模や地域特性、生産物の品質などに対応した柔軟な所得補償制度の導入や、現状に合わない複雑な規制を見直し、多様な農家の継続的な経営を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（中嶋君） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時32分～再開 午前10時42分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第32号 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」

議長（中嶋君） これより質疑に入ります。

8番（玉川君） カーナビについてなんですが、歳出の119万円、款2総務費、項1の総務管理費の部分なんですが、このカーナビの契約について、もう少し詳しく教えていただきたいのと、それと今後の対応についてはどういうふうになるのか。これについて説明をお願いします。

総務係長（宮下君） 歳出、款2総務費、項1総務管理費、目10業務管理費、業務管理一般経費の受信料についてでございます。こちらの契約についての詳細ということでございますけれども、カーナビゲーションでテレビの受信機能があるカーナビにつきまして、町の公用車に設置されているものが、こちらの業務管理一般経費で管理しているところで9台、それと教育費に計上しております公民館一般経費に計上しているところで1台の合計10台がございます。こちらについて、カーナビゲーションのNHKの受信料ですね、こちらの契約が未締結であったものがあったというものでございます。これについて契約を締結して、過去に遡っての受信料をお支払いするというものでございます。

また、今後についてということですが、今後につきましては、新たな公用車の購入の際にですね、カーナビを整備するときには、そういった受信料の契約というものが必要なものについては行っていく。また、今現在契約中のものにつきましても、テレビの機能を外すことなどを検討していきたいと考えています。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第2「発議第2号 米政策を抜本的に転換し、米を安定供給することを求める意見書について」

議長（中嶋君） これより質疑に入ります。

4 番（水出君） 発議第 2 号「米政策を抜本的に転換し、米を安定供給することを求める意見書について」の前段の趣旨説明の半分から下辺りのところです。さらに、平成 30 年から減反政策云々につながるところで、1 万 5 千円の所得補償制度を廃止され、米農家の収益性が著しく悪化したことで農家が減少したという表現で捉えておりますけれども、これは減反の補助金制度のことを言っているのか、別の所得補償制度について言っているのかお伺いいたします。

8 番（玉川君） これについては、減反ということです。

4 番（水出君） 減反の補助金ということであると、2010 年から 2012 年、一律 10 アール当たり 1 万 5 千円、これを補助するという補助金は出ております。それで、2018 年に 5 年間を目指して減反を廃止する上で、2013 年から 10 アール当たり 7,500 円、半減する、そういうことになって、その後ですね、あわせて家畜用の飼料を作る農家には 10 アール当たり 10 万 5 千円の補助が出る。それとか、空き地政策等の、畑が荒れてしまうので、維持しておく。そういったものに 3 千円等々の、どちらかというと農家を骨抜きにしてしまうお金で減反を進めた。そんな表現になってしまうんですけれども、この 1 万 5 千円が廃止されて農家の所得減につながったということは、ちょっと理解できないというところで質問させていただきましたが、その辺について、ご見解をお願いいたします。

8 番（玉川君） この補償制度があったために、農家は減反をして、米をやめてもある程度生きてきたということと理解をしております。

4 番（水出君） ただいまのところではこれまでとさせていただきます。

もう 1 点お願いいたします。記で要求事項を書かれているところでの質問になります。2 項、「米の価格と流通を市場任せにするのではなく、価格保障を行うとともに」の価格保障とはどういった状況を想定して、何の価格について保障していくのか、もし考えられている状況があれば教えていただければと思います。

8 番（玉川君） この価格保障については、現在、規模にもよりますけれども、最低限の 10 アール当たりとか、60 キロ作るとき必要な経費があります。その経費について、今の場合だと 1 万 5 千円ぐらいかかるんですが、それが価格に反映されていないということで、その差額について保障をすると考えております。

4 番（水出君） 以上で結構です。

議長（中嶋君） ほかに質疑はございますでしょうか。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

4 番（水出君） 反対討論をお願いいたします。

議長（中嶋君） 大変失礼いたしました。反対討論に入ります。お願いいたします。

4 番（水出君） 私は、発議第 2 号「米政策を抜本的に転換し、米を安定供給することを求める意見書について」反対の立場から討論いたします。

令和の米騒動として、米不足、米価高騰は国民の生活に大きな影響を与え、国民の関心が寄せられています。その中、備蓄米について農林水産相が変わることで市場に並ぶスピードや提供価格が変わることで国民を混乱させていることは、政府を批判し問いただすべきと思います。

減反政策は 2018 年に廃止されていますが、農林水産省は引き続き需要予測に基づく生産量の目安を発表し続けているほか、主食用米から転作する農家に補助金を出しています。価格を維持したい農業団体などは、この目安に基づいて生産量を調整しているため、事実上、減反政策は続いているという見方が一般的と思われます。長年にわたり日本の米価格を高く維持してきたこの政策は、2024 年の米不足と価格高騰を受け、農家の経営難や消費者負担の増大を招いていることに対して、抜本的な改革が必要です。

そこで、政府は、生産調整の見直しと同時に、農家の所得を直接補償する新たな制度の導入を検討しています。食料安全保障の強化と農業の持続可能性を目指して、現小泉進次郎農水相は、生産から流通業、卸業、小売業や精米能力、備蓄量、輸出入量の全てにおいて課題を抽出し、生産調整の枠組みを再構築し、農家の経営安定と消費者への安価な米供給の両立を図る方針を強調しています。

その中、意見書に示す要望事項に関して、1 項で需要に応じた生産調整をし、2 項では備蓄米を大量に増やすことで安定供給をコントロールするとありますが、生産者の負担は大きくなります。生産者側は安定量の生産を任されることを望みます。また、同項で米の価格と流通を市場任せにするのではなく、価格保障を行うとありますが、どのような状況を想定して価格保障を行うかが不明確であります。

3 項で経営規模や地域特性による所得格差に対応した柔軟な所得補償制度を導入しとあるが、多様な米農家の経営においては、経営規模や地域特性による所得影響は少なく、気候や生育管理が米の出来に影響し、所得が変わります。経営規模や地域特性による所得補償は現実的ではありません。

以上により、現在の食糧法や食料安全保障、米政策に係る各大綱や要綱に定めていることから逸脱していることを是正することは必要ですが、抜本的な転換を意見している事項とは判断できないため、私は、米政策を抜本的に転換し米を安定供給することを求める意見書については反対といたします。

議長（中嶋君） 次に、賛成討論はございますか。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） ないようですので、次に、反対討論はございますでしょうか。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） 次に、賛成討論はございますか。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを、それぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

「質疑、討論終結（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎追加日程第3「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（中嶋君） 各委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会の継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の委員会継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長（中嶋君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和7年第2回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月9日に開会されました本定例会は、本日までの12日間にわたりご審議をいただきました。

提案いたしました人事案件、条例の制定、条例の一部改正、一般会計補正予算（第1号）並びに追加議案として本日上程いたしました一般会計補正予算（第2号）も含め、全ての議案に対し、原案どおりご決定を賜り、ありがとうございました。

さて、今年も梅雨入りし、今後台風のシーズンを迎えるにあたり、改めて防災意識の向上と、災害時における命を守る行動の周知徹底を図るとともに、自主防災活動の充実につなげていただけるよう、全区長さんを対象とした防災説明会を7月1日に開催し、ハザードマップの見方や、避難情報のポイント、避難行動フローなどについてご説明をさせていただく予定としてお

ります。

また、8月31日には、四ツ屋・戌久保を除く坂城地区の皆さんを対象に、坂城小学校において町総合防災訓練を実施いたします。今年度は、大型地震を想定しての各種訓練を計画しておりますので、こうした機会を通じ、町民の皆様にも、日頃から災害への備えを進めていただく契機にいただければと考えております。

さて、鉄の展示館では、8月31日まで「第15回新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会」を開催しております。本展覧会では総合的工芸品である日本刀の世界及び日本刀文化について理解を深めていただくため、コンクールの受賞作品を一般に公開しておりますので、多くの皆様にご来館いただければと思っております。

また、7月5日土曜日には、南条小学校の音楽堂におきまして「第47回納涼音楽会」を計画しております。納涼音楽会実行委員会では、町内音楽団体のほか、久しぶりに町内全ての小中学校も参加して、全10団体の皆さんが開催に向け、準備を進めておりますので、ご期待いただければと思います。

また、7月12日には、地域の交流と文化活動の推進を目指して「隣保館ふれあい交流フェスティバル」を開催いたします。隣保館で活動するサークルの作品展示やダンスなどのグループ発表を同会場で行うとともに、中心市街地コミュニティセンターでは、フルート奏者の斎藤寛さんらをお招きし、フルート、オーボエ、ファゴットの木管楽器三重奏による「ゆらぎの癒しコンサート」も開催いたしますので、大勢の皆様のご来場をお待ちしております。

続きまして、今年で48回目を迎える夏の風物詩「町民まつり坂城どんどん」につきましては、企画委員会及び実行委員会において、8月2日土曜日に横町・立町通りで開催することに決定いたしました。

今年は、特別ゲストとして、食器や空き缶、ペットボトルなど身近なものを楽器に変えて演奏する日用品演奏ユニットk a j i i（カジー）さんをお招きします。当日は、子どもたちが手作り楽器を制作し、それを使って一緒に演奏する演出も計画しており、楽しいパフォーマンスと、ものづくりの楽しさを体験していただきたいと思っております。このほか、恒例のビアガーデン、子ども広場、踊り流しなども計画されており、大人も子どもも楽しめる催しとなるよう、準備を進めてまいります。

また、8月15日には、文化センターにおきまして、成人式から数えて70回目となる「二十歳のつどい」を開催いたします。現在10名の実行委員の皆さんを中心に準備が進められておりますが、議員の皆様にも式典のご案内を申し上げますので、ぜひご出席いただき、二十歳の皆様方をお祝いしていただきたいと存じます。

また、8月23日には、「坂城・千曲薪能」が町の体育館を舞台に開催されます。今回は、坂城町と千曲市の能楽愛好団体が協力しての共同開催方式として、町の特命大使であり能楽師

重要文化財総合指定保持者の松木千俊師、狂言師の野村裕基師をお招きし、日本屈指の演者による能楽が披露されます。伝統芸能である能楽を後世につなぐとともに、町の文化・芸術の振興、また伝統文化の継承のためにも、大勢の皆様にご来場いただき、夏の夜の幽玄の世界を堪能していただければと思います。

さて、来月は、第27回参議院議員通常選挙が現在の国会の会期でいきますと、7月3日公示、7月20日投開票の予定となっております。この予定でいきますと、公示日翌日の7月4日から役場1階で期日前投票が可能となりますので、町民の皆様には棄権することなく投票をお願いいたします。

さて、不安定な世界情勢などで、燃料価格をはじめ、諸物価の高騰が続いております。今議会で補正予算を認めいただきました定額減税調整給付金不足額給付につきましては、対象となる皆様方に対し円滑に支給することができるよう準備を進めてまいります。また、こども福祉医療費窓口負担無償化に係る経費及び新型コロナウイルス予防接種に係る経費につきましても、実施に向けて遅延なく準備を進めてまいります。

また、介護予防施設ふれあいセンターのボイラー設備故障に伴う補修工事につきましても、早期復旧に向けて取り組んでまいります。

気象庁の長期予報によりますと、今年の夏も厳しい暑さになることが予想されております。町民の皆様におかれましては、小まめな水分補給や適切な冷房の使用など、屋外だけでなく屋内におきましても熱中症対策を取っていただくようお願い申し上げます。

議員各位におかれましても、健康に十分留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げます。て、閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（中嶋君） これにて、令和7年第2回坂城町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（閉会 午前11時07分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 中 嶋 登

坂城町議会議員 玉 川 清 史

坂城町議会議員 山 城 峻 一

坂城町議会議員 祢 津 明 子

一 般 質 問 通 告 一 覧 表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 国道18号バイパス建設について イ. 進捗状況は ロ. 今後の取り組みは 2. びんぐし湯さん館について イ. 温泉施設条例の利用料上限額改定について	9 番 山 城 峻 一	町 長 担 当 課 長
2	1. 住宅の耐震対策について イ. 坂城町住宅耐震化の取り組みについて 2. 旧家の久保家住宅について イ. 久保家住宅の現状と今後の活用方針について	6 番 中 村 忠 靖	町 長 教 育 長 担 当 課 長
3	1. 誰もが差別を受けないために イ. 補助金の見直しを ロ. 隣保館の名称変更を ハ. 条例及び規則の見直しについて ニ. 「部落解放の町宣言」について 2. 有機農業の行方は イ. 町長の意図するところは何か ロ. 有機農業の今後の予定は 3. 千曲坂城クラブについて イ. 保護者の負担は	13番 大 森 茂 彦	町 長 教 育 長 担 当 課 長
4	1. 新複合施設建設について イ. これまでの事業計画について ロ. 今後の事業進捗について 2. 高齢者を取り巻く状況について イ. 高齢者等の状況について ロ. 高齢者が元気で生活するために ハ. 自治区に於ける活動状況について	5 番 宮 入 健 誠	町 長 担 当 課 長
5	1. 米の需給調整について イ. 米の需給調整の状況は ロ. 転作補助金の推移は ハ. 米の需給調整政策に対する考えは 2. 放置竹林について イ. 町の対応策は	11番 朝 倉 国 勝	町 長 担 当 課 長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
6	1. 防犯活動について イ. 防犯カメラ設置促進について ロ. 町公共施設での防犯訓練について 2. 特色ある教育について イ. 学びの改革リーディング校について ロ. 成果を広める活動について	4 番 水 出 康 成	町 長 教 育 長 担 当 課 長
7	1. 安心・安全の町づくりに向けて イ. 町の防犯対策について ロ. 町の交通安全対策について	7 番 星 哲 夫	町 長 担 当 課 長
8	1. 町道の改良事業について イ. 令和7年度に行われる工事概要と事業規模について ロ. 町道の補修事業について 2. 学校、保育現場の給食について イ. 無償化前後の賄い材料費等の状況について ロ. 給食に使用される賄い材料について ハ. 物価高騰の影響について	2 番 大 日 向 進 也	町 長 教 育 長 担 当 課 長

米政策を抜本的に転換し、米を安定供給することを求める意見書

米は日本人の主食であり、国の食料安全保障の根幹をなす重要な作物である。近年、米の不足と価格高騰が深刻化し、国民生活や農業経営に多大な影響を及ぼしている。いまや米の安定供給は、国を挙げて取り組むべき国民的課題となっている。

令和5年産（2023年産）の米の生産量は661万トンにとどまり、同年6月末から令和6年（2024年）6月末までの推計需要705万トンを大きく下回った。こうした供給不足にもかかわらず、政府の対応は後手に回り、備蓄米61万トンの放出が決定されたのは今年1月末であり、6月になって20万トンの追加放出も表明した。

その結果、今年6月末の在庫は適正在庫を超える可能性もあり、5kg1,700から2,000円前後の随意契約による備蓄米（令和2、3、4年産（2020、2021、2022年産））、3,000円台の入札による備蓄米（令和5年産（2023年産））、4,000円前後の令和6年産（2024年産）が店頭に並び、高値で仕入れた小売業者は窮地に立たされている。

この混乱の背景には、需要逼迫が前年から予測されていたにもかかわらず、機動的な備蓄放出が行われなかったこと、加えて政府の政策に一貫性を欠いたことがある。

さらに根本的な要因として、長年続けられてきた減反政策と、市場任せの価格政策の弊害がある。かつて60kgあたり20,000円を超えていた米価は、10,000円前後にまで下落し、さらに、平成30年（2018年）の減反政策廃止で10アールあたり15,000円の所得補償制度も廃止され、米農家の収益性が著しく悪化したことで米農家は平成12年（2000年）以降175万戸から58万戸（令和5年（2023年））に減少した。

こうした離農や稲作放棄により、水田の減少が進み、食料自給率の低下のみならず、治水機能や環境保全機能の低下など、社会的損失も拡大している。

以上の状況を踏まえ、将来にわたり安定的な米の供給と農業経営の持続可能性を確保するためには、これまでの減反・減産政策を見直し、政府の責任において食料安全保障の視点から米政策を抜本的に転換する必要がある。

よって、政府においては、下記事項を確実に実施するよう、強く要望する。

記

- 1 平成30年（2018年）の減反政策終了後も続けられている生産調整を見直し、需要に応じた生産調整を再構築するとともに、食糧法の趣旨に沿った安定供給体制を整備するこ

と。

- 2 米の価格と流通を市場任せにするのではなく、価格保障を行うとともに、備蓄米を大幅に増やし、需給を政府がコントロールできる仕組みを整備すること。
- 3 経営規模や地域特性、生産物の品質などに対応した柔軟な所得補償制度の導入や、現状に合わない複雑な規制を見直し、多様な農家の継続的な経営を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月 日

長野県埴科郡

坂城町議会議長 中 嶋 登

衆議院議長 額 賀 福志郎 殿

参議院議長 関 口 昌 一 殿

内閣総理大臣 石 破 茂 殿

農林水産大臣 小 泉 進次郎 殿